

長野県の教育

2025 年度

長野県教職員組合連絡協議会

長野県教職員組合

長野県高等学校教職員組合

長野県私立学校教職員組合連合

信州大学教職員組合

長野大学教職員組合

長野県立大学教職員組合

長野市立高等学校教職員組合

目 次

I 2025 年度長野県教育研究集会に寄せて 2025年度県教研集会実行委員長 細尾俊彦

II 2025年度 県教研要項

III 記念講演「 女性たちのネットワーク形成から考える貧困と学校
—調査とおにわの事例から— 」 上間陽子さん

IV 課題提起

V 各分科会報告

分科会構成（共同研究者・役員一覧）

第1分科会 国語教育

第2分科会 外国語活動・外国語教育

第3分科会 社会科教育

第4分科会 算数・数学教育

第5分科会 理科教育

第6分科会 芸術教育（美術教育、音楽教育、書写・書道教育）

第7分科会 技術・職業教育

第8分科会 家庭科教育

第9分科会 保健体育教育

第10分科会 学校保健

第11分科会 総合学習・生活科

第12分科会 ICT・情報教育

第13分科会 学校づくり・教育課程（学校づくり・教育課程、集団づくり・生活指導）

第14分科会 特別支援教育と障害児の教育

第15分科会 教育改革と青年期の教育

第16分科会 地球市民と教育

第17分科会 教育条件整備

第18分科会 学校給食と食教育

第19分科会 現代文化・図書館教育

第20分科会 子どもと人権（こどもの権利条約が生きる学校、ジェンダー平等）

VI 2025年度役員・本部実行委員名簿

VII 長野県教育研究集会年表

2025年度長野県教育研究集会

～いっしょに話ませんか 子ども、学校、教育を～

- 1 期 日 2025年11月2日（日）
 - 2 会 場 全体集会オンライン、分科会オンライン、吉田高校・長野県教育会館にて実施
 - 3 主 催 長野県教職員組合連絡協議会
長野県教職員組合 長野県高等学校教職員組合
長野県私立学校教職員組合連合 長野市立高等学校教職員組合
信州大学教職員組合連合 長野大学教職員組合
長野県立大学教職員組合
 - 4 基本方針 「平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立」
 - 5 基本的態度
 - ・憲法・子どもの権利条約にもとづき、平和を守り真実をつらぬく民主教育の内容・方法を明らかにし、その充実をはかります。
 - ・学問・研究・教育の自由を擁護し、自主的な研究・実践と交流をすすめます。
 - ・幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学間の連携を強め、父母・県民と共同して長野県教育の充実発展に努めます。
 - ・児童・生徒と保護者との共同、県民のみなさんの参加を積極的に呼びかけ、開かれた大きな研究集会へと発展させ、今日的な教育課題の解決をともにはかります。
 - 6 全体集会・分科会
 - 11 / 2（日）10：00～11：50 全体集会（開会行事・記念講演）
 - 13：00～15：00（120分）分科会Ⅰ（途中、適宜休憩）
 - 15：00～17：00（120分）分科会Ⅱ（ 〃 ）
- 分科会 240分

2025 記念講演

講師：上間陽子さん

女性たちのネットワーク形成から考える貧困と学校

— 調査とおにわの事例から —

【プロフィール】

1972年沖縄県生まれ
琉球大学教育学部研究科教授。
専攻は教育学、生活指導の観点
から主に非行少年少女の問題を研究。1990年代後半から2014年にかけて東京で、以降は沖縄で未成年の少女たちの調査・支援に携わる。2021年からシェルターおにわ代表・現場監督。2023年から特定妊婦の出産応援施設おにわ（沖縄県特定妊婦特例事業）事業主。



【著書】

「裸足で逃げる」（太田出版）、「海をあげる」（筑摩書房）等

【講演要旨】

○沖縄の子どもをとりまく状況

沖縄は貧困問題が厳しい場所です。2018年に亡くなった翁長前知事は貧困率の調査を指示しました。自治体トップが誰に言われるでもなく、自分の責任で対応したのは全国でも稀な例だと思います。その結果、約3割の子どもが貧困状態にあることが分かりました。市町村の貧困率と就学援助率が必ずしも相関していない——学校と自治体のとりくみに差があることも分かりました。その後、県が広報やフライヤー配布をするようになって変わりつつあるのが沖縄のここ10年です。

また、全国学調からは沖縄の子どもたちが数学や国語、理科の学力、学習環境の面で弱点を抱えていることが分かります。そもそも悉皆調査の必要はないと思いますし、加配等もするべきだと思いますが、年度初めから過去問をたくさんやるような対応になってしまっているのが沖縄の特徴です。

不登校も小学校は沖縄がワースト1位です。7月には大麻所持で中学生が逮捕されました。いわゆる「ゾンビたばこ」等で10～20代の摘発が大幅に増えていますが、これは貧困の問題も背後にあります。自分の生きづらさに対して意識を飛ばしたい子どもたち。薬物ネットワークに子どもが接触している実態に手立てがない大人たち。加えて、やはり米軍基地の問題が大きいです。基地経由の郵送物などで簡単に流入してしまうことから、今後は学校の中でも大きな問題になると思います。

沖縄ではこの間、学校の「外」——無料学習塾や子どもの居場所づくりに力を入れてきて、子ども食堂の数は全国1位です。その中で「能力のある子」は学校に戻し、「能力のない子」はキャリア教育へつなげる傾向があります。子どもの能力や生活を査定する場が社会に蔓延しているとも言えます。本来、子どもを包括的に捉え支える場である学校の公共性を復活させていくことこそ必要なのだと思っています。しかし調査をしながら考えるのは「教師は子どもの話を聞いているか」「大人は子どもの権利を守っているか」ということです。「子どもの話は圧倒的に聞かれていない」「大人は教育や保護の名のもとにトラウマを与えたり権利侵害を隠蔽したりしている」と思います。長野の状況も一緒かもしれません。

○調査事例から

私は10代でママになった子たちがどんな思いを持っていたか、学校時代どうだったかということを知りたくてきました。この調査は「性虐待の告白」が多いです。理由の1つは、私は性虐待が「ある」という前提で聞き取りをしていること。もう1つは、出産前後の医療行為に伴う身体拘束は性虐待の場面と似ていて性暴力がフラッシュバックしやすいのです。そういう出産後すぐの女性たちに関わってきたからだと思います。

小学生の時から兄にレイプされ、中学生で「みんなはレイプされていない」と気が付いた子の事例です。自分の家で起きていることがしんどくて友だちに話しますが、中学生には抱えきれないので友達が言いふらしてしまいます。それが先生の耳に入って聞きとりされた時、嘘だと叱責されてしまう。家族内で性暴力が起こるなんてあり得ないという思い込みです。「大人には言えない、とその時思った」と彼女は言います。この先生は沖縄では実践家として有名な方なのですが、子どもの声を聞き取れない教師が評価されることがあるということです。

児相が里親委託を解除してしまった事例にも関わりました。「実親が望んでいる」という理由だけで、愛着形成期にある5歳の子どもが里親から引き離された重大なトラウマ事案です。その子が泣き叫ぶ姿も報道されましたが、「泣き叫ぶ」という子どもの主張が無視されている。その後調査に入り、子どもの主張や意見を関係機関が踏みにじったものと総括して報告書を出しました。

県立高校空手部キャプテン自死事案の第三者調査委員会にも関わりました。顧問教師は前年度セクハラ事案があり、登校できない子がいたにも関わらず指導者として評価されていました。キャプテンに無理な雑用を多く命じたり、「やめろ」「顔も見たくない」等の暴言を投げたりして自死に追い込んだのですが、大きな事件の前に別の事件があっても教師間でそれを告発できない、問題視できないという状態でした。

子どものトラウマは澱のように溜まっていく。トラウマとは、自分ではどうしようもない力に屈服させられることです。その瞬間だけでなく、その後の人生に染み渡ってしまうことが問題です。思い出す時は再体験するかのような強いインパクトを持ったまま記憶に残り続けます。映画やドラマでトラウマ論やIFS理論を踏まえた作品がつくられるようになってきましたが、教育や学校現場はこういう観点で子どもを見ることはほとんどなく、みんなで学習しながら進める必要があるなと思います。

○女性たちの調査の話

10代でママになった沖縄の女性77名を調査しました。風俗で働く女性たちは、学生時代ヤンチャだった子が多いんですね。学校におかしさを感じて、学校という公共の場からすると抜けてしまう。一番の弱点はピア（対等な仲間）の作り方がわからないこと、もう1つは社会に対する信頼を作り切れないことが大きいです。

中卒でキャバクラで働く涼音さんは、小学校の頃から不登校傾向があったけれど、行かなくなった日のことをはっきり覚えているそうです。部活が大好きで、給食の時間に登校して部活をやって帰るといふようにしていたのだけれど、ある日顧問が「他の子に示しがつかない」といって部活をやめさせました。学校へ行く意味がなくなった彼女はキャバクラで働きはじめました。中2で妊娠し、一人で愛知に出て働き20万円稼いで中絶手術を受けます。親族の複数の大人や新しい父親からの性暴力も受けているんですが、彼女はそれを性暴力と思っていませんでした。犯罪だと教えてくれる大人が周りにいないんです。こういう子を「示しがつかない」だけで公共の空間から排除すべきではない。厳しい状況にある子ほど、自分でやってきたという自負もあって支援の介入が困難です。こういう状況を捉える最前線は学校しかないんですね。

りのんさんは高校中退ですが、中学校で辞めるのと高校で辞めるのでは全然違うと思った事例です。長期に渡る性虐待で、裁判になって実刑判決も出ています。彼女の場合、学校を通じて大人に対する一定の信頼感があったことで、ワンストップ窓口を通じて警察や弁護士など関係機関の支援につながった。ただ、施設で「良い母親」「定型化された育児モデル」でジャッジされたことが彼女を傷つけました。適切な行政サービスや治療のために評価は大切です。でも、彼女たちの頑張りや思いを読み取れないとトラウマの治癒にはなりません。

支援や教育の現場でトラウマの知識は必要だと思います。J.ハーマンは「トラウマとは自分で決めることを奪われ、どこからも助けがやってくれないと思われ、孤立無援の状態に置かれること」と定義しています。トラウマからの回復は「安全な場所で、自分で決めることを増やし、助けがやってくるということがわかること」です。回復のルートを支援者が描くことはできない。その人が自分で決めることが大切です。その際、公教育の中で成功と失敗を重ねる中でピアグループが作られることは本当に大きな意味を持ちます。

翼さんと美羽さんは中学校時代の友だちで、同じキャバクラ店で働いています。翼はネグレクト家庭に育ちましたが、毎日中学校に行っていました。先生たちは担当者を決めて、大変な家庭の子どもをしっかり見ていたそうです。翼は16歳で結婚・出産を経験、妊娠中から夫にひどい暴力を受けていました。ある日、鼻の骨が折れるほどの暴力を受け、美羽が助けに来てくれたんだそうです。ピア＝美羽と話す中で初めて「逃げよう」「離婚しよう」と思ったそうで、支援者がいなくても助けてくれるネットワークが作れるんだと思った事例です。

京香さんは15歳で第一子を出産。キャバクラの接待で妊娠し、私のところにすぐ連絡がきました。彼女は家族の稼ぎ頭だったので妊娠継続はないと即座に判断しました。中絶手術の立ち合いなどは私がしましたが、包括的な支えは友だちです。中学校の友達であるミナミさんは、自分が妊娠したとき、中絶した京香さんに「やー（あなた）の子どもがわー（私）に移ってきたよや」「だから面倒みれよ」と言ったそうです。京香さんは「はい、みます」と。17歳がこんなこと言えるのかと驚きましたが、ピアは学校で育つんですね。街の調査をしていると分かるのですが、匿名空間の関係はとでもリスクがあります。でも学校は身体が見えるし毎日会える、そして大人もいる稀有な空間。これを手放してはいけないと強く思います。

○学校ができること

学校の友達が助けてくれたという話が減ってきたなと感じ、民間団体の問題も分かってくる、自分で出産応援施設「おにわ」を立ち上げました。助成金や全国からの寄付で10代のママを対象に開設しました。玉城デニー知事が来た時に、「これは本来政治の力でやることです。生死に関わることを民間でやるのはおかしい。でも間に合わないので先行してやっています」と提言し、2024年からは妊産婦の生活援助事業として県と国庫のお金で運営しています。

「おにわ」の真ん中に置いていることは、利用者の思いを聞くことと、やりたいことを一つでも増やして実現できる方法を考えようということです。ウェルカムな雰囲気や心地よさを感じられるように空間を作っています。スタッフと決めていることは3つです。1つは、厳しい話が多いからこそ好奇心と関心を大事にしようということ。2つには、関係機関との会議の際にママの言いたいことを代弁できているかということ。3つには、自分自身のケアを大事にすることです。学校の先生方には申し訳ないですが週休3日です。そういう中で、スタッフは利用者のクレームを「異議申し立て」「その人の力」として受け止めていて、すごいなと感じます。厳しい状況の利用者も多いですが、少しでもいい時間を過ごした記憶を徹底的に作ろうということをやっています。安心してこんな感じ、安全ってこんな感じということのアイコンになれるように思っています。

「おにわ」のとりくみを見て「施設だからできるのでは？」と言われることもありますが、学校はやっぱり得だなあと感じます。開けているだけで子どもが来て、いろんな体験ができるのに、と。去年集中的に入っていた小学校で、怒り狂って保健室に入ってきた子がいました。「帰る！」と言って壁をガンガン叩いて汗だくです。先生は、まずおしぼりを渡して汗を拭いたら、と話しかけ、アロマを焚いてあったかいお茶を出しました。そうしたら、その子は「プールがあるから頑張ってきたのに」と泣き出したんです。担任にそれを教えたら「そうだったんだ」「かわいいなあ」って。去年は担任が休職するかもしれないくらい荒れた児童だったんですが、先生との関わりも持ち直したんです。事情が分かれば愛おしくなるんですね。

保健室で使って効果があったのが『こころとからだコンディショニングカード』です。これを使うと気持ちが説明しやすいと気づいた子が、他の子にも使ってあげていました。「たすけてほしい」を示した子が児相へつなげた事案もありました。子どもの感情の補助線として使えると思います。

今年、琉球大学病院ウェルビーイングセンターの仕事を引き受けたのは、不登校支援へのとりくみとしてホースセラピーのモデル事業をやりたいと思ったからです。夏、馬と一緒に泳いで、手作りのおにぎりを食べて…と、心地よいことを子どもたちと一緒にやっています。

トラウマという観点で子どもたちを見ていくと、やらなきゃいけないことがいっぱいあります。その人の「今・生きている時間」をどう充実させるかを大人は考えないといけない。すべての場所で実践を考える必要があります。その際、公教育である学校は可能性をいっぱい持っていると思います。

2025長野県教育研究集会 課題提起

1 はじめに

平和や人権擁護の重要性が世界各地、日本国内で高まっています。課題を認識し解決するには、教育の果たす役割が重要になっています。2025年は広島・長崎への原爆投下から80年にあたります。2024年日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。核廃絶を求める声が世界に広がりつつあります。

ロシアのウクライナ侵攻は開始以来3年半が経過し、収束の動きが見えません。またガザ地区へは物資の支援が届かず、子どもたちの餓死が報道されています。戦争を終結し平和を実現することが急務です。日本国内では排外主義が公然と叫ばれ多様性、公平性さらに包括性擁護に反する動きが出てきています。これらの動きでは根拠のない、フェイクを真実のように装う主張が喧伝され社会正義にもとる主張がなされています。平和を守り真実をつらぬく理念の元、この動きに対抗するため民主教育をすすめる教育実践をどのように展開するか議論を重ねることが重要です。

教育活動や平和教育を通じて児童、生徒と語り、紛争の実態を知り、身近な課題として自分自身に引き寄せ行動を起こすことが求められています。

教育において、児童生徒をめぐって不登校や学校生活などでの課題が大きくなる中、どうあるべきか対応が求められています。次期学習指導要領の検討が始まりました。また教職員の働き方改革にかかわって給特法「改正」を受けて県内でも具体化の協議が行われています。学校は広く地域社会と共同しながら人権としての教育保障を進めなければなりません。

2 格差社会における教育

2025年6月の消費者物価指数が前年同月比で3.3%上昇しました。物価高騰は収まるどころか再燃傾向が鮮明です。食料品の値上げが続き、2024年1万2520品目が値上がりしています。総務省の家計調査では2024年1年間のエンゲル係数（消費支出に占める食費割合）は28.3%で1981年第2次オイルショック以来の高水準を示しました。長野県の最低賃金は2025年10月から時間額1,061円（998円、2024年8月）となりましたが、物価上昇には追い付かず生活実態に合ったものとはなっておらず、生活環境が厳しさを増すなかで、生活の困窮が進んでいます。

こども家庭庁「令和4年国民生活基礎調査」によれば、子どもの貧困率（17歳以下）は11.5%で、OECD37ヶ国中19位、ひとり親世帯の貧困率は36ヶ国中32位です。

「ひとり親世帯」では「子どもの貧困率」が50.2%、「母子世帯」では54.4%と過半数以上が貧困の問題を抱えています。母子世帯では86.3%が就業しており、「正規の職員・従業員」が48.8%、「パート・アルバイト等」「派遣社員」は42.4%で非正規の高い割合が貧困率に影響しています。さらに母子世帯の就労収入は、父子世帯の47%にとどまっており、男女格差と正規・非正規格差の重なりが貧困率を上げています。

貧困化は社会制度に起因しており、制度等の改正のために働きかけをする必要が高まっています。児童生徒を取り巻く社会的、経済的な背景や課題の交流を通じて問題の本質を見極めることが求められています。

2025年度に「高校生等への修学支援」で授業料無償化が実現しましたが、臨時支援金の運用で公立高校単位制の定時制、通信制には上限18単位（年間）までしか支給されないことが判明しました。卒業までには年間19単位以上を履修する必要があり、実質的に授業料を支払う必要性が発生しました。要請を受け長野県議会は制度の改善をするよう国への意見書を採択しました。また議会において県単措置を講ずるよう意見が出されました。臨時支援金は単年度措置で無償化財源を法人税増とする税案が検討されていますが、2026年度以降の状況は白紙状態です。国の教育行政は教育の平等の観点から制度改善をする必要があります。すでに国は国際人権規約A規約（13条2項b、c）を留保撤回しており、高等教育まで無償化の実現をする必要があります。

子どもの貧困率の改善や教育費の無償化は急がれる課題です。教育の経済的格差の背景には女性の貧困、働く環境の劣悪さ、低賃金、保育・教育への公的支援の低さがあります。学校における児童、生徒の実態の把握と改善に向けた働きかけが重要です。

3 子どもの権利条約を生かすために

日本政府による「子どもの権利条約」批准（1994年）から30年後の2023年4月「こども基本法」が施行されました。長年にわたり、私たち教職員組合が主張してきた、生徒の社会参加と意見表明権を国の責任で推進することになりました。法制化をばねに、「子どもの権利条約」の4つの原則（①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命、生存及び発達に対する権利、④子どもの意見の尊重）の理念を社会全体で共有し具体化することが重要です。

「子どもの権利条約」の「条約実施に関する一般的措置」で、「あらゆる段階の学校カリキュラムに条約および人権一般の学習を編入すること」と定めており、①子どもたちに「子どもの権利条約」の学習を保障

すること、②校則改善などの学校運営に子どもの参加と意見表明を保障することを実現する必要があると同時に、私たち教職員の研修も必要です。

「こども基本法」は国と地方自治体に施策実施の責務を示していますが、財政措置が課題です。虐待、いじめ、不登校、経済的困窮やヤングケアラーなど困難な状況に置かれた子ども・若者が大変多く、彼らの声が社会に届きにくい現実を変えていかなければなりません。

今後、各都道府県では国の「こども大綱」(2023年12月)を勘案して、「都道府県こども計画」を定め「こども施策」を実施することになりますが、子どもの権利保障と最善の利益を図る基本的な方針を明記すべきです。

4 次期学習指導要領について

文科省内では次期学習指導要領(2030年度から順次導入)の検討が始まっています。カリキュラムオーバーロードが課題として上がっており、学校現場の多忙と閉塞感を生み出しており、授業時数削減等による課題の解消が喫緊の課題です。

2025年1月から中央教育審議会の教育課程企画特別部会で次期学習指導要領の審議を始めました。現在までに「質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方」「多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方」「デジタル学習基盤を前提とした学びの考え方や情報活用能力育成の充実の在り方」その他の論点が審議され、教育課程部会は9月に「論点整理」としてまとめました。2026年度中に中央教育審議会として「答申」取りまとめを行うとしています。

部会では次期学習指導要領に向けた基本定な考え方として「主体的・対話的で深い学び」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」の三つの方向性を示し、現行の指導要領の一層の具現化を図るとしています。「実現可能性の確保」では「柔軟な教育課程による余白」と「デジタル学習基盤」で、標準時間数を調整し、余った時間で個々の児童・生徒に効果的な教育プログラムを実施することを可能にするとしています。義務教育段階の「調整授業時数制度」や高校での柔軟な教育課程編成に関する議論も行われました。学校間の格差につながる可能性もあり、今後の具体化に対しては批判と分析が必要です。

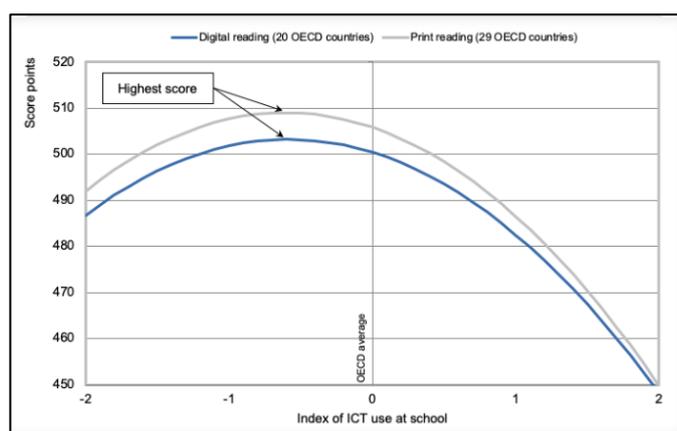
「学びに向かう力、人間性等の今後の整理イメージ」では、中心に「学びの主体的な調整」を位置づけ、教育の達成まで自己責任を押し付けられる危険性を含んでいます。

学習指導要領について植田健男氏は「今回の改訂で最大の課題は教育課程をめぐる問題」であり、学習指導要領が「一つの動かすことができない道」として忠実に実行されているかどうか「全国学力テスト」や「大学入学共通テスト」によって確認されている状況があると指摘しています。しかし指導要領は教育課程の基準であり、あくまで「大綱」として位置づけられることを確認する必要があります。重要なのは、「目の前の子どもたちがどうなっているのか、子どもたちをどうしたいのか、そういう教育課程を共有し、教育課程づくりを、学校が取り戻すことが一番大事だ」¹と主張されていることを確認しながら分科会の実践交流を通じて討議が深まることが期待されます。

5 教育のデジタル化について

「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」(内閣府 CSTI、2022年)では、Society5.0に向けた新たな価値創造をするため、ICT活用により、「教師による一斉授業」「同一学年」「同じ教室」「教科ごと」「同質・均質な集団」からの転換を提起しました。従来の学校の姿を否定することになっており議論が必要です。

国策として「教育DX」や「校務DX」に莫大な予算が投じられICT活用が強く勧められています。その中で、学力に関してPISAが実施した、学校でのデジタル活用時間と読解力²の関係調査(右図)では、「PCを学校で適度に利用する生徒



は、ほとんど使わない生徒より成績がやや良い。一方、頻繁に利用する生徒は、ほぼ成績が悪化する」と分析がなされています。また本年度の全国学調で、学力低下の理由として「スマホ・テレビゲームの長時間使用」が挙げられ、とりわけSES(社会経済的背景)低位の子ほどその傾向が顕著と報告があるように、デジ

¹ 植田健男「次期学習指導要領、学校と教員の手『教育課程づくり』を取り戻すのが最重要課題の訳 現行は「大綱」なのに絶対的な位置付けのなぜ」(東洋経済 education × ICT、2025年8月4日 8:01 配信)

² 出典：OECD,PISA2012database,Table X.2.

タル機器の使用方法与学力の関係について、学校内の身近な状況の変化を交流する必要があります。

ユネスコは2023年7月の報告書「教育におけるテクノロジー」で、教育におけるICTの使用に警鐘を鳴らしています。報告書は、「指導がリモートのみでおこなわれる場合に生徒間の学習格差が拡大することを指摘するとともに、DXによりEdTech市場は拡大しているが、基礎教育のニーズは満たされていない」としています。

生成AIの使用について、2023年7月に文科省は各県に生成AI利用のガイドライン作成の通知を出しました。さらに2024年12月には「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver.2.0)」には、人間中心の原則として「生成AIを人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具になり得る」としつつ「誤った出力(ハルシネーション)を完全に防ぐことは難しいとされているほか、学習過程・出力過程の信頼性・透明性への懸念、大量のデータに潜む偏見や差別等のバイアスをそのまま再生することなど、様々なリスク」があるので「出力はあくまでも『参考の一つである』ことを認識」し、最終的には人間が判断し、責任を持つことが重要だとしています。既に教室において、生徒の宿題、課題作成で使用が始まって教育活動に支障が出ていると報告があります。県教組の調査で、子どもの健康を不安視している教職員が7割以上というアンケート結果がありますが、デジタル機器の活用と健康被害についても、学校の実践交流を通じて小・中・高・特支など、発達段階による生徒への影響と学力の保障がなされているか検証が必要です。

教育データのプライバシー保護に関する立法化が遅れています。日本では子どもデータと教育データの統合、さらに全世代にわたるマイナンバーカード情報の紐づけにより監視システムが作り出されることが危惧されます。

2025年3月、政府の「データ利活用制度・システム検討会」(以下、「検討会」)では「教育データ利活用」は「子どもの個人情報や成績、学習状況、健康状態など多様なデータを管理するシステムであるが、データのみで子どもの実態を把握することは難しい」と懸念が表明されました。また利活用の情報提供を拒否する権利の議論も必要だという発言があったように、生徒の個人情報を管理することになり細心の注意を払うことが必要です。

ICT教育を推進するGIGAスクール構想は教育産業が教育現場で自由に活動できる「市場」を提供するものとなって、公教育への民間企業の進出を増長しています。利用すれば簡単に授業に使えるオンラインコンテンツは教材研究ができないほど多忙な教員にとって便利なものですが、誰でも授業ができるオンラインコンテンツは授業のスタンダード化や画一化、さらには教員の脱技能化へとつながる可能性があります。教員の専門職性の維持と向上が教育活動において重視される必要があります、その下で創造的で自由な教育活動が実現することを議論を通じて共有する必要があります。

6 教職員を取り巻く状況

教職員不足により「教育に穴があく」状況があります。給特法が改訂され教職員の「処遇改善」をめざすとし、教職調整額の10%への増額、主務教諭導入検討、義務特手当減額による担任手当創設、特支指導業務手当減額などが「処遇改善」パッケージとして提起されています。「勤務外在校等時間」を2029年度までに30時間にすると文科省は提起していますが、超勤限定4項目以外の勤務は教職員の自主的な労働であり勤務時間に含まれないとする扱いになっています。

県教組の2025年度勤務実態調査では、県内の小・中・特支の教職員の1カ月平均超過勤務時間は76時間となっています。さらに1日の休憩時間45分の取得ゼロは49%、15分未満が34%と休憩が取れていない状況も報告されています。高教組の勤務実態調査では1カ月の平均超過勤務時間は72時間で過酷な状況があります。

国際比較でも日本の学校の勤務実態の劣悪化が明らかになっています。OECDがTALIS2024(国際教員指導環境調査)を発表しました。OECD加盟国等55か国・地域が、日本からは200校の小中学校が参加しました。日本は教員の1週間当たりの仕事時間は小、中学校共に参加国中で最も長い結果となりました。「学校における教育資源の不足感」(校長回答)では2018年調査と比べて、教員の不足を感じる割合が小学校で増加しています。

学校現場の多忙感や疲弊感は同僚性にも影響を与えています。2018年調査と比べ、教員の相互信頼度が、日本は、小中学校ともに調査参加国中で最も低下しており、同僚との教材のやりとりの割合が減少しているという結果が出ています。また同年比で、多大な授業準備、多すぎる授業数や採点業務、事務的業務、保護者対応についての教員のストレスは、小中学校ともに増加しています。これらのデータが示すように教職員を取り巻く勤務環境は熾烈で、個人では解決できない構造的な問題となっており抜本的な施策が必要になっています。

今後、県教委には業務量の管理計画や計画の実施状況の公表が義務づけられます。公正で正確な実態把握が必要ですが、正常な教育活動が制限され時短ハラスメント等へつながることも危惧されます。教職員数の増員実現のための方策や教員一人当たりの授業持ち時間数などどうあるべきか教育条件整備について議論が必要です。

長野県において「子どもの学びをトコトン支える県民の会」が2025年7月から開催され学校・教員業務の負担軽減について討議が始まっています。

2019年の答申に「学校・教師が担う業務に係る3分類」のアップデートが盛り込まれていましたが、「3分類」が労働時間の短縮に効果的で自治体・学校に浸透し活用されていたとはいえません。「3分類」の最大の問題点は、お金をかけずに、現在配置されている教職員で業務分担しようとしていることです。8月中教審特別部会で「学校と教師の業務の3分類」のアップデートについて議論され、2026年4月から試行される予定です。

「3分類」の「教師以外が積極的に参画すべき業務」に事務職員等が中心に担うことで軽減を図ることが示されています。新たに盛り込まれた広報資料、ICT関連業務にも事務職員等が中心に実施することが明記されています。実習教員は、「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に実施に係る留意事項」（通知）において、遠隔授業の受信側の配置として、2024年4月から事務職員とともに位置付けています。また「給食時間における対応」の食に関する指導に、1校1名配置が全く実現していない栄養教諭等も明記されています。

このままでは、事務職員、実習教員、栄養教諭等に過重な負担を強いることとなります。学校の中のチームワークが悪くなり教職員間に亀裂を生まないように時間外労働削減の対象はすべての教職員でなければなりません。

何が重要な業務で、何を削減するかは、現場の協議と判断に委ねられるべきです。子ども一人ひとりに寄り添う教育的配慮や教育的価値を保障し、教育の質を維持するために教職員増や少人数学級の実現が急務であり、現場の必要に応じて予算措置がなされるべきです。

7 子どもを取り巻く状況

国連子どもの権利委員会の第3回所見では「高度に競争主義的な学校環境が、就学年齢にある子どもの間のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退および自殺の原因となることを懸念する」と記しています。また第4回・5回最終所見でも「あまりに競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを解放することを目的とする措置を強化すること」と政府に勧告しています。

ユニセフ（国連児童基金）のイノチェンティ研究所「Innocenti Report Card 19: Child Wellbeing in an Unpredictable World」によると、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）が始まって以降、数多くの世界で最も経済的に豊かな国々において、子どもたちの学力、精神的幸福度、身体的健康に著しい低下が見られたと報告がされました。日本は精神的幸福度——生活満足度が高い子どもの割合、自殺率において2022年は38か国中32位（2018年、37位）、身体的健康——子どもの死亡率、過体重・肥満の子どもの割合の低さにおいては1位（1位）という結果です。精神的幸福度の順位が低く、身体的健康については良好な傾向と分析されていますが、自殺率や、過体重・痩身傾向の子どもの割合、低ESCS（社会経済文化背景）の子どもの学力など、一番厳しい状況に置かれている子どもに対する子どもへの支援をより強化する必要があるとの見解もあります。精神的幸福度が世界的に低い状況の背景には過度に競争的な教育の状況があるのではないのでしょうか。

2024年10月に公表された、文科省「2023年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、2023年度に病気や経済的理由を除き、心理的・社会的な要因で、小・中学校に年30日以上登校していない児童生徒数は前年度から4万7434人増加し、過去最多の34万6482人になりました。特に中学校では1000人あたり67.1人と、クラスで2～3人が不登校ということになります。高校における不登校生徒数も前年度から8195人増え、過去最多の6万8770人、1000人あたり24人です。同調査では「いじめの認知件数」や「いじめの重大事態の発生件数」、「暴力行為の発生件数」も最多となっています。

長野県内では、県教委が公表した2023年度調査結果によれば、不登校の児童生徒は、11年連続で増加しており、1000人あたりの不登校児童生徒数が全国5位で、過去最多となっています。2023年度小中学校における不登校児童生徒数は7060人（2022年度、5735人）で前年度から1325人増加、小学校の1000人あたりは全国2位。中学校は6位です。高校は845人（同949人）で前年度から104人減少しています。県教委は要因として「教育機会確保法の趣旨の浸透により多様な場で学びが広く認められるようになったこと、コロナ禍の影響により欠席することへの抵抗感が低下した」としています。また高校で減少した理由は通信制課程へ進学する生徒が増え、全日制で減少したとみていますが、児童生徒の生活実態等のより詳細な分析が必要です。

2024年度から「信州型フリースクール認証制度」が始まり、2025年7月までに累積40か所が認証を受けています。民間施設との連携についてどうあるべきか検討することが大切になっています。

青少年の自殺についても深刻な状況があります。厚生労働省「令和6年版自殺対策白書」によれば、2024年の小中高生の自殺者数は529人（513人、2023年）となっており過去最多です。G7各国の10～19歳の死因順位で1位が「自殺」となっているのは日本だけです。

「第4次長野県自殺対策推進計画」によれば長野県では15歳から39歳における死亡原因の1位が自殺で、20歳未満の自殺死亡率は人口10万人当たり年4.26人（2017年から2021年平均）で全国の年3.18人

を上回り、福島県に次いで全国 2 位です。青少年の自殺が増加しており、危機的状況が続いています。青少年の自殺をなくすためには、学校や地域、社会が協力して包括的な支援や対応をすることが必要です。

8 学校の統廃合と特色化

2024 年 7 月に「信州学び円卓会議」のメッセージとともに阿部知事と武田教育長は連名で「学び・教育改革に臨む私たちの決意」を発表し「長野県から学びに関する『これまでの当たり前』をもう一度問い直し、子どもたちが主人公の『新しい当たり前』を創っていく」と宣言、2025 年度以降これまでの「議論」を「実行」へと移していくとしています。2024 年 12 月の総合教育会議では、重点取組みの関連事業として義務教育の「ウェルビーイング実践校 TOCO-TON」や「県立高校の特色化の推進事業」が提起され、具体的な施策の「実行」が始まっています。

「ウェルビーイング実践校 TOCO-TON」は、長野県総合 5 か年計画(しあわせ信州創造プラン 3.0)のプロジェクトの一環として、5 市 3 町 4 村の市町村教育委員会及び、小学校 (46 校) 中学校 (23 校)、義務教育学校 (1 校) で実施します。幼保連携、小中一貫、学園化など地域と学校による取り組みの交流と検証が必要です

学校教育法施行規則等の一部改正により高校では「スクールミッション」と「三つの方針」の策定・公表の義務化、更に普通科解体が 2021 年に行われ「多様化政策」が強化されました。県内では 2023 年度の「特色ある県立高校づくり懇談会」で行われた、県立高校の特色化・魅力化などの議論を踏まえ、「県立高校の特色化に関する方針」が 2024 年 10 月に策定されました。

「特色化方針」では、各校の特色、魅力を発信するため 2025 年から 2026 年に全ての県立高校で外部委託による県立高校のホームページのリニューアルと、すべての高校で県立高校特色化推進事業を実施するとしました。

学校の「類型化」や生徒を「偏差値的な学力」で選別・排除することにさせないための議論が大切です。加えて高校再編における新校の議論においても、学校の「特色化・魅力化」「多様化」競争に与するのではなく、憲法的価値に基づく「共通教養」を目指す高校教育を展望することが必要です。

高校再編において、長野県教委は「再編に関する基準等について (改訂版)」を決定し、適用を 2030 年 3 月までとしました。「基準 (改訂版)」の再編基準は再編整備計画【一次】【二次】【三次】の対象校以外に対して適用するとして、現在進行する再編整備計画とは切り離すとしています。

公立高校がゼロまたは 1 校しかない自治体の合計は全国で 63.9%ですが、長野県は 77 自治体の内 62 自治体が該当し 80.5%を占めています。高校の再編統合と地域存続が深くかかわる中、高校の在り方が問われています。このような状況下、公共交通機関の存続と維持は、地域をまたいで登校する生徒に対する教育条件整備として必須です。長野市では公共交通機関のバスの減便と廃止が発表される事態となっていますが、県立高校の生徒の学習権の保証は、市町村行政の対応だけでなく県教委としても具体的な対応策が求められ、保護者や地域住民とともに学校も実態を訴えながら要請する必要があります。

9 討議の研究と視点

長年にわたる教育研究集会の研究の成果を踏まえ、県下各地の教育研究・教育実践に学び、次の観点から分科会での討議を深めましょう。

(1) 「子どものいま」をとらえてその背景を探ろう

子どもの貧困と格差、デジタル機器への依存、児童虐待・性暴力、不登校など、子どもを取り巻く環境や子どもたちから表出する言動は様々です。環境が子どもたちに与えている影響、子どもの姿や行動に表れている事象の背景は何か。そして、子どもたちが抱える生きづらさはどこからくるのかを議論の中で明らかにしましょう。その中で、子どもに寄り添い、励ます教育実践を交流しましょう。

(2) 子どもの「学び」について語り合おう

学習指導要領には、育成すべき「資質・能力」や「主体的・対話的で深い学び」が協調されています。これは子どものためのものではなく、国や企業が求めるグローバル人材の観点からの教育課程編成をめざすものです。私たちがめざす、人生を生きる主権者としての子どもの成長・発達のために何が必要なのか、教育課程の自主的な編成、授業実践について討議し、研究を深めましょう。

(3) 憲法・児童憲章・子どもの権利条約の理念を生かした学校づくりのあり方を討議しよう

憲法、児童憲章、子どもの権利条約の理念を生かした授業づくり、学級づくりはどうすればよいのか。参加と共同の開かれた学校づくりについて討議し、実践を交流しましょう。

分科会課題提起 分科会報告

分科会構成・共同研究者・役員一覧

No.	分科会	共同研究者（敬称略）	分科会役員（敬称略）
1	国語教育	吉田 綾子（作文の会） 丹藤 博文（愛知教育大学）	山本 晴香（春富中学校） 木下 理重子（明北小学校） 遠藤 博史（丸子修学館高校） 高橋 誠人（長野吉田高校） 浅沼 志穂（上田高校） 新海 颯大（松本筑摩高校） 武井 真穂（諏訪実業高校） 蛭名 優太（諏訪清陵高校） 出野 牧子（岡谷南高校） 仁科 恭子（木曾青峰高校）
2	外国語活動・外国語教育	中村 洋一（清泉女子短大） 室井 美稚子（清泉女学院大学）	室井 明（須坂高校） 丸山 大樹（飯山高校） 山口 千絵（女鳥羽中学校） 牧野 志保（須坂小学校） 山中 綾香（美麻小中学校）
3	社会科教育	桂木 惠 （上田小県近現代史研究会会長）	上條 隆志（上田染谷高校） 森田 千晶（坂の上小学校） 木藤岡 美緒（女鳥羽中学校）
4	算数・数学教育	板垣 賢二（日本福祉大学）	小林 一久（山ノ内町立東小学校） 宮川 康浩（大町中学校） 武藤 孔史（伊賀良小学校） 松島 宏俊（川路小学校） 植松 明彦（諏訪実業高校） 小山 徹（篠ノ井犀峡高校） 金井 文明（上田東高校） 岡崎 和弘（飯田OIDE長姫高校） 田村 敏彦（岩村田高校）
5	理科教育	三石 初雄（教育科学研究会） 竹下 欣宏（信州大学教育学部）	西村 良穂（玉川小学校） 松井 聡（上田染谷丘高校） 駒津 憲雄（松代高校） 木下 通彦（飯田風越高校） 花岡 秀樹（岩村田高校） 林 新（長野吉田高校） 黒岩 寛明（長野高校） 寺尾 真純（岩村田高校） 鮫島 太郎（飯山高校）
6	芸術教育	大島 賢一（信州大学教育学部） 中山裕一郎（東京福祉大学） 工藤 哲夫（塩尻志学館高校）	早川 栄（中込中学校） 三澤 理彦（三郷小学校） 大森 康一（軽井沢高校） 清住 真達（松本美須々ヶ丘高校） 竹松 恵里（飯山養護学校） 山村 章吾（丸山小学校） 小林 小百合（佐久平総合技術高校） 胡桃澤 宣光（寿小学校）
7	技術・職業教育	川久保 英樹（信州大学教育学部）	徳武 晃（更科農業高校） 藤原 栄治（上田千曲高校） 篠原 章浩（小諸商業高校） 原 洋行（諏訪養護学校） 池田 敏之（須坂創成高校） 西澤 敏英（明科高校） 川上 忠志（徳高商業高校）
8	家庭科教育	大矢 英世（日本女子大学）	小林 恵一（長野工業高校） 阿藤 仁（長水支部書記局） 堀内 和代（松本美須々ヶ丘高校） 矢澤 彩音（小諸高校） 為田 佳奈子（諏訪青陵高校） 山岸 万貴子（上伊那農業高校）
9	保健体育教育	岩田 靖（信州大学教育学部） 小山 吉明（学校体育研究同志会）	平野 理恵（会染小学校） 鷲澤 香織（山形小学校） 料治 正和（田川高校）

10	学校保健	布施谷 留美子 (元養護教諭、子どもの権利条約市民・NGOの会専門委員・ライフオーガナイザー) 小林 美由紀 (長野県教育委員会・県カウンセラー)	小林 由香利 (松本工業高校) 茨木 洋美 (上田高校定時制) 神田 ゆかり (須坂東高校) 吉川 綾 (赤穂高校定時制) 山本 ちとせ (赤穂中学校) 小澤 莉子 (小布施中学校) 佐藤 麻由美 (中野小学校) 熊谷 孝奈 (川中島小学校) 小林 佳代 (千曲市立東小学校)
11	総合学習・生活科	畔上 一康 (学校法人長聖 長野短期大学学長)	池上 宣広 (須坂市立日滝小学校) 佐藤 楓 (木曾町立福島小学校)
12	情報・ICT教育	櫻田 誠二 (長野県教育委員会)	有賀 優樹 (箕輪進修高校) 竹内 優一 (下諏訪北小学校) 田中 俊太 (坂城小学校)
13	学校づくり・教育課程	植田 健男 (名古屋大学名誉教授) 中沢 照夫 (佐久市立東中学校) 堀 博志 (平野小学校)	中村 富貴子 (箕輪進修高校) 内山 由香里 (伊那北高校) 寺尾 真純 (岩村田高校) 児平 修一 (野沢南高校) 倉科 浩彰 (長野西高校) 柳沢 俊文 (中野西高校) 松原 亜佐子 (小諸東小学校) 井出 岳 (野沢中学校) 平嶋 均 (中込中学校)
14	特別支援教育と障害児の教育	三木 裕和 (立命館大学産業社会学部 教授)	荒井 一也 (山形小学校) 宮澤 まどか (箕輪進修高校) 米倉 拓也 (長野養護学校) 北原 恵美 (箕輪進修高校) 常盤 裕樹 (山ノ内中学校)
15	教育改革と青年期の教育	武者 一弘 (中部大学 教授) 原 貞次郎 (信州の教育と自治研究所) 鈴木 敏則 (民主教育研究所)	村田 直樹 (長野南高等学校) 高木 元治 (山ノ内町立東小学校) 坂口 由貴子 (須坂小学校)
16	地球市民と教育	北原高子 (NPO法人松代大本営平和記念館) 曾 貧	吉越 敦子 (滋野小学校) 坂下 力 (浜井場小学校) 小宮山 勝人 (篠ノ井高校) 渡邊 絵 (松本深志高校) 井出 健 (野沢南高校) 石川 伸次 (箕輪進修高校) 西澤 秀夫 (特別会員)
17	教育条件整備	小澤 浩明	西倉 光人 (秋津小学校)
18	学校給食と食教育	福山 隆志 (西九州大学 健康栄養学部 健康栄養学科) 杉木 悦子 (学校給食 地産地消食育コーディネーター)	玉置 あかね (箕輪中部小学校) 降籬 優希 (山ノ内中学校)
19	現代文化・図書館教育	生田 和徳 (STUDIO IKUTA)	小町谷 康 (飯山高校) 上田 孝 (長野吉田高校) 武井 由佳 (辰野高校) 片桐 亜希子 (駒ヶ根工業高校) 小林 香津子 (須坂東高校) 堀内 麻衣子 (並柳小学校) ほか
20	子どもと人権	小泉 典章 (長野大学客員教授) 杉田 真衣 (東京学芸大学准教授)	鷺澤 拓治 (芳川小学校) 遠藤 恵美子 (教育相談室) 内山 由香里 (伊那北高校) 中村 万里菜 (伊那北高校) 工藤 ジュン (長野西高校) 両角 千彬 (和小学校) 小林 純子 (須坂創成高校) 河西 綾 (高教組本部) 蟹澤 恵子 (教育相談室) 河合 智子 (辰野高校) 佐藤 知子 (長野南高校) 笠原 弘章 (四賀小学校)

2025 年度長野県教育研究集会 国語教育分科会・課題提起

国語教育研究会 遠藤博史（丸子修学館高等学校）

1 はじめに

新学習指導要領（以下、「新指導要領」）に基づく授業が定時制4年生にも適用され、これで小・中・高のほぼすべての学校で展開されるようになりました。今回の分科会課題提起は高校現場サイドからの課題提起になりますことを初めにお断りしておきます。

高等学校では、1年次に新指導要領による「現代の国語／2単位」・「言語文化／2単位」を履修したあと、2年次以降は各高等学校の実情に合わせて、新指導要領におかれた科目や学校独自に設定した科目を必修選択や選択科目として展開しています。1年次に必修科目として履修する「現代の国語」の教科書について、第一学習社の教科書が『羅生門』などの小説5編を載せながら特に文科省からの指導を受けずに検定に合格し、8社17点中採択率トップ（16.9%）になったことで他の教科書会社から批判されましたが、この背景には、文科省が「現代の国語」の教材に「論理的・実用的な文章」を求め、説明文や評論文、新聞記事、企画書、契約書などを想定し、「小説や詩などの文学的な文章を除く」としていた（2022年2月2日 中日新聞より）ことに反しているのではないかという不満があります。

なお、高校の新指導要領に規定された科目は、「現代の国語」と「言語文化」のほかに、

論理国語：4単位 / 文学国語：4単位 / 国語表現：4単位 / 古典探究：4単位

となっています。それ以外の選択科目は、各高校が創意工夫をこらし、生徒の進路を見すえながら独自の科目（学校設定科目）を設定しています。いずれにしても、教育課程編成はそれぞれの学校のありようを示す大切なものです。今回の大幅改訂で、各校が苦労して教育課程を編成したわけですが、この改訂に対して大東文化大学名誉教授の山口謠司氏は2021年に行われたAERAdot.のインタビューの中で「これまであった2年次からの『現代文』は、実社会で役立つ文章に特化した『論理国語』と、小説・詩を扱う『文学国語』という新しい選択科目に解体されます。問題は、大学入試を見すえて、多くの学校が『論理国語』を選択すること」で、「多くの生徒が文学作品に触れることなく卒業する」と述べていますし、山口氏に限らず多くの論客が新指導要領で文学作品をないがしろにしていることの懸念を表明しています。

2 国語力不足の表れなのか、読解力が問題なのか

昨年一昨年のこの会で、2022年に刊行された『ルポ 誰が国語力を殺すのか』について紹介しました。小学校国語の定番教材『ごんぎつね』の読解でグループ学習を行ったところ、ごんが兵十の母親の葬儀に出くわす場面について話し合い、どんな場面だったのかを発表する際、「死んだ母を鍋の湯で消毒している」「火葬ができないので鍋で煮て骨にする」などの解釈をされていて、しかもそれが決して悪ふざけなのではなく真面目にそう読み取っているというエピソードを紹介したものです。しかし現在、それのみならず、政治家による発言が不適切だということになると、そのあとで発言した政治家自身が「誤解を与える発言で」といった内容の釈明会見を行う例は後を絶ちませんし、その会見での「誤解」という表現が新たな火種を生むきっかけにもなっています。今年の夏、調味料メーカーのミツカンが、同社の「冷やし中華のつゆ」を具のない中華麺にかけた画像とともに「冷やし中華なんてこれだけでも充分美味しいです」という文言をX（旧ツイッター）に投稿して炎上騒ぎになったという事例がありました。

ことの発端は、食事を作ってもら側がつい口にしてしまう「そうめん いいよ」の「〇〇 “で、いい」という言い方への怒りだったのですが、何を取り違えたのか「そうめんは簡単か否か」についての議論が本流となり、「そうめんは重労働だ」「そうめん単品がそもそもあり得ない」と話題が次々に変わっていく騒動に発展しました。このことについて株式会社カルペ・ディエムの布施川天馬氏は 2025 年 8 月 24 日配信の『日刊 SPA!』で、『〇〇 “で”』と『〇〇 “が”』では、大分印象が違います。『で』のほうは、許可や許容を表わす際に用いられる一方で、『が』は希望を表わす際に用いられるからです。つまり、『〇〇 “で” いいよ』論争の根源は、返答に主体性が見られず、『なんでもいい』と丸投げするに近い印象を相手に与えるためだと考えられます。そこに様々な外的要因が加わり、今回の騒動に発展したのでしょうか。助詞ひとつをとっても、語順ひとつをとっても、相手に与える印象が異なる場合があることを認識することが重要。やはり日本語文法の基礎ですが、助詞の種類とそれぞれの働きについて整理しなおすだけで、こういった事故はだいぶ減るように感じます。」と述べています。これ以外にも、「日本人の読解力不足・国語力不足」を取り上げる機会が新旧のメディアを通じてかなり増えていると感じています。それは、別の見方をすれば、読解力や国語力に対する関心が高まっているとも言えるし、現在の新指導要領は間違っていないと誘導する印象操作と考えることも可能です。

3 観点別評価に関して

高校でもほぼ全ての学年で観点別評価を実施することになりました。改めて言うまでもありませんが、《知識・技能》《思考・判断・表現》《主体的に学習に取り組む態度》の3観点で評価するもので、その比率等に関しては学校ごとの運用となっています。したがって、《AAA》は「5」、《AAB》は「4」、《ABB》《BBB》は3・・・といったように、「A」「B」「C」の数（割合）で5段階の評価が決まるようにしている学校もあれば、定期テスト等の点数で評価しているため、《AAB（A2つ・B1つ）》で「5」になったり「4」になったりする学校もあるという実態があると思われまます。この評価方法を今後も続けるのか、大いに議論をする必要があると考えます。また、この評価がほぼ全生徒に対して行われるようになったことで、これに関する批評を目にする機会も減ってきたように感じます。ベネッセコーポレーションの『VIEW next』「高校版 2023 年 2 月号」では、「学校現場における観点別評価の現状と課題」と題した記事を掲載し、問題提起をしていました。執筆者が気づいていないだけかもしれませんが、ほぼそうした記事にお目にかかれていません。声を上げ続けなければ、見直しも手直しもされないことになりかねません。あらゆる機会等を活用して、発信を続ける必要があります。

4 今後に向けて

前述の紅野謙介氏は中日新聞のインタビューの中で次のように述べています。「思春期は生と死について考え、性や人間関係の問題で苦しむ時期。狭い価値観の中では周りが見えなくなります。生徒たちに広い世界を意識させる方法の一つが、予想外の言葉に出合うこと。違う見方を示す言葉を投げ掛けられると、気付かなかった問題点が言語化されることがある。そのために文学を学ぶのです。学習指導要領は『先の見えない時代に対応する』とのお題目が先行しているように見えます。今こそ基礎を重視しなければ。国語の基本は読むこと（注：傍点は執筆者による加筆）。話す、聞く、書くことも大切ですが、言葉は人がつくったもの。自分の中に取り込み、組み合わせで発信する。インプットしなければアウトプットし続けられません。子どもから大人へ変化する時期には、しっかりと考える訓練が欠かせません。国語の授業で目指すべきは、考える上で重要な言葉の運用能力を身に付けること。そうすればどんな時代にも対応できるのではないのでしょうか。」

アウトプットのためにはインプットが欠かせないということについて、前述の山口謠司氏も同様のことを述べていました。言葉を使うにはやはり使える言葉を持っていることが不可欠であることは、改めて強調するまでもないことでしょう。

ここで、1冊の本を紹介します。『本を読んだことがない32歳がはじめて本を読む』（かまど・みくのしん共著）です。昨年刊行されたものですが、あるWebサイトの記事が大評判となり書籍化されたもので、第2弾も出版されました。中学校の国語教科書の定番教材と言ってもいい『走れメロス』を人生で初めてまともに読んだ「みくのしん」氏の読書体験が冒頭に置かれています。彼の読解力と着眼点に感心するとともに、授業における読解の無力さ（というか、もっとおもしろく読ませることができるのかという反省）と、定番教材が定番であり続ける理由を感じますし、この試みは「読む・書く・話す」の、いくつかあるアプローチの一つではないかとも思います。これが正しいなど言うつもりはありません。こんな読み方もある、ということを感じていただければ幸いです。一方で、この本は、いろいろな生徒が教室には居るのだという、ごくごく当たり前のことを忘れて、こういう読み方をする生徒を切り捨てていたのではないかという自分自身への戒めにもなっています。

また、今年8月1日付けの読売新聞1面がトップ記事として興味深い記事を掲載しました。「紙と鉛筆 深まる学び 教科書へ書き込み 授業に集中」という見出しのものです。取材対象は中学生ですが、教科書はデジタルより紙ではないかと読み取れる内容になっています。記事は最後に「紙の教科書で学んだ日本の15歳は、国際的な学力調査『PISA』で、読解力、数学、科学の3分野で2～5位と世界トップクラスの成績を維持する。一方、教育先進国とされてきたフィンランドは近年低調で、22年は3分野で9～20位と、デジタルから紙の教科書に戻す動きも出ている。東北大学の森不二雄名誉教授（教育政策）によると、欧州の小児科学会の連合組織は今年6月、読解に関する研究成果を分析した論文を公表し、デジタル媒体は、紙に比べ拾い読みや流し読みといった「浅い読み」になりやすいと指摘した。大森氏は『国は、国内外の研究や動向をしっかりと検討し、政策判断をすべきだ』と指摘する。」と結んでいます。その後、デジタル教科書も正式なものとするという決定を下した、と報じられています（9月5日付 新聞各紙）。

始まった制度・仕組みに対して、批判的に分析をしつつ、運用は私たちに委ねられているわけですから、これまで私たちが積みあげてきた多くの実践もよりどころに、合わせて他校の実践にも学びながらよりよい学校環境の整備に努めたいものです。

■参考文献・資料

- ・石井光太『ルポ 誰が国語力を殺すのか』（文藝春秋）
- ・4月に変わる「高校国語」に学舎から怒りの声 「人の気持ちがわからない子が育つ“改悪”」
(AERAdot. 2022年1月1日)
- ・紅野謙介「共通テスト『国語』の分析と批判」（青土社 現代思想 2021年4月号）
- ・学校現場における観点別評価の現状と課題（ベネッセコーポレーション VIEW next 高校版 2023年2月号）
- ・変わる高校国語（上）科目再編 小説教える時間に「苦慮」（中日新聞 2022年2月2日）
- ・変わる高校国語（下）識者に聞く 言葉の運用能力 育もう（中日新聞 2022年2月3日）
- ・かまど・みくのしん共著『本を読んだことがない32歳がはじめて本を読む』（大和書房）
- ・日刊SPA!2025年8月24日配信「ミツカンが炎上した『そうめん論争』で日本人の“国語力不足”が露呈。『ゆでるのも手間』投稿に『簡単だろ』と言い返す地獄絵図」（布施川天馬）
- ・再考デジタル教育（上）紙と鉛筆 深まる学び 教科書へ書き込み 授業に集中（読売新聞 2025年8月1日）

I 討議の柱とレポートのテーマ・報告者名

《討議Ⅰ》討議の柱：「書く」活動を通じて「伝える」力をつける

1. 課題提起 丸子修学館高等学校 遠藤博史
2. 生徒が「自律的な学び」ができる力をつけるために私にできることは何か
～单元内自由進度学習を通して得た成果と課題～ 豊丘村立豊丘中学校 平松夏奈
3. 自分の経験や考えを相手に伝わるように書く力の育成について
～伝えたい・知らせたいという必要感をもって書くために～ 茅野市立宮川小学校 宮尾泰祐
4. 楽しくて力の付く国語の学習 安曇野市立三郷中学校 松林圭祐
5. カルタを用いた生徒への読書の動機づけ 伊那弥生ヶ丘高校 北原怜奈

《討議Ⅱ》討議の柱：「読み」を深める実践

6. 「読むのって楽しい」と思える文学教材の授業を目指して
～「白いぼうし」の授業実践から～ 長野市立吉田小学校 坂本明日香
7. 粘り強く作品に向かう姿勢を大切に 飯田市立旭ヶ丘中学校 青木仁美
8. 生徒自ら読みを深めるための方略 松本市立筑摩野中学校 新村涼一
9. 「山月記」の授業より 長野東高等学校 牧内淳一

II 主な報告・討議内容

- 1 单元内自由進度学習を行うことで、一斉授業では気づかない、どこでつまづいているかが見えて生徒とよく話すことができた。普段の授業のとりくみにくさにも、一人ひとりに理由があると考えさせられた。
- 2 小学校低学年の児童が、知らせたいという必要感をもって文章を書く上で、五感を働かせて見たり触ったりすることが有効であり、メモから文章にしていく段階で、教師が黒板で短冊カードを使って形を示すことが助けになる。
- 3 楽しくて力の付く学習にするためには、「やってみたい」と思える問いや言語活動の設定が重要である。古典を通して、人々が紡いできた言葉やその背景にいる人々と自分とのつながりを見つめることを大切にしたい。
- 4 高等学校の教育課程において、文学的文章を扱うことが難しくなっている。それを補うため、生徒に文学作品の冒頭と最後の一文をカルタにして親しめる時間を設けた。裏面にQRコードをつけて、青空文庫で実際に作品を読むこともできるようにした。興味を学びにつなげる実践をさらに考えたい。
- 5 「国語が苦手」と感じる児童生徒が増えている。その理由として、答えが一つでないから混乱するという面があるが、そこから解放したい。ファンタジー教材はこれに適している。分からないことを出し合って考える活動は、安心感が持てコミュニケーションが広がることにつながる。
- 6 文学作品に粘り強く向き合い、心情を考え深めていく力をつけるためには、言葉の意味を確認したり、出来事や登場人物の関係性などをていねいに整理したりすることが必要である。
- 7 文学的文章で読みのハードルを下げるために、主題をあらかじめ提示したり、分析の枠組みを

提示したりする授業を試みた。生徒が必要感をもって学びを進める姿が見られ、読みの変容・深まりも感じられた。

- 8 物語を読み取った後、登場人物との対談（質問と回答）を考えてグループでスライドにまとめた。グループ学習を取り入れたことで、他者の考えに触れて思考を深めることができた。

III まとめと今後の課題

今年度は、前年度よりもレポートが増えて参加者も増加し、活発な意見交換が行われた。共同研究者からは、討論に参加していただきながら、多くの示唆をいただいた。「国語が楽しくない」と感じる子どもが増えている中で、ねらいを持ちながら遊びのような楽しい授業を構想していくことが必要であり、それには、教師が「楽しい」と思えることが大切であるとの指摘があった。また、本分科会について、子どもがどう読んだのかがていねいに報告され、成果や課題について、目の前の子どもをどうしたいのかという視点で討論されていてよかったとの評価をいただいた。さらに、「個別最適化」「アクティブラーニング」等がさかんに言われる中であっても、国語らしさ、言葉による表現を大切にして、国語教育として見失ってはいけないものを見つめていきたいとの助言があった。

学校現場が大変多忙で、多様な子どもの実態に向き合う苦しい中だからこそ、教研活動はますます重要であると感じられる。日頃の実践をまとめることは難しいことではあるが、教員自身が他者とつながり児童生徒の実態から出発する授業実践を重ねていくために、県教研が継続されていくことを願う。

2025 年県教研外国語活動・外国語教育 課題提起

2019 年 11 月 1 日、急転直下の「大学入試における『民間英語試験』の利用見送り」の発表があった。その 4 日後の 11 月 5 日、この政策の多くの問題点を指摘し、「中止」を求める運動の中心となってきた羽藤由美氏（京都繊維工芸大学）は衆議院文部科学委員会でこう語っている、「財や名を成した素人が、どこか高いところに集まって、個人的な経験や感想を言い合い、その中で決めた現実味のない教育政策が、推進に無批判に協力するごく少数の研究者や教員を利用する形でそのまま現場に降りてきます。この現状こそどうぞ改善してください。この国には、英語教育・言語テスト・テスト理論など能力の高い研究者がたくさんいます。教育現場にも地味に研鑽を積み着実な成果を上げている先生方がいらっしゃいます。どうかその人達の専門知を結集して、入試に頼らない教育のあり方も含めて、実現可能な最適解を探す努力をしてください」。この言葉を今こそ胸に刻み、教育研究集会の重要性をもう一度確認したい。

東京都では都立高校入試に ESAT-J というスピーキングテストを導入されたが、かつての大学入試における「民間英語試験」と同様に、多くの問題点が指摘されている。それにも関わらず、都教委はこの実施を強行しており、これらの悪影響が今後全国に波及することを危惧する。まさに「教育現場の地味な研鑽」を積み上げて、声を上げていかなければならない場面である。

外国語教育に関わる小学校から大学まで全ての教職員が参加するこの県教研において、教科書、指導書に従うだけではない、子どもたちと教職員の個性を引き出す、地味で地道な現場の研鑽から積み上げられた実践の交流をはかっていきたい。強権より教研を！

1. 課題提起

2019年11月1日、急転直下の「大学入試における『民間英語試験』の利用見送り」の発表があった。その4日後の11月5日、この政策の多くの問題点を指摘し、「中止」を求める運動の中心となってきた羽藤由美氏（京都繊維工芸大学）は衆議院文部科学委員会でこう語っている、「財や名を成した素人が、どこか高いところに集まって、個人的な経験や感想を言い合い、その中で決めた現実味のない教育政策が、推進に無批判に協力するごく少数の研究者や教員を利用する形でそのまま現場に降りてきます。この現状こそどうぞ改善してください。この国には、英語教育・言語テスト・テスト理論など能力の高い研究者がたくさんいます。教育現場にも地味に研鑽を積み着実な成果を上げている先生方がいらっしゃいます。どうかその人達の専門知を結集して、入試に頼らない教育のあり方も含めて、実現可能な最適解を探す努力をしてください」。この言葉を今こそ胸に刻み、教育研究集会の重要性をもう一度確認したい。

東京都では都立高校入試にESAT-Jというスピーキングテストを導入されたが、かつての大学入試における「民間英語試験」と同様に、多くの問題点が指摘されている。それにも関わらず、都教委はこの実施を強行しており、これらの悪影響が今後全国に波及することを危惧する。まさに「教育現場の地味な研鑽」を積み上げて、声を上げていかなければならない場面である。

外国語教育に関わる小学校から大学まで全ての教職員が参加するこの県教研において、教科書、指導書に従うだけではない、子どもたちと教職員の個性を引き出す、地味で地道な現場の研鑽から積み上げられた実践の交流をはかっていきたい。強権より教研を！

2. レポート発表

討議の柱1：実践から学ぶ「さまざまな学習のあり方」について

1 課題提起

飯山高（高水須坂） 丸山 大樹

2 少人数学習における英語探究の実践と課題

松本市立波田中(松塩筑) 山口 真美

3 子どもたちの楽しいを引き出し、「できた！」の実感をつくる英語の授業

大町市立美麻小中（大北） 山中 綾香

4 共同研究者によるミニレクチャー

清泉大学 室井 美稚子

討議の柱2：実践から学ぶ「さまざまな学習のあり方」について

5 自分らしさを表現するための指導

飯田東中（下伊那） 牧 真美

6 小学校外国語教育に関わった4年間から見てきたこと実践報告

豊丘南小（下伊那） 飯田 優里

7 タイ政府日本教職員招へいプログラム（タイ派遣プログラム）参加報告と「英語コミュニケーションⅢ」での活用について

丸子修学館高（上小） 盛田 彩花

8 共同研究者によるミニレクチャー

清泉女学院短期大学 中村 洋一

3. 報告・討議の内容の概略、問題になったこと、明らかになったこと

前半、後半とも、「実践から学ぶ『さまざまな学習のあり方』について」をテーマに、レポート発表、講義を中心に質疑応答などを行う形で討議した。レポートは生徒が主体的に英語を学習する姿勢をどのように評価するかという観点からの前向きな取り組みであり、参加者からも活発に質問や意見などが交わされ、小中高大、それぞれの立場から現状報告や実践の交流をした。

4. 来年度への課題・要望など

今回もオンラインでの開催となったが、運営等については、これまで同様、特に問題なく行えた。時間配分について、終盤時間が足りなくなったので、それぞれの発表者の持ち時間を事前に示しておくことが必要だと思った。

一方で、広報や参加者を増やす取り組みが十分に行えず、参加者を増やすことはできなかった。来年度は、対面での実施を模索しながら、参加者を増やせるように努力したい。

課題提起

1. 学習指導要領と社会科教育の課題

小学校・中学校では新指導要領の完全実施から数年が経過し、高校でも新学習指導要領となり4年が経過し、昨年度は初めて新課程に基づく大学入試も実施されました。学習指導要領では、情報化・グローバル化社会を担う人材育成を掲げ、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つからなる資質・能力（「生きる力」）を、偏りなく育成することを目標に掲げ、この実現のため観点別評価を導入、授業指導の改善と生徒の学習意欲の向上を図ることが求められているのは周知の事実かと思えます。授業改善では「主体的・対話的で深い学びの実現」を目指すことが明記され、アクティブラーニングが有効な手段とされていますが、協働によるペアワークやグループ学習・対話・議論など参加型授業の実施に必要な授業時間数の確保が、難しい現状があります。また、参加型授業を実践していく中で基本的な知識や概念をきちんと学ぶ時間が不足することとなれば、正しく社会を見て判断し、それについてじっくり考える力を育てていくことは難しくなると考えます。誤った認識に基づいた情報を安易に取り込んでしまうことで、差別的で排外的な発言や内容が取り上げられていく場面も想定され、外国由来の生徒をはじめとした多様な生徒がいる中で、対応が難しい状況も懸念されます。全体の課題提起でも挙げられた『子どもの権利条約』に照らして考えれば、4つの原則の一つである差別の禁止の観点からも検討されるべき問題であるといえます。

18歳選挙・18歳成人となる中で、学習指導要領では現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として「主権者として求められる力」を挙げ、教育基本法及び学校教育法に規定されている「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と密接に関連するものとして提言されています。つまり、ここで目指されているのは、社会の一員としての役割を担うことへの自覚や国家や社会に貢献できる能力や才能の育成であり、グローバル化し予測不可能な社会の中を逞しく生き抜く人材の育成が期待されているのです。何のために学び、何を考えるのか、何を大切に思うのか、学ぶことや考えることは、価値観や人生観など個人の人格形成に大きく関わることです。「主体的で対話的な深い学び」の指導の下で、これができなければならない、こうあらねばならない、こう生きなければならないという一方的な価値観の押し付けがあってはなりません。もう一度『子どもの権利条約』4原則に触れますが、その中の「子どもの最善の利益」と「子どもの意見の尊重」では、“子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考え、それと同時に、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮しなければならない”としています。学ぶことや考えることを通して形成される価値観や人生観は、一人の人間が自分らしく生きるための方向性を見定めていく大事な指針です。もしこれが、他から誘導され望まない方向に向かっていくことになれば、『子どもの権利条約』の理念に反することはもちろん、主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者となることはできないと考えます。

現在、社会科教育は大きな変化の流れの中にあり、現場の先生方は、子どもたちにとって「深い学び」を実現するために、手探りで試行錯誤を繰り返し、実践を積み重ねている最中かと思います。また、社会科の単元では、扱うべき膨大なコンテンツがあり、子どもたちの願いや問い、社会科としてどのような子どもに育ててほしいかという教師側の願いを総合的に考え、授業を構想していく必要があります。授業をどのように進めるかということが教師の大きな悩みの1つになっています。知識を受動的に受け取るだけでなく、学習に対するモチベーションを高め、自ら学習活動に向かっていく姿勢を育てていく「社会科としての深い学び」とは一体何か、そして、それを実現するためにどのような方法があるのか、さまざまな実践から考えていきたいと思います。

2. 社会科教育における平和学習

ロシアによるウクライナに対する武力侵攻が始まってから4年が経とうとしています。それだけではなく、イスラエルのガザ侵攻による戦火は、中東全体に広がる様相を帯びています。こうした中、世界では対立と分断が進み、極右政党がヨーロッパを中心に台頭し、グローバル社会から自国ファーストの政治へと動いている状況があります。昨今では日本においても排外主義的な「自国第一主義」を掲げる主張が公然とみられるようになってきました。自分の国だけが「平和」ならそれでよいのか？改めて「平和」とは何なのか？こうしたことを根本から問い直さざるを得ない局面に社会科教育も直面しているといえるのではないのでしょうか？

緊張が増す世界において、次世代を担う子どもたちが、感情論に流されず、歴史的背景を多角的に知り、平和への認識を深め、平和な世界を実現する主権者としての力を身につけていくことは極めて重要です。こうした力を身につけていく前提となる知識を学ぶことができる教科としての社会科の役割は大きく、戦争と平和のテーマを授業でどのように扱うのか、また、さまざまな主張や論点を学ぶ中で主体的に自己の見解を作り上げていくことを目指した授業について検討し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質とは具体的にどのような能力であるのか、それをどのように育てていくのか、議論を深めていきたいと思います。

3. ICT 活用について

GIGA スクール構想のもと、一人一台端末という環境が実現してから、5年ほどが経過しました。確かに新技術は学びの可能性を広げるものとして、有用な方向性を目指して活用されるべき側面もあります。しかし、ICT 導入の背景として資本主義的な企業倫理が働いていることに目を向ける必要があります。学校教育においては、子どもたちが広く情報リテラシーを獲得し、学びの道具の一つとしてICTをうまく活用できる技能を身につけていく体制を整えていくことが大事になります。特に社会科では、ICTそのものを社会のあり方や人権に結び付けて教材として扱う視点も重要であり、技術と人間の関係について考える授業を目指すことができます。「個別最適な学び」における学習履歴の記録や一生涯評価が残るデジタルタトゥーなど、個人データを管理・監視する社会の危険性について、社会科での人権学習

の一つとして位置付けていきたいと思ひます。

また、興味深い動向として、ICT化の流れに逆行する動きも世界では出てきており、ICT先進国であるスウェーデンやフィンランドでは、「紙と鉛筆のアナログ教育」に回帰する動きが教育界で起きています。今後の動向については不透明なところもありますが、早い時期からICT教育を推し進めてきたこれらの国でこのような動きが出てきたことは一考に値するのではないのでしょうか。ICT活用にはどのようなメリットがあるのか、また逆にどのようなデメリットがあるのか。子どもの権利条約に照らしていえば、ICT活用は「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えてきたのでしょうか？コロナ禍から5年を経てもなお、日本の教育現場ではこうした検証が不十分なまま、ここまで来てしまったような気がします。現場には、ICTを巡り「教師間での端末活用度の格差」「ICT活用が目的化してしまっている授業」など様々な問題点が山積しています。研究会では、実践発表を共有しながら、ICTの可能性やあり方について考えていきたいと思ひます。

4. 観点別評価について

2025年7月4日の中央教育審議会で、次期学習指導要領において、評価をつける際に「主体的に学習に取り組む態度」を考慮しないとする案が示されました。適切な評価が困難で、教員の負担にもつながっているというのが主な理由です。

観点別評価は、昨年度より高等学校でも全学年で実施されることとなり、小・中・高を通して観点別評価が行われています。観点別評価は、客観的な評価の基準や方法の難しさ・煩雑さ、特に「主体的に学習に取り組む態度」については適切な評価材料を集めることが難しく尚且つ教員間での評価の差が出やすい、ルーブリックを作成しても難しいという課題が多くあげられています。このようなことは実施当初から懸念されていたことであり、中教審がようやくこれを追認した形といえます。

この「態度」評価は、「学ぼうとしているのかどうかという意志的な側面を評価する」とありますが、教員がその姿を見落とせば評価されないのであり、こうした評価のためには1対1の指導か授業の録画によるものでなければ不可能ではないのでしょうか。実際に、一人の教員が担当する生徒数が100人以上になる場合があり、こうした「態度」評価を一人一人にしていくことは過酷であり、多種多様な生徒の現状に適切な基準となっているのか疑念を抱かざるを得ない評価であると考えられます。

「主体的に学習に取り組む態度」を考慮しないとの案を中央教育審議会は示したが、それは次期学習指導要領においての話であり、いずれにせよ教育現場はしばらくこの「態度評価」の問題と向き合っていかなければなりません。客観的で適正な評価としていくことが難しい観点別評価ですが、実際の評価によって生徒に本当に有効なものとなっているのか、学力の向上に役立っているのか、また教員もPDCAサイクルが適切に行うことができているのかなど、研究会では観点別評価を行った際の現場の声をもとに、実態に即した課題を多角的に洗い出し、学びを深める評価について議論を重ねていきたいと思ひます。こうした現場からのフィードバックを上げていくことが重要だと考えます。

第3分科会 社会科教育 分科会報告

I 討議の柱とレポート

討議Ⅰ：『主体的・対話的な学びを目指した授業実践』

- ・「単元を貫く学習/生成AIの活用」 山戸規貴(松島中学校)
- ・「火事から暮らしを守る」 鈴木孝一(浜井場小学校)
- ・「ふるさとの価値を実感する授業のあり方」 中島博文(岡谷北部中学校)
- ・「必要感をもって取り組む授業のあり方～自立した学習者の育成を目指して」 西村賢太(大岡中学校)

討議Ⅱ：『主権者としての意識を育む授業のあり方』

- ・「中学校の社会科授業における新聞の効果的な活かし方とはどのようなものか」 長尾恭照(上田第三中学校)
- ・「「民主主義とは何か」「なぜ民主主義なのか」を考える授業を目指して」 田澤秀子(上伊那農業高校)
- ・「「地理」の可能性を広げる様々な実践」 滝沢康紀(飯田風越高校)
- ・「定時制での「考える」歴史授業(現代史編)」 大日方光(元高校教員)
- ・「「建国記念の日」について、どんな授業をしたらよいか」 大日方光(元高校教員)
- ・「地域に笑顔と平和を広げるために～松川高校ボランティア部顧問としての活動を通して～」 外山道悠(松本蟻ヶ崎高校)

Ⅱ 報告と討議の内容の概略、問題になったこと、明らかになったこと

- ・討議Ⅰは、単元内自由進度学習の実践や生成AIの活用の実践など現在の社会や学校で話題となっている実践が2本、子どもたちが暮らす地域を取り上げた実践が2本であった。どちらの実践も、共通していることは、子どもたちが必要感や切実感をもって学習に取り組み、自立した学習者となってほしいという願いが込められていることであった。そのため、いかに教えるかという単なる方法論にとどまることなく、何を教えるかというところまで意見を交わすことができた。その中で、地域を取り上げる場合、特に歴史学習においては、地域に誇りを持つと同時に、地域の負の歴史にもいかに向き合っていくか、過去の学習を未来にどうつなげていくかという視点も大切にしたいということを共有できた。
- ・討議Ⅱは、現代の社会の中で課題となっている事柄に真正面から鋭く切り込んだ実践がそろった。SNSや生成AIが普及し、簡単に情報が入手できる中で、新聞や図書館などの書物の活用をいかにしていくか、誤った認識に基づく情報を取り込むことなく、嘘を見破り、自分の考えを構築する生徒を育てていくかについての議論を今後も考え続けなくてはならないことを確認した。さらに、将来の世代が豊かな社会に生きられるよう、持続可能な社会を形成する一人としての当事者意識をもてるような実践も今後さらに考えていく必要があることについても意見を交わせた。

Ⅲ まとめと今後の課題

- ・いかに教えるかという方法論ではなく、何を教えるかという学習内容を教師自身が大切に考え、お互いに議論していくことが今後も重要。
- ・ICTはあくまでもツール。方法論が先行しがちであるが、さまざまな理念を持って実践にあたる先生方の報告に触れることができたことは非常に有益であった。
- ・社会的な問題をいかに自分事としてとらえさせていくか、目を見開かせていくか、SNSやAI普及の中であって、ウソを見破る力をどう育てていくかといった昨今の社会で切実となっている課題に、真正面から挑戦している実践が多くあった。これから、社会の形成者となる子どもたちに「社会科として」どのような子どもに育ててほしいと教師が願っているのかがわかる実践に多く触れることができたのは非常に価値のあることである。一方で、安易に情報が入手できるため、図書館や書物の活用やクラスメートとの議論などが軽視されるという問題点について、もう少し議論を深めていく必要がある。
- ・今回の開催は、オンライン開催となったが、来年度は対面とオンラインの両方で、つまりハイブリッド開催の方が良いと考える。対面で顔を見合わせ、議論を交わすことが大切であると考え。また、参加者が少ないため、休日の開催ではなく、平日開催を検討していく必要があるとも考える。

算数・数学分科会 課題提起

個別最適化の波が押し寄せてきています。一人一人を大切にする教育と考えれば大変すばらしい方向だと考えています。しかし、実践するための条件整備や問題点の整理などがされないままでは、教職員にも子どもにも、大きな負担がかかるのではないかという危惧を拭い去ることができません。今回の基調提案では、個別最適化の中でも、多くの方が実践している自由進度学習について検討してみたいと思います。

1 自由進度学習で問題とされてきたこと

(1) 子どもの多い中での自由進度学習は、一人一人の学習状況を把握するのが困難。

- ① 30人以上いる学級で、一人一人の学習している内容を担任が把握して適切なアドバイスや指導をすることは極めて難しいと考えられます。この課題を解決するために「SKYメニュー」の導入などで、パソコン上での学習状況把握を行っている実践もあります。賛否はありますが、本来教育は教師と子どもたちの人的な交流で成り立つ部分が多いものです。機械を通してのやり取りが、子どもたちに及ぼす影響を、もうすこし丁寧に追っていく必要があるのではないのでしょうか？
- ② 後の学習の深度にも関係しますが、教科書などの教材に書かれている内容を読んで理解しただけでは、深い学びになりません。さまざまな意見を聞き、自分で試行錯誤して獲得した知識のほうが深いものとなります。その深さの状況を把握するのは、一斉授業でも難しいことですので、自由進度学習ではさらに格段の努力を要すると考えています。

(2) 教材は教科書になるが、教科書によって理解のしやすさが変わっており、個別最適な学びには向かない教科書もある。

- ① 現在の教科書は、教科書検定の問題もあり、大変むずかしく、わかりにくくできているものがあります。長野県で多く使われている啓林館の教科書は、理解しにくいという理由で採択されています。わかりやすい教科書では、子どもが考えなくなるからという理由だそうです。このような教科書を教材にすると、理解できないまたはつまづく箇所がたくさん出てきます。自由進度学習には向かない教科書であると言えます。
- ② 子どもたちの学びをより深くするためには、資料を含め教材の準備がどうしても必要になります。自由進度学習を進めている人たちは、異口同音に準備が大変であることを強調します。算数、数学では、どうしてもできそうな1単元を実践するので精いっぱい状況であると言います。この資料作りの負担が減らない限り、自由進度学習の広がりや効果的な実践の広がりには難しいのではないのでしょうか？

(3) 個々の進度差が大きくなるため、学習指導要領で決められている内容に間に合わないことが起こる。

- ① 自由進度学習を進めたけれど、教科書の予定している場所まで進まない子どもが何人もいたため、結局一斉学習で補った、というような報告がされています。自由進度学習の良さは、ゆっくり考える子どものためにあると言っても過言ではありません。結局一斉学習で補っているのならば、自由進度学習の良さが発揮できないこととなりますから、この予定した場所まで到達しない子どもたちに対する支援が大きな課題になります。
- ② 一方、学習が早く進められる子どもたちからすれば、早めに終わってしまうため、どのようなことをして学習を続けるかのモチベーションを持続する教材が必要になります。自由進度学習で先行している子どもへの対応も、大きな課題となっています。どのように学習を進めているかは実践者によってさまざまに工夫されているようです。

(4) 協働の学びが難しく、学習内容の深まりを意図的に仕組まなければ浅い理解で終わることもある。

- ① 自由進度学習のデメリットをインターネットで調べると、放任になり学習が成立しないなど、子どもの学習姿勢が問題にされているものがあります。自由進度学習の難しさを示していると思います。かつて上越教育大学の西川純先生が「学びあい」の実践をする際に、なぜこのようなことをするのかの意義を授業で語る場面がありました。自由進度学習は自習になりやすいことから、モチベーションの維持が一つの課題となります。その工夫もレポートから学びたいと思います。
- ② 一方、個別最適の学びは飽くまで個別学習ですので、話し合いながら深める過程がありません。協働の学びとは対極にある学習方法です。この併用はこれから研究されるべき内容で、多くの実践者が工夫をしています。ここも、今後のレポートに学びつつ検討を重ねていきたいと思います。

2 実践の方向性

上記の問題点をどのように克服するかが大きな課題となっています。今回のレポートの多くが、自習進度学習について触れられているものですので、これらの課題以外にも、気を付けなければならないことがあれば是非皆さんで共有しつつ、克服の方向性を探っていきたいと思います。ここで、自由進度学習という枠内でも検討課題をまとめておきます。

- (1) 自由進度学習をする意識、モチベーションをいかにつくるか？
- (2) 学習の深みをどう保証するか？
- (3) ゆっくり学ぶ子への支援はどうすべきか？
- (4) 逆に早く終わってしまう子への支援はどうすべきか？
- (5) 資料を作成する負担を敬遠する方策はあるのか？
- (6) 一人一人の学習状況を確認するための方法など、条件整備は何が必要か？

さまざまな角度からの議論をお願いします。

第4分科会 算数・数学分科会 討議内容報告

1 レポートのテーマと報告・討議内容

1.課題提起

大町中学校(大北支部)宮川 康浩

個別最適な学びと協働の学びを両立させるための授業展開が研究されている中で、自由進度学習をはじめとする個別最適な学習の課題を検討し、まとめた。要約すると以下のとおりである。

- (1) 自由進度学習をする意識、モチベーションをいかにつくるか？
- (2) 学習の深みをどう保証するか？
- (3) ゆっくり学ぶ子への支援はどうすべきか？
- (4) 逆に早く終わってしまう子への支援はどうすべきか？
- (5) 資料を作成する負担を軽減する方策はあるのか？
- (6) 一人一人の学習状況を確認するための方法など、条件整備は何が必要か？

個別最適化の授業と協働の授業を一緒にするためには、どのような課題をどう克服すべきかについて、意見交換をした。

2. 子どもたちの興味関心が高まる授業づくり

根羽学園(下伊那)永井 祐也

(レポートの概要)

小学2年生の「かさ」の授業の実践。水遊びに近い感覚で、どのバケツにたくさんの水が入るかを確認した導入から、水の量(かさ)に興味関心を寄せて授業を作り上げた。教室に入りにくさを感じていた児童が、活動的な授業の中で意欲をもって追究できた点が、大きな成果だった。体験を通して身近なもののかさを測ったことで、加法の計算を粘り強くできた点も、大きな成果であった。

(討論の概要)

- ・量の指導の4段階を通らなかった理由や、身近な入れ物の選定方法について質問が出された。
- ・すでに容量がわかっているものよりも、自分で持ってきている水筒の容量を測るほうが、興味があるのでは？という意見が出された。「牛乳をコップに、全員同じ量ずつ注ぐことができるようになった。測ることの意味は子どもたちにはあったと考えている」との回答があった。
- ・dLの単位についても、日常生活に出てこない単位の扱いの難しさが検討された。

3 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指す共創授業への挑戦

伊賀良小(下伊那)武藤 孔史

(レポートの概要)

自走授業を目指して理論化しようと考えた実践。児童の個々の追究方法を肯定的に認めあいながら、多様な追究方法を対話で拘留させていく授業。自分の考えを友達に説明したくなるような場面を作ることで、より自分を広げる機会を増やすことができる。

(討論の概要)

- ・グループ学習では、どのようにグループをしているのか？という質問に、子どもたちはできるようになりたいと思っている。自分をもっともよく学習できると思える友達を選んでグループを作るようにしている。クラスの間人間関係作りがカギになるので、お互いを尊重できる人権意識が大切という回答があった。
- ・わからないと言える関係性が作られるようにしていく必要がある。豊かな教材があれば、人間関係を越えて追究が始まる。学習形態とともに、豊かな教材を用意する必要がある。
- ・自立した学習集団の形成は、過去にたくさんの蓄積があるので興味のあるものに当たってほしいという共同研究者(板垣先生)からの提案があった。(例えば 広島大学 吉野均氏)

4 個別最適な学びと協働的な学びの一体化に向けた授業支援について

喬木中(下伊那) 植松 宗也

部活動の大会が勝ち進んだため、欠席。レポートでは8つの事象を生徒に提示し、それぞれを比例、反比例、どちらでもない、に分けてその根拠を話し合う場面設定。意見を交流しあうために「CANVA」を使い、各自の追及の様子を可視化して、相談できるようにした。詳細はレポート参照。

5 「選択から学びを変える」実践中間報告

松島中(松塩筑) 正谷 麻穂

(レポートの概要)

学習の意欲をどのように持たせるかについて、心理学的にアプローチをしてみた。学力差が大きく、教室を出て行ってしまいう生徒もいた。寝ている生徒は放っておいてよいと申し送りにも違和感があった。この生徒たちに主体的な学びをしてもらうにはどうするかについて、研究をした。一斉授業で基本を押さえ、その後学びを選択するようにした。以前の学習内容に戻ること、より難しい課題に向かうことで自己選択を進めてきた。4月に寝ていた生徒が、自主的に学び始めるようになり、一生の中で一番学習したという感想を言うまでになった。

(討論の概要)

・教科書や学習の資料はどのように用意してあるのか?という質問に、教室に1部ずつ教科書を用意している。見たい人が見に来るようにしている。できたいと考えている生徒の内的な動機付けを大切にしているという回答があった。

・教えるべき内容を教えていかないと時間が足りないことがある。どのように進めているか?という質問には、「授業の前半でわかりやすく説明をしている。まずできるようにして、わかるのはそのあとからでもできると考えている」との回答があった。自立した学習者を育てたいという目的がはっきりしているので、その方向でよいのではないかという意見が出た。

・説明している人が固定化しないように見守るという点について、ずっと説明を受けている生徒は教師が引き受けるようにしている。誰がどのように集まっても問題視しない。ただ同じ人がずっと一緒にいて学べない場合は考えさせている。

<振り返りについて>

・算数の振り返りはいらぬかと考えている。まとめを書かせている場合は同じことを書かせているので、意味がないように感じている。

・学習定着の時間をしっかりとっているために振り返りはしないという意見もあった。

・メタ認知よりも付度になる振り返りが多いと感じている。毎時間やるよりも単元や節目での振り返りをする方が良いのではないか。

6 次期学習指導要領について

共同研究者 板垣 賢二

・今回の学習指導要領の論点整理について、共同研究者の板垣先生よりいくつかの指摘があった。

① 学習指導要領の基盤となる考え方の中に、「実現可能性の確保」という言葉が入っているが、裏を返せば現在の学習指導要領は実現可能ではなかったということともとれる。

② 知識・技能と思考・判断・表現の分離についても危うさがある。知識・技能を習得するグループと、さらに先に進んで、思考・判断・表現まで進むグループに分けるような実践にならないようにしなければならない。

③ 教材の検討が後回しになり、どのように授業をするかということに時間や意識が取られ過ぎているという負担感が現場にはある。そこをきちんと理解していないように見えるので、今後の討議に注目していきたい。

III まとめと今後の課題

今年度と同じく、リモートでも分科会運営を希望する。運営については大きな問題はなかった。

課題提起

上田染谷丘高等学校 松井 聡

先頃発表された 2025 年のノーベル賞では、生理学・医学賞で坂口志文氏が、化学賞で北川進氏が、それぞれ他の共同研究者とともに選ばれました。大変喜ばしいニュースでしたが、お二人がそろって「基礎科学や基礎研究への支援」を訴えている姿は、筆者個人の記憶で言えばこれまでの日本人ノーベル賞受賞者からもしばしば投げかけられていた件であり、にもかかわらず研究環境や制度面での整備がまだまだ不十分な状況にあることを憂慮せざるを得ないことでした。

基礎基本を大切に——それは様々な分野でしばしば耳にする言葉で、特に指導的な立場にあってこの考え方に異を唱える人はまずいないでしょう。ましてや、これからの社会を担う若者を育てようとしている教育の世界であればなおのこと。しっかりとした基礎基本の土台があるからこそ応用・発展的な学びや研究が深まっていけるはずなのに、国や地域の根幹となるべき国公立大学ですらそこが保証されていない現状は実に嘆かわしいことです。

ところで、今年 9 月に文部科学省から「教育課程企画特別部会による『論点整理』」が公表された際には、特に ①義務教育における「調整授業時数制度の創設」、②「学習評価（観点別評価）のあり方の一部（特に観点 3 の）見直し」の 2 点が注目されてちょっとしたニュースになりました。ただ、大枠としては現行の方向性を踏襲するとされているので、「評価と指導の一体化」やいわゆる「〇〇〇ができること」を公教育としての最優先到達目標に掲げた学習指導要領が再び編纂されるものと予想されます。

特にこの「〇〇〇ができること」を掲げている部分ですが、筆者としては未だに違和感を覚えます。生徒目線で見ただけの場合に到達目標が明確化されていることのメリットは理解できるものの、それを教師側から提示することで却って「結果がすべて」的な思考パターンを生徒が誤学習してしまうのではないかと危惧します。到達すること・ゴールすることは教育の第一目標たり得ないと考えます。自然現象そのものの不思議さ、面白さを目の当たりにしたとき、「なんだこれは?」、「どうなっているんだろう?」とその理由や原因、仕組み、関係性を知りたいと願う「知的好奇心が騒ぎ出す体験」こそが学びにつながる原点であり、理科教育の出発点ではないでしょうか。おそらくほぼすべての基礎研究が「今はまだわからないけど、これは面白い! だから解明したい!」という思いや気づきから始まっていくのと同様に。

以上を踏まえて討議の柱を以下のように提案します。

第5分科会 理科

1. 魅力ある授業の探求

新しい教材やテキスト、実験・実習の紹介を通して互いに学び合い、ノウハウを出し合い、交流しましょう

2. 小中高大を見通した学習指導要領編成の探求

「○○○ができること」や「評価のための指導」に必要以上にとらわれることなく、「何を、どうやって学ぶべきか」という視点から各分野における学習内容の配置・取り扱われ方など検証し、改善の方向を探っていきましょう。

3. 理科教育のありかた

現代社会が抱える諸問題（環境、エネルギー、防災・減災、平和と人権等）を踏まえ、これからの社会を担う子どもたちに、理科教育として「つけたい力」は何か？ 共に議論・交流し、方向性を確認しましょう。

第5分科会 理科教育

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

1. 魅力ある授業の探求

新しい教材やテキスト、実験・実習の紹介を通して互いに学び合い、ノウハウを出し合い、交流しましょう。

2. 小中高大を見通した学習指導要領編成の探求

「○○○ができること」や「評価のための指導」に必要以上にとられることなく「何を、どうやって学ぶべきか」という視点から各分野における学習内容の配置・取り扱われ方など検証し、改善の方向を探っていきましょう。

3. 理科教育のありかた

現代社会が抱える諸問題（環境、エネルギー、防災・減災、平和と人権等）を踏まえ、これからの社会を担う子どもたちに、理科教育として「つきたい力」は何か？共に議論・交流し、方向性を確認しましょう

課題提起

- | | |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1. 地域素材で進める火山灰の観察 | 上田染谷丘高（上小）松井 聡
田川小（松塩筑）小林 直木 |
| 2. 生徒が主体的に問題解決をするための教材と指導はどうあったらよいか | 上田五中（上小）橋爪 巧 |
| 3. 自分たちの手で真実にたどり着こうとする生徒の育成 | 諏訪中（諏訪）古屋 岳彦 |
| 4. ブタの解剖あれこれ～解剖の授業は残酷だから、やるべきではない？～ | 岩村田高（佐久）花岡 秀樹 |
| 5. 《その一生で1時間だけ咲くお米の花》
《石器時代の石刃や城の石垣を作るとき石をどのように割ったか》 | 南ガ丘小（佐久）北村 知子 |
| 6. よりよい授業に向けて、今取り組んでいること | 豊科南中（安曇野）柿崎 秀丸 |
| 7. 生徒が体感したことを確かめることで学ぶ授業づくりの実践 | 緑ヶ丘中（下伊那）加藤 慎 |
| 8. ICT活用の実践例と教材の共有（講義時間の短縮を目指して） | 伊那北高（上伊那）倉石 典広 |
| 9. 火山灰プレパラートの作成 | 中野立志館高（高水・須坂）綿貫 京子 |
| 10. 「2点弁別閾を確かめる」 | 飯田風越高（下伊那）木下 通彦 |

II 報告と討議の内容

課題提起

上田染谷丘高（上小）松井 聡

ノーベル賞受賞者の坂口志文氏と北川進氏が基礎科学への支援を訴えたことは、日本の研究環境の不十分さを浮き彫りにしている。基礎基本の重要性は教育界でも広く認識されており、しっかりした基盤が応用的な学びを支えると考えられる。

教育課程の見直し

文部科学省の「論点整理」では、義務教育における調整授業時数制度の創設と学習評価の見直しが提案された。「○○○ができること」を到達目標に掲げることには違和感があり、結果重視の思考が生徒に誤学習をもたらす懸念もある。自然現象への好奇心を育むことが理科教育の出発点であり、基礎研究も「面白いから解明したい」という思いから始まることが多い。

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1. 地域素材で進める火山灰の観察 | 田川小（松塩筑）小林 直木 |
| 地域にある火山灰で子どもを引きつける。どこの火山灰かわからないもので勉強しても面白くない。地域素材が大切。火山灰採取は地権者の関係で注意が必要。火山灰については小中高いずれでも触れる重要な教材 | |
| 2. 生徒が主体的に問題解決をするために | 上田五中（上小）橋爪 巧 |
| 考察を書くことが苦手な生徒の指導も「学習問題はなんて書いたの？」と問いかけることで、学習問題を子どもの言葉で書かせたいと実践。さらに生徒が自分で解決法を選んでいく授業をしたいと実践 | |

NHK for Schoolの効果的な扱いや圧力を矢印で示す方法についての課題提起

3. 自分たちの手で真実にたどり着こうとする生徒の育成 諏訪中（諏訪） 古屋 岳彦
「科学が好きな子にするには」を追求
学年を越えて問題意識を繋いでいく学習展開
ひとり一研究の重要性
4. ブタの解剖あれこれ 岩村田高（佐久） 花岡 秀樹
解剖の授業は残酷だから、やるべきではない？本物を見てわかる真実がある。
5. お米の花と石をわる 南ガ丘小（佐久） 北村 知子
「1時間だけしか咲かないコメの花をどうしても見たい」教師自身の興味に対する熱意
子どもたちと方解石などを割った楽しみから、石器時代の石刃や城の石垣を作るとき石をいかにして割ったのかという疑問から、石の割方を石材店まで出向いて聞いた。
6. よりよい授業に向けて、今取り組んでいること 豊科南中（安曇野） 柿崎 秀丸
「主体的に学ぶ姿とは、どんな姿だろうか。」→「生徒がいきいきと授業にのめり込んでいる姿」
実験で時間がなくて考察を書き切れない生徒をきちんと評価したい。
7. 生徒が体感したことを確かめることで学ぶ授業づくりの実践 緑ヶ丘中（下伊那） 加藤 慎
全員が手で触れて体感することで、素朴な知識を体で感じられるようにする。その体感が本当に正しいか
を確かめる単元展開にすることで、生徒が検証可能な仮説を設定できる。それにより結果と仮説を結び付
けて考察を書けるようにする。
8. ICT活用の実践例と教材の共有 伊那北高（上伊那） 倉石 典広
教材の共有を進めることで授業づくりの時間短縮を図るとともに講義時間の時間短縮も図る。
・なぜ？をいつも考えられる自立した生徒を育てたい。
・本物を見せることが大切。具体物との経験を積み重ねることが抽象的なものの見方をもてる。
9. 火山灰プレパラートの作成 中野立志館高（高水・須坂） 綿貫 京子
火山灰プレパラート作成の方法の工夫。きれいな鉱物の結晶を楽しむ。
顕微鏡画像をタブレットのカメラを使って写真に撮る、見せる工夫。
10. 「2点弁別閾を確かめる」 飯田風越高（下伊那） 木下 通彦
自らの体験から感じ取る生命のしくみ。
考察をいかに書かせるか。

Ⅲまとめと今後の課題

- ・まとめ 共同研究者 竹下 欣宏(信州大学教育学部)
教育者は授業を楽しむ一方で、評価者としての役割も求められることに悩んでいる。
問いを重視し、子どもたちが動き出す教材を提示すること、仮説を大切に、考える力を育むために多
様な出会いが必要なこと、問いかけや質問の仕方の重要性など多くの成果があると感じられた。小学校か
ら中学校、高校、大学への学びのつながりを考えることが重要であり、教育者同士の意見交換は貴重な機
会である。
- ・今後の課題
発表者以外の参加者が少ないのが残念である。魅力的な実践報告を少しでも広く知ってもらい、日々の
授業に活かしてもらいたい。発表レポートがコロナ禍以来徐々に回復し、発表本数がコロナ禍前に近くな
ってきたため、時間が足りなくなっている。研究討議の時間をしっかりとれる日程を希望する。ハイブリ
ット方式も慣れてきて運営も手際よくできるようになり、いろいろな事情で参集できない方もあるので今
後もこの方式は続けたいが、教材を持ち寄り、物を見て討議ができる参集を基本としたい。

課題提起

芸術教育は不要なのだろうか。もっと言うなら、学校教育自体が崩壊しつつあるのではないか。

『学校で授業受けてる時間がもったいない。朝から塾に行ってる方がいい。』——先日、受験モードに入った3年生がこう呟いた。数年前、担任をしていた時もクラスの生徒から『定期考査の勉強しても無駄なので学校を休んで塾に行きたい。』と言われたことがある。さらに、共通テスト対策の特編授業では、欠課のカウントにならないことをいいことに（欠席にはなるが…）『塾を優先させたいので欠席させます』と保護者が連絡をしてくる始末だ。（勿論そう多い例ではないが…）だったら、高校など通わず、高卒認定試験を受けて大学へ進学すればいいのだ。高校は大学受験のための予備校ではないのだから。もっとも、そうまでして塾に通っても希望の進路が保証されるわけではない。むしろ、学校生活を謳歌しながら最後まで授業を大切に学んだ生徒の方が希望の進路を実現することの方が多い。そもそも本校の教育課程は3年になると受験対策用に「〇〇特論」や「〇〇特講」という選択科目が乱立する。英語の科目を例にすれば、必修4単位に選択6単位なんていう生徒もいる。国公立大学を目指している生徒が芸術科目を選択する余裕など皆無である。高3の授業に関して言えば『生徒の進路実現のため』という謳い文句で予備校化しているのが現状である。大学に合格することが人生のゴールではない。学校のカリキュラムは学力をつけるだけでなく、人間形成において最も重要な『豊かな心』を育むものでなければならないのではないかと。

さて、冒頭の問いに戻る。課題提起を執筆するに当たり、ネットで「芸術教育」と検索してみた。すると、関連する検索として「芸術教育 必要性」「芸術教育 いらぬ」「芸術教育 デメリット」「音楽 授業 無駄」「義務教育 音楽 いらぬ」「音楽の授業 苦痛」「音楽の授業 嫌い」などの検索語がポップアップされてきた。《必要性》を説いているものがある一方で、《不要論》を論じているものかなりの数あることが窺える。教員になりたての頃、いわゆる教育困難校の生徒に『音楽なんて世の中に出て何の役にも立たない。なんでこんなことやらされるんだ！』と言われたことが思い出された。あの頃は、納得させるだけの知識も力もなかったが、今なら多少は気の利いた言葉をかけられるだろうか。

昨年の夏、X上で《ボロボロ学童指導員》というアカウント名で『学校教育において「美術」と「音楽」って必要なくね？この2つ教科から除外して授業数減らした方がよくない？この2つやりたいなら外部でやればええやん。「美術」も「音楽」も本来金持ちがやるもんだという持論。』というツイートがあり、論争が巻き起こったらしい。この『やりたいなら外部でやれ…』という表現をみて、かつて長野県知事だったY.T.氏を思い出した。彼はスーパーアスリートを育てるための予算化をした際『文化活動にも予算を！』という県民の要求に『文化は個人的なものだ』的な発言をした。（正確な文言は忘れたが…）自身が作家でありながら…

このツイートに賛同のリップがある中で、必要性を訴えるリップもかなりあったようだ。

『あえて釣られるけど、「本来金持ちがやるもん」だからこそ学校（義務教育）で教える意味があるんだと思うな。中～近世みたいな収入による回想の固定化を極力なくすのも近代教育の大きな目的の筈だから。』

『芸術科目に限らず、学校は科目・分野のサンプル提示の場だ。自分の好きなことや得意なことに気づききっかけの場を提供しているに過ぎない。それは習い事や部活、進路の決定に大きく影響する。金持ちかそうで無いかという区別をせず公平に機会を与えるのが義務教育だ。』

『学校教育は機会均等の意味もあるので、全教科つまみ食いさせてあげるの正しいんだよね。一部教科の成績をその子の進路や学校生活での生きやすさに過度に反映させ過ぎてしまうのが問題であって。』

『若いうちにできるだけ多くの分野の存在を知っておくだけでも、人生豊かになるよね。未知の分野を「不必要」と短絡的に断定することが減ることは、教養の大事な側面だと思う。』

『学校は種をまく場所だと思っています。できる限り、色々な経験をさせてあげるべきでしょう。』

『「美術」と「音楽」を無くしたら、感性が育たない。少なくとも私には絶対に必要な科目だった。』

『いやむしろそっちの方が教育、ないしは人間として大事やろ。人文学的視点がないと科学の本質も掴めない、まさに両輪じゃねかと。』

芸術に肯定的な意見はざっとこんな感じである。否定的な意見の中には『教師の質の問題だ』と断じているものもあり、少々耳が痛いのが、肯定的な意見に背中を押されながら、子どもたちの豊かな未来のために種をまきたい。

話は変わるが、信濃毎日新聞の『憲法事件を歩く』という特集記事で10月19日から「君が代ピアノ伴奏拒否訴訟」の連載が始まっている。今年は戦後80年。太平洋戦争のことが、報道番組で大きく取り上げられるだけでなくドラマのシーンにも登場し、歴史を振り返る機会になった。その反面、確実に《戦後》ではなくなり《戦前》が近づいているようにも感じる。高市新総理となり、瞬く間に《防衛費増額》《憲法改正》を打ち出してきた。憲法改正の歯止めになっていた公明党との決別は規定路線だったのでと勘ぐってしまう。

音楽は、かつて国威高揚のために悪用されてきた。そんな歴史を繰り返さないためにも私たちができることを模索したい。

まだまだ書きたいことはあるが、紙面の都合があるため残りは討議の中で活発な交流を！

課題提起

1 図工・美術教育における課題とは

図画工作や美術を指導していると、楽しく制作する生徒たちの他に「ぼく、絵が下手だから図工は嫌いだ」「私は立体作品を作るのが、絵は色をうまく塗れなくて嫌いです。」と言った声を耳にする。

保護者は、「作品をうまく完成させること」に価値が置き、子供たちは「上手い」「下手」という評価で格付けをする。

学校現場では「より写実的で洗練された作品」を生み出すのが「指導力」という雰囲気がある。さらに「コンクールの参加」が助長し、児童生徒の活動の苦手意識を形成してしまう。

教師は、子どもたちに対し、授業時間数で作品を完成させるため、適切な課題を与え、材料を準備し、決められたゴールのない制作または造形遊びを行う。評価もしなければならず、多くの悩みや困難を持っている。しかし、それらを乗り越えてきた実践もある。

県教研の場で、「自分の悩みや実践」を持ち寄って、語り合うことが大切と感じる。

2 課題提起

はじめは、「身近にある生活やデザインを生かし、生徒が自ら発見・探求する支援や題材設定のあり方とは」を討議の柱として、2本のレポートを紹介していただく。探求する生徒の様子を紹介していただきながら、題材の可能性や授業展開、環境設定の工夫などを学んでいきたい。

次に、「様々な実践を通して、図工・美術教育における日々の工夫や悩みの共有を図り、これからの県教研図工・美術分科会のあり方を考える。」を討議の柱として、参加者が持ち寄った、実践資料（生徒作品・学習カード・年間計画など）を観たり、情報交換したりする時間を設けていく。もちろん成功実践だけでなく「指導や評価に対する悩み、」を相談し、共有する時間になってもよい。多くの仲間とともに、子どもたちの姿や作品で語り合う時間としたい。

3 参考資料

「図工・美術教育における現実的な課題 体系的な教科プログラム構築の意義」 降旗 隆 著

第6分科会 芸術教育（書写・書道教育） 課題提起

1 学習指導要領から見る書写・書道教育

学習指導要領の小・中学校の「書写」については、以前の〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕から、〔知識及び技能〕の「(3)我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」に位置づけが変わりました。書写が「知識・技能」に位置づけられたことで、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」といった言語活動を支える基礎的役割が明確になったと言えます。

また、高等学校の「書道」については、芸術科目すべてに設けられている〔共通事項〕の中で「書独自の特質」として「生活の中での書、芸術としての書の歴史や伝統を形作ってきたものであり、我が国の『言語文化』、『文字文化』、書の『芸術文化』を支える基盤である」と示されています。

2 書写・書道教育の現状と課題

(1) 小・中学校の書写教育

①水書用筆について

小学校1・2学年では、字の概形とともに点画を意識した指導の中で、特に終筆の「はね」や「払い」への意識を高めるために、硬筆ではなく弾力のある筆記具を用いることが効果的とされています。

学習指導要領解説では『点画の書き方や文字の形に注意しながら』書くことの指導について、適切に運筆する能力の向上につながるよう、指導を工夫することを示している。**水書用筆等**を使用した運筆指導を取り入れるなど、早い段階から硬筆書写の能力を高めるための関連的な指導を工夫することが望ましい。」との記述があります。つまり、今までは文字の形の指導が中心であったものが、文字を書く過程にも重点を置くこととなり、運筆能力の向上につながる用具として「水書用筆等」が挙げられた、ということになります。

②指導上の課題について

小学校書写の指導について、以下のような課題が挙げられます。

- ・1年生の硬筆指導は4月を中心に重点的に行われるが、すでに筆記具の持ち方や姿勢に癖がついており、修正することが難しい。
- ・低学年の硬筆指導は、秋ごろに行われる展覧会に向けた指導に比重が置かれがちである。
- ・中・高学年の毛筆指導は、指導時数を確保するのが困難である。また、字形指導に偏るため、お手本を写したり、書きっぱなしで授業を終えたりすることも多い。一方で、適切な評価を行うことが難しいと感じる教員が多い。
- ・小学校でもシャープペンシル使用を学校で認める事例が出てきている。

小学校だけでなく中学校も含め、学習内容が肥大化する中で書写指導が軽視されがちとなっている一方で、作品展への提出に向けて年間指導時数の多くを費やして指導する傾向もみられます。

(2) 高等学校の書道教育

高校の再編・統廃合とともに生徒数が減少する中であって、高校書道の授業で何をどう教えるのかが課題となっています。特に、以下の点について課題があると考えます。

- ・各校の全体のカリキュラムが変化する中で、教材の配置や組み立てが難しくなっている。
- ・生徒が興味を引く教具や教材等について、学校間での交流ができていない。

(3) 高校書道への接続

中学校までの「与えられた学習」ではなく、自分で言葉や構成を決めて書いていくといった「主体的な学習」を行う中で、生き生きと学習を進める授業の構築が必要です。発展的な学習である「創作」活動や、発表会で友だちの作品を見る「鑑賞」活動を積極的に取り入れることで、高等学校「書道」への円滑な接続を図っていく必要があるのではないのでしょうか。

(4) 書写・書道教育とICT活用

ICT活用がすすめられる中、書写・書道の授業においても、一人一台タブレット端末をはじめとして、デジタル教科書やそれに付随する動画、実物投影机（書画カメラ）、プロジェクター等を活用した授業が定着しつつあります。指導のポイント等をこれらの機器を使って視覚的に理解しやすくすることや、書き上げた作品をタブレット端末のカメラ機能を使って撮影し、クラス内で共有することも可能となってきています。また、作品を保存することでポートフォリオが可能となります。

一方、これらのICTを使うことが目的となり、運筆等の指導が疎かになる懸念もあります。効果的な活用のための指導について、今後実践を積み上げていく必要があります。

3 問題提起

子ども・教員ともに、書写・書道に苦勞している人が多いように思います。意見交流を通して、書写や書道の授業が面白い、楽しいと思えるものとなるようにしていくために、私たちができることを考えていきましょう。

I 討議の柱とレポートの柱・氏名

(図工・美術)

◆レポートを通して日々の実践を発表していただき、大島先生よりご指導いただく。

レポート① 「主題の深まりや変化をもたらす題材展開や発問、振り返りの工夫」

飯田市立竜峡中学校 百瀬 雅也

レポート② 「子どもの「何も浮かばない」苦しさ、いかに向き合うか」

松本市立島立小学校 野村 仁

(書写・書道)

◆現場や各先生方から事前にとったアンケートを元に、工藤先生からご指導をいただいたり、実践について学ぶ。

(音楽教育)

◆芸術科目の今後 および 表現分野：創作

レポート①「学校のジングル（サウンドステッカー）をつくろう！」

岡谷南部中学校（諏訪）今井田 綾香

◆表現活動：身体表現（ダンス、ボディパーカッション etc.）・リコーダー など

レポート②「日々のささやかな実践より～マツコの音楽室」

本郷小学校（松塩筑）松岡 美奈

II 報告と討議の内容

1. 全体会(司会:清住先生 記録:三澤)

○自己紹介

○各分科会の課題提起と交流

- ・図工美術…作品制作において「うまい・下手」に評価され、子ども達がのびのびと好きな作品を好きな技法で、思い切り楽しむための環境・時間的猶予がない状況に課題を感じる。
- ・音楽…芸術教科の意義が世間にどのように評価されているか。進路に必要とされない芸術教科が選択されない現状を憂いている。学校の教育課程は全人格を育てるための授業を行うべきであるが、ネット上では「芸術をやりたいなら外部でやれ」という持論が展開されており、人間形成におけるもっとも重要な「豊かな心」を育てる芸術教育の必要性をより強く感じている。
- ・書写書道…書写の授業では苦手を感じる児童生徒が多い。頑張っても形が崩れてしまい「書写が苦痛」と感じる子がいる。書写における指導困難な場面は用具の持ち方・癖の修正、コンクールの存在、指導法の難しさが挙げられる。楽しみながら「今日はいまよく書けた」が感じられる指導、高校での書道に対する興味を持たせ方、ICTを使用した効果的な指導法など多くの観点で話し合いたい。

☆質問やご意見

- ・それぞれの分科会ではICTの活用がテーマに挙げられている。表現の手段と

して、新たに取り入れる活用例はどの教科でも活動できる内容であると感じています。ぜひ、共有できたらありがたい。

- ・音楽も図工美術も苦手である子どもが生まれるが、一言声をかけるだけで子どもの受け取りも大きく変わるのでは。芸術は「やってみて良かった」という出会いを感じることができる教科である。人間を磨く大切な教科であると感じる。
- ・小中高の連携については、音楽分科会では毎年テーマになる。基礎の積みかさねが芸術には必要になってくる。図工美術では「～デザイン」につながる力を育てている。料理や建築、システムづくり、設計などあらゆる部分のデザインに美術で育む感覚が必要になる。書写指導では、小中学校では技術指導に陥る場合がある。指導に自信が無い場合が多い。高校では芸術指導が変わっていく。基礎の力は大切であるが芸術としての表現活動を前向きに楽しむための力を楽しんで欲しいと感じる。
- ・芸術科目は「デザート」と考える教員がいる。主要教科という表現が「主食・デザート」という考えを持たせてしまうのではないか。指導要領に「言語活動」が主におかれたときに、「言葉にできない表現方法」も学ばせていきたいと感じている。個性を潰してしまう教育にならないよう危機感をもっていきたい。
- ・過去 20 年前の教科書と比べて、外国や日本の有名な作品が多く削られているという研究があった。音楽の教科書を見ると、曲数が 3～4 割程度減っている。（各国の民族舞踊など）逆に増えているのは、自分の感じたことを言語化するスペース。国語では教科書用の作品が多くなっていて、文化財のような物語などは減っている。音楽では「情操」という言葉がある。一度、「情操」という言葉は「戦争」につながることを考え、止める議論が生まれた。この言葉は図工美術や書写指導の中にもあるのだろうか？

→美術教育にも情操はある。自分の深層心理にかかわっていく。絵に表現することがメインになりがちであるが、それ以上に「文化の継承」を大切にしていくことが重要視されるべきだと感じる。その重要性を小学校から伝えていく踏ん張りどころなのだと感じる。

→書写指導の立ち位置が厳しいところではあることは長い間、言われている。その中で、何をどう頑張っていくのかを教研集会などで、小中高それぞれの頑張りを共有していくことが大切である。なぜ芸術の教科が残っているのかを分かっていってもらえるよう、自分の世界以外の人たちと繋がってほしい。

「情操教育」は豊かな感受性を通じて物事をとらえ、自分で考える力や他者に共感し思いやる心などの人間力を育む教育であると捉えると、どの教科でも大切な教育であると感じる。

2 各分科会の討議記録

図工・美術分科会 討議記録

レポート① 飯田市立竜峡中学校 百瀬雅也先生のレポートより

① 材の特徴をもとにして主題の生み出しや発想、構想

延展性が高く、加工や鋳造が多彩。単価が高く少量の製作しかできない

→材の特徴をもとにし、折り曲げて作品を作りだす生徒が多い。持ち手の部分を折り曲げる、うねりを表現するために丸みを持たせた表現をするなど、加工の多様さが表現の多様さにつながっていた。

② 使いやすさと美しさを視点にして主題を生み出す。

使いやすさは使用者の立場に立った使いやすさ、美しさは手に取って使いたくなるデザイン、造形的な面白さ。その両立を大切にされた発送構想を大切にされた。

(使う人を想定したデザイン、形の表現、光沢の表現 等)

③ 取り組みの成果・今後に向けて

- ・生活にかかわる身近なものをテーマとしたこと、加工の多様さや磨くと光沢が生まれる素材の面白さが生徒の創作意欲や主題を生み出すことにつながっていた。
- ・完成後の使用体験や鑑賞活動を通じて、政策を振り返る機会の創出が課題であると感じている。

☆討議の内容

○主題が深まり、変化するとは、自己内対話からより主題が深まっていくと考えられるので、その点についてはどうか。

→作り替えるのではなく、より深まることが大切であると考え「皿を作る」のではなく、「誰が、どのように、どんな思いを持った皿にするのか」を深めてほしいと考えた。自分自身が「やってみたいな」と考える制作課題を年間計画で考え、自己内対話の時間を持つようにしている。

○錫を題材とした理由は

→自身の経験から、加工の容易さやたたきの面白さをメインに題材として考えた。

○今回のレポートテーマと「変化や深まり」がこの題材の中のどこに感じるのかを教えてください。

→デザインや工芸の方が作りやすいものが分かりやすい。その中で更に「使用者」を設定した容器を考えていくことが「深まり」であると考えている。

→日用品をデザインするには紙でデザイン案を作ったり、木彫をしたりするが錫を使って実際に使えるものを作り上げることが意図だと考えた。ただし、作り上げていくこと際に「発想構想」でどのようにデザインに触れさせたのか、導入について教えてほしい。錫で作られた作品を見せた。(花器・皿・おちょこ 等) また、先輩の作品を見せた。写真を見せたりもするが、「お手本」ではなく「こういったアイデアもある」という紹介で行った。また、錫のかけらを配って加工の容易さを感じられる素材体験も行った。次にワークシートで使用用途とデザインについて考えて、手を動かしながらデザインを考えていった。最初のデザインでは大きく形を決めるのではなく、やりながら考えていくという時間。

レポート② 松本市立島立小学校 野村 仁先生のレポートより

① 実際の授業の内容から

小学校6学年「段ボール立体アート」

6年生の卒業制作として、立体アートを作成した。コピー用紙を立たせることで立体

になることを体験させ、「立体アート」を作成した。M児は全く動くことができず、段ボールを立たせる方法を指導したが改善は見られなかった。「自立させろ」という指導は「完成予想」に繋がらなかった。最終的に完成させられなかった児童は140名中4名いた。アンケートでも1割程度が「自由は難しかった」と答えた児童もいた。

小学校5年生「段ボールで、立体アートな『いす』を作ろう」

前年度の実践と大きく違うところは「椅子を作る」「実際に座れる」というしほりを設けたことでクラス全員が目標達成を果たした。不自由とも言える「条件付け」が、発想の足場になるということが、本実践を通して言えるのではないかと考えた。

② 授業の比較から

- ・「条件付け」をして「完成予想」を促すことが大切と考える。短期的には、題材の設定の段階で「自由」と「条件」のバランスを見極めて子どもたちに提示することが大切であることが分かった。また、低学年から造形遊びの実践を継続することで、発想力だけでなく自己決定力も育ち、経験を重ねる度に自己肯定していくことをすすめることが大切である。「発想力がない」と評価してしまうのではなく、アプローチの方法を変えていくことこそが大切。

☆討議の内容

- ・中学校で「自由に」という題材を行ったことがある。石膏を使った題材で「最終的に作るものは何か？」という問いに「自由だ」と答えると手が止まる。製作するものを明確にすると動けるが自由さがない。その狭間のバランスが難しい。「自由」という言葉がよくないのではないか。「段ボールを作るとどんな形ができるのか？」という題材名でも良いか。造形遊びを多く体験させることで「ここまで思い切りやっていいんだ」と考えられる「生き方」も学べるようになるなど感じた。素材体験が少ない児童にもやはり体験させてあげることが大切なのだと感じた。
- ・「自由」が芸術教育のテーマになるが、「自由」という言葉でない方が良いと思う。自由であるのなら美術活動以外のことをすることも自由となるが、それは許容できないはず。教師の学んでほしいことがあるなら伝えるべき。子どもたちが曖昧な指示で作品を作っているのは「空気を読んで製作をしている」だけである。基本は「何をしたいのか分からない」となるはずなので、そこに条件つけていくのが必須となる。発想力がないことはあり得ないので、できるように戦略的な授業のアイデアを作っていく。子どもがイメージしていく過程のイメージを持って準備していく。
- ・逆に絵を描くときに題材を条件つけて提案（例えば「犬の散歩につかれたおじいさんが、前から来た女の子に田舎の道で出会い、声をかけられた場面」など）すると、子ども達自身が考えて絵を描いていくことができた。
- ・アートという言葉から入ってしまい、何もかもありになってはならない。概念を教えることが大切であり、それを教えるのが図工美術教育である。まずは椅子を作り、そこに「座れない椅子」を作った「カッコよさ」を重視した場合には「それがアートだよね」と子どもたちに伝えていく。そこから「自由な発想」を育てていくことができるのではないか。

Ⅲ まとめと今後の課題

○各分科会でのまとめ

音楽…教材を与える年齢についてが話題となった。副教材や音楽会の曲目などが低年齢化している。低年齢で扱うために基礎が伴わないことがある。

書写書道…各校の現場の困り感についてまとめたものを確認した。2時間続きでないと準備片付けが間に合わない、道具の使い方の指導について話し合われた。落ち着かせて書かせる難しさも現状として見られた。PDCA サイクルが書写指導に意識されるとよい。ICTについては小学校での使用には限界があるように感じた。

図工美術…レポート 2 本について検討した。中学校で行われた錫を用いた日用品を作成する題材の良さやデザインの多様さ、小学校で行われた造形活動における「自由」という言葉の難しさ。条件付けを行うことで子どもたちの活動を決めていくことを確認した。

○参加者の感想

- ・先生方の豊かなお力に触れることができ、芸術といっても音楽だけではないことから多くのことを学ぶことができた。
- ・久しぶりの参加であったが、美術や書道、中学や高校の先生方ともかかわることができ、多角的な視点を持つことができた。
- ・芸術教育にしたことがどうかと考えたが、とてもよかったと感じた。
- ・日頃関わらない先生方との交流により、新たな課題が見えることができた。
- ・日頃もやもやしたことが 2 時間、ゆっくりと語り合うことができたので大変ありがたかった。
- ・自分の実践を語り合うことができ、学びの多い時間であった。

○共同研究者の先生からのお話

- ・高校の先生方とコミュニケーションをとりづらい実態があるが、様々な校種の先生方と関わり合える教育研修の原点な研修会でありがたかった。もっと多くの方や立場の方と関わり合えるように広げていけると良いなと感じた。
- ・芸術という枠に広がり、芸術論を語り合うスタートであったので、それはそれで良かった。しかし、人数が少ない関係でこのような芸術部会になったこともあるので、より人数が増えることが良いと思う。
- ・芸術部会が可能かどうか考えていたが、別の部会と交流することで芸術についてより深く考えることができて良かった。以前は先輩教諭からの檄があったが、かつての教研集会のことを思うともうひと踏ん張りしたいところであると感じた。

第6分科会 芸術教育 書写・書道教育 分科会報告

i) 討議の柱とレポートのテーマ

※書写・書道教育分科会は、レポートは特にありませんでした。

ii) 討議の内容

共同研究者 工藤哲夫先生からの提案

- ①事前アンケートより
- ②楷書の特徴（書体の変遷、豪書との比較）
- ③漢字一時書創作 象書…（草書）
- ④アプリを使って修学旅行紀制作



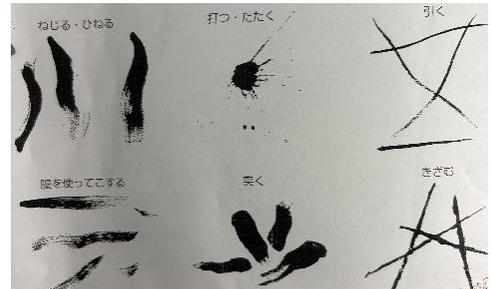
① について

- ・書写の学習において、タブレットは使いにくい（汚れ、置き場、使い方が難しい）。
- ・書いた作品を書画カメラで見たり、撮って見合ったりすることはできる。
- ・筆、墨、すずり、紙など、高い物やすり心地のちがいなど、体験させることやちがいに気づかせたりすることもできる。

③ について

筆のできる様々な表現について教えていただいた。

「ねじる・ひねる」「打つ・たたく」「引く」「腹を使ってこする」「突く」「きざむ」など、筆を使って様々に表現できるということを小学生の頃から知っていたり、教師側がこういう書き方があるよと提示できたりすると、表現の幅の広がりにつながるだろう。



④ について

写真と文字を合成するアプリを使い、修学旅行などで撮ったお気に入りの写真に入りたい文字筆で書いたものを画像にして合成し、オリジナルの作品を作ることができる。

iii) まとめと今後の課題

- ・実際に筆を使って、いろいろな表現を試して書いてみる事ができた。そのあと、それぞれに表したい書き方でいろいろな字を書かせていただくことができた。子どもたちは様々な表現の仕方を知らないのです、特に小・中学生にもいろいろな書き方があるということを提示できれば幅がもっと広がっていくのではないかと。
- ・今年度もレポート提出者がおらず、分科会は4人（共同研究者1人、役員2人）だった。より多くの参加者と意見を交わしたり、それぞれの現状を共有したりすることができるとうい。



第7分科会「技術・職業教育」 課題提起

I 高校再編・整備計画

わたしたちは、「再編・整備計画」に関しては一貫して、教職員や地域の議論・意見を盛り込むように繰り返し要請し、高校がどうあるべきかについては、教職員、生徒・保護者、地域住民などの当事者が主体となった議論が尽くされるべきであり、スケジュールありきの進め方を批判するとともに大きな懸念を抱いてきました。

県教委は本年1月、2018年9月に決定していた2030年3月までとする第2期再編・整備計画の完了時期を見直し、新校開校時期の全体目標を定めずに進めることに方針を転換しました。県教委は2020年9月に1次、2021年9月に2次、2023年1月に3次の計画を順次決定し、新設する高校ごとに議論を進めてきたとしています。総合技術新校を巡って県教委は昨年12月、2次計画の上伊那総合技術新校について建設業の人手不足や資材高騰の影響で新校舎の工事期間が延び、開校が2035年度以降になることを明らかにしました。高校再編推進室は「専門的な学びを実践する総合技術新校は大がかりな施設の整備が必要なため時間を要する」と説明しており、3次計画の長野千曲・岡谷諏訪・安曇野も上伊那と同様の影響を受けることが予想されます。

高校の歴史に幕を下ろす再編を巡り、生徒や保護者そして地域住民を含めた関係者間の合意形成が進みにくいのは当たり前のことです。新校設置では、校舎の建築や校地、学校像など決めるべき事柄が多岐にわたり、地域の講話会での議論開始から開校までには7年から8年かかるとされています。第2期最終の3次計画は、特に難航が予想される再編が多く、県教委が「日程ありき」でない方針に転換したことを、より地域に添った議論を進める契機ととらえ、わたしたち教職員が地域懇話会等に積極的に参加し、闊達な議論を展開することが求められます。

高校再編により新たな個性を持った高校が生まれてくることへの期待感は少なくありません。個々の高校の特性を維持しつつ「地域の特性や地域の期待に沿った高校教育」という観点を大切に、特に、総合技術高校については、強制される専門性の確保と学科間連携という相矛盾する条件を逆手にとって、学科間の連携により持続可能な社会の実現を探究できる高校としてのあるべき姿を追求しましょう。

◇第2期高校再編・整備計画◇

【1次】(2020年9月決定)

小諸(普・音) + 小諸商業(商) ⇒ 小諸新校(普3・商3・音1) 2026(R8)年度開校
野沢北(普・理数) + 野沢南(普) ⇒ 佐久新校 2029(R11)年度開校
伊那北(普・理数) + 伊那弥生(普) ⇒ 伊那新校(普6・特色2) 2028(R10)年度開校

【2次】(2021年9月決定)

中野立志館(総) + 中野西(普) ⇒ 中野総合学科新校
須坂創成(農・工・商) + 須坂東(普) ⇒ 須坂新校(普・農・工・商)
辰野(商) + 箕輪進修(工) + 上伊那農業 + 駒ヶ根工業
⇒ 上伊那総合技術新校(農・工・商) 辰野(普)
赤穂(普・商) ⇒ 赤穂総合学科新校

【3次】(2023年1月決定)

長野東(全) + 長野吉田戸隠分校(定) + 長野(定) + 長野商業(定) + 長野西(通)
⇒ 長野東スーパーフレックス新校
更級農業 + 松代(商) + 屋代南(普・家)
⇒ 長野千曲総合技術新校(農・商・家・デジタル系) 松代(普)
岡谷東(普) + 岡谷南(普) ⇒ 岡谷新校(普)
岡谷工業 + 諏訪実業(商・家) ⇒ 岡谷諏訪総合技術新校(工・商・家・デジタル系)

第7分科会「技術・職業教育」 課題提起

茅野（普）＋ 富士見（普・農）⇒ 茅野富士見新校（普・農）

塩尻志学館（総）＋ 田川（普）⇒ 塩尻総合学科新校

南安曇農業 ＋ 穂高商業 ＋ 池田工業 ⇒ 安曇野総合技術新校（農・商・家・デジタル系）

Ⅱ NSD（長野スクールデザイン）プロジェクト

文部科学省は2021年1月、一人一台端末の環境下で個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学校施設のあり方を問い直すとして、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」に「新しい時代の学校施設検討部会」を設置しました。これに先駆けて県教委は、学びと空間の一体改革を推進するためとして、2018年8月「県立学校学習空間デザイン検討委員会」を組織し、これからの時代にふさわしい学習空間について検討をはじめました。そして、2020年8月「長野県スクールデザイン2020～これからの学びにふさわしい施設づくり～」（最終報告書）が公表されました。

このプロジェクトの対象高校は、第2期高校再編・整備計画の1次・2次計画の新校（小諸新校・伊那新校・佐久新校・赤穂総合学科新校・須坂新校・中野総合学科新校・上伊那総合技術新校）7校が対象高校となっています。

これらの新校では新校舎建設はあるものの、ほぼすべての既存校舎で改修工事が行われるため、いかに学校の機能を維持しつつ改修工事を進めていくのかが大きな課題となります。生徒の生活環境に悪影響が及ばぬよう、現在進行中の小諸新校での諸課題を共有し、今後の工事計画に生かしていくことが必要です。また、何より設計者と教職員・生徒とが一体となって空間の活用方法を考え、相互理解を深ながら進めていく体制づくりが欠かせません。

Ⅲ 観点別学習評価に関する課題

観点別評価には多くの課題があり、特に「主体的に学習に取り組む態度」（「学ぼうとしているかどうか」という意思的な側面）の評価にあたっての「信頼性」「妥当性」などが問題になっています。また、評価結果を指導要録に記載し、進路等の資料として使用される時、評価の客観性や公正性などが担保されなければなりません。

学習評価は生徒のがんばりを支え励まし、自分の「伸び」を実感して新たな目標をもてるようにするためのものでなければならないと思います。現在、学校現場の多くの教職員からは観点別学習評価への対応とGIGAスクール構想によって授業で一律にICT活用が求められていることへの対応に苦慮する切実な声があがっています

そんな中、次期学習指導要領に向けた改定作業を行う中央教育審議会の特別部会は7月4日、評定をつける際に適切な評価が困難で教員の負担にもつながっているとの指摘を重く受けとめ、従来の成績評価を見直し、「主体的に学習に取り組む態度」を考慮しないという案を示しました。

Ⅳ 中学校技術・家庭科（技術分野）の課題

学習指導要領、技術分野の指導内容は、A「材料と加工に関する技術」B「エネルギー変換に関する技術」C「生物育成に関する技術」D「情報に関する技術」で、社会の変化に対応できる「資質・能力」の育成が目標に掲げられ、その目標や内容を達成するために「主体的・対話的で深い学び」の手法が提唱されています。現場の技術科教員は学習指導要領で述べられている「問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現する」ことを製作や実習を通して、技能を高めながら日々授業で進めています。

現在の技術科の「技術」とは、かつての『ものづくり』の技術ではなく、ものの見方や考え方を鍛え、社会の中にある「技術」を評価していくという、新しいものへと移行していく過渡期にあるとも言われています。しかし、技術科にはものを作ることを通して創造的な活動を行う強みがあり、知識だけでは測ることのできない「深い学び」が活動の中にあります。学習指導要領の内容をよく吟味し、どのような教材で子どもたちにどんな力を付けていくか、これまで私たちが積み重ねてき

第7分科会「技術・職業教育」 課題提起

たものづくりを通じた実践を大切にしながらプログラミングや制御といった情報に関わる内容を組み込んでいく工夫が大切なのではないでしょうか。

現場の技術科教員の置かれている状況は、授業時間数が少ないため多くのクラスの授業を受け持たなければならず、生徒数の多い中学校では一人で数百人もの授業を受け持ち、実習や後片付け、成績処理に時間がかかり、重い負担になっています。また、少子化による学級数の減少によって2校兼務する技術科教員や技術科免許を持った教員がいない学校も増加しています。さらに持ち時間数が少ないために特別支援学級の担任になったり、多くの授業を割り当てられたりする教員もおり、保護者対応や会議、研修会などで教材研究や授業準備の時間が確保できないという声も聞かれます。教材教具については文部科学省の示す教材整備指針、目安数量が各学校に配備される必要があります。しかし、国からの対応する予算が、自治体によっては、学習環境の整備ではなく他への予算として流用されることも生じ、学習環境の整備が不十分になることも懸念されます。ごく限られた授業時間内で、ものづくりに興味を持って意欲的に学習し、技術的素養を身につけた生徒を増やしていくためには適切な予算配分と人員配置が求められます。

このように技術科教員の置かれている状況は厳しいですが、技術教育を少しでもよい方向へ導くために技術科教師自身も、これから何をなすべきか考えていかなければなりません。

授業時間を増やすために技術教育の重要性を訴えていく必要があります。限られた授業時間内で授業の質を上げ、安全性を保証していくために少人数指導も働きかけてく必要があります。そのために政府や文部科学省だけでなく、各県や全国レベルで行われているものづくりの競技会や作品の展示会などを通して積極的に経済界や社会にもアピールしていかなければなりません。また、授業時間数が少ないため技術科教員が1人だったり、非免許教員だったりする中学校も多く、日々悩みながら実践をしています。実践力を高めていくためには、技術科教員間での実践内容の共有や教材開発などの研修が欠かせません。技術科教員が孤立しないために、公的研修の充実と共に、各学会との連携、そして民間教育団体やインターネットや SNS を活用したつながり等が重要になります。我々も主体的に様々な研修に参加していくことが求められます。

また、小学校段階も含め、プログラミングの学習が急速に増加してきました。これは、技術教育の側から見ると、小学校段階に技術教育に関わる内容が設定されたとも考えられます。さらに、令和7年度大学入学共通テストから新しく「情報」が加わります。プログラミング教育を機会に、大学進学までを見通した、小学校、中学校、高等学校の連携も考えられるでしょう。この点についても議論を深めたいと思います。

さらに、学習指導要領で技術分野の指導内容は、A「材料と加工に関する技術」 B「エネルギー変換に関する技術」 C「生物育成に関する技術」 D「情報に関する技術」となっていますが、第3学年で取り上げる内容では、これまでの学習を踏まえた統合的な問題について扱うことになっています。この「統合的な問題」について扱う学習の授業実践に難しさを感じている教員もいるようです。「統合的な問題」を扱う授業実践を重ね、それぞれの実践から学び合うことで、第3学年における授業がより構想しやすくなるのではないのでしょうか。

技術科を担当する教員が一生懸命取り組み、生活に密着した知恵と技を体験的に学習することの大切さを世の中に訴え、生徒たちが意欲的に学習に取り組むことのできる学びの姿など、目に見える成果を上げることで、これからの日本が明るい未来にむかうものと信じて中学校技術教育の課題提起とします。

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

1. 「課題提起」を基にした討論

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 課題提起 | 篠原 章浩 (小諸商高) |
| 補足 | 石澤 育博 (駒ヶ根工高) |
| (2) 共同研究者からの課題提起 | 川久保英樹 (信州大) |

2. 授業実践報告

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| (1) 双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題解決 | 宮内 智美 (松川中) |
| (2) “自ら歩む”学習のための学習環境デザインの研究 | 丸山 陽平 (清水中) |
| (3) ライントレース教育30年を振り返って | 石澤 育博 (駒ヶ根工高) |
| (4) 高等部における木工製品の製作と支援 | 原 洋行 (諏訪養護) |

II 報告と討議の内容

1. 課題提起を基にした討論

(1) 課題提起

課題提起では、Ⅰ高校再編・整備計画、ⅡNSD (長野スクールデザイン) プロジェクト、Ⅲ観点別学習評価に関する課題について提起された。(詳細は前頁参照、Ⅳは提起者がおらず割愛) ⅡのNSDとは、“新しい時代・これからの学び”にふさわしい学習空間づくりを目指すものであるが、あまりにも先を見据えるが故に、今在籍している教職員の要望とは相容れない設計が多く、課題であるとの報告があった。また、Ⅰの補足として、上伊那地区における第2次高校再編の問題点が述べられ、県は“上伊那は地元公立高校への進学率が低い”とのデータに対し、上伊那の子が地元で学びたくなる条件整備を進めるのではなく、単に募集定数を減らす方向に進んでおり、更なる区内進学率の低下が懸念されていると指摘した。

(2) 共同研究者からの課題提起

続いて、信州大川久保先生から課題提起を受けた。先生がいつも語られる“不易流行”に関して、10年前は流行(トレンド)だった「情報」が、これからは不易に移っていく、と述べられ、その裏付けとして、中教審教育課程部会 R7年9月25日報告書(論点整理)の第四章「情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現」について解説いただいた。

情報技術を「とりあえず使える」ことが目標であったこれまでの学習内容に対し、情報技術の「活用」「適切な取扱い」「特性の理解」の三つを相まって習得できるよう、発達段階に即した学習活動が提唱されている。具体的には、小学校の総合的な学習の時間に「情報の領域(仮称)」を付加、中学校は「情報・技術科(仮称)」を新設(=家庭科と分離)して情報技術に関連する内容を強化、それらを踏まえ高校情報科の充実を図る、としており、情報で小～高の技術系教育を一串に突刺すものである。専門高校だけでなく普通高校も対象となり、もしこれが実施されるのであれば、今以上に小～高互いの連携・情報共有が重要となる。とまとめられた。

2. 授業実践報告

(1) 松川中(下伊那)の宮内先生から、双方向性のあるコンテンツやAIを用いて身の回りの生活を便利にするためのシステムを開発する実践が報告された。まずは双方向性コンテンツによるプログラミングを学び、次にそれを用いることによって解決できそうな問題点を身近で見つけさせ、最後に解決策を具体化させる、という流れであった。具体的には、新入生がこの部屋は何の教室かまだわからない時に、室名札をカメラで撮影すれば、その部屋の説明が画面に表示される。といった例が紹介された。プログラミング学習は生徒に差が生まれ易いので、苦手な生徒もこれをして楽しかったと思える授業展開を、等の助言が出された。

(2) 清水中の丸山先生は、生徒自らが主体的に活動し追及できるための環境づくりをテーマに、①教室環境デザイン：技術室の環境整備、「ただ工具が使える教室」からの脱却、②学習環境デザイン：学びを見返すことができ学びの足跡を残し共有できるシステムの整備、③内容構成デザイン：学び方を繋げる3年間の学習を見通した学習マネジメントの「3つの学習デザイン」について研究した報告であった。②の学習環境デザインについては、低い床(苦手な生徒でも取り組みやすい)、高い天井(追求次第でより高度なものを)、広い壁(答えは一つでない様々な作品の想像)、複数の道筋(様々な方法で作品に辿りつける)を基にした1年生のデスクオーガナイザー(整理箱)の製作が紹介された。例えば、「低い床」では、難しいユニット部を3Dプリンタ製の接続治具を用いて製作を容易にし、「複数の道筋」では、自身の技能に合わせて使う工具を選択できるようにする、などであった。

(3) 高校の石澤先生(駒工)から、ライントレースカーに関する実践が報告された。単にトレースカーを製作するだけでなく、成果を生徒自らが運営する競技大会として地域に公開し、地元の企業を招待することで生徒の就職につなげようとして始まった実践が30年の月日を数え、今では2校4学科で同様の取り組みが行われるまでに広がっている。これにより、プログラミングだけをやっていると思われていた「情報技術科」で、ハンダ付けはじめ回路設計や制御技術などの基礎技能・技術の習得が行われていることを知ってもらえた。また、生徒にとっても、公開授業としたことで、意欲や協同性が向上し、伝統意識も生まれた。

(4) 当日持ち込みで諏訪の原先生に養護学校での実践を発表いただいた。代表作「くまいす(熊椅子)」などの木工品の製作を作業学習に位置付け、卒業後の就労に向けた基礎学力としての定着を目指している。作業に当たっては各自に「手順表」を用意し、一つ一つの工程を自分で確認しながら技能を学び、報告欄を設けて報告の大切さも習得するよう工夫している。座面の曲線など難易度の高い作業は、できる友達に協力を頼むのも大切なことで、木工の技能だけでなく、他者に「聞く」、「頼む」、「報告する」など日常生活における対応力を養わせたい。

Ⅲ まとめと今後の課題

共同研究者の川久保先生から、中・養・高から発表があり、貴重な意見交換ができた。それぞれの学校で完結してしまうのではなく、今日のように違う物差しで測り合い、さらに発展させる取り組みが重要である。と、まとめの発言があった。

コロナ禍以降オンラインやハイブリッドでの開催も行ったが、ものづくりに関しては見て触れて感じてもらうこともあるので、今後も参集形式での開催を基本とすることを確認して、閉会した。

第8分科会 家庭科教育 課題提起

家庭科教育が目指すもの

(1) 自己肯定感を持ち、自分の人生を積極的に構築できる力を付けさせる。

今の児童・生徒は、幼い頃から生活体験が少なく、絶えず知識偏重の競争にさらされ、結果として自己肯定感が低くなっていることが様々な社会現象の中から読み取れる。児童・生徒は、他者との関係性の中で葛藤しながら自己を確立していく発達段階にある。ICT化は、本来意見の異なる他者との共生に資するべきものであるが、現実には分断や差別を助長している側面が大きく、リテラシー教育や指導にかかる労力も大きく、児童・生徒への発達への影響も見逃せない。

家庭科の授業では、児童・生徒が自ら課題解決や作品を完成するなど結果を導くことにより、充実感や達成感を得ることができる。また、仲間と議論し、協同して実験・実習を行うことで他者との相互理解、集団の一員としての存在意義や成長を感じ取ることができる。こうした経験と科学に裏付けられた理論を学ぶことで生徒に自信を与え、自己肯定感の向上となる。それらを積み重ねることで児童・生徒が、自身の人生を積極的に構築できる力につながる授業を目指したい。

(2) 現実から出発し、主体的に生きる力を付けさせる。

児童・生徒の家庭の経済状況はますます格差が広がり、深刻な困難を抱え孤立感を深めているこどもが増えている。また、実現困難と思われる働き方改革など、児童・生徒の将来には、人間らしい生活を送ることすら見通せない不安な現状がある。グローバルとキャリア教育の名のもとに教育格差が生じ、児童・生徒の学校における経験は授業の内容だけでなく様々な場面にも差別化が進んでいる。将来、自分が直面するであろう課題や問題を解決するために必要な知識や技術を学ぶ機会は平等でなければならない。家庭科の授業では、児童・生徒の現在の生活の問題点に立脚し、そこから本来の「生きる力」を身につける授業を目指したい。

(3) サステイナブルな社会を構築し、変化の激しい社会に柔軟に対応できる資質・能力の育成。

世界的に海洋汚染や温暖化による気候変動が大きな問題となり、環境に配慮した暮らし方の模索は重要な課題であると考えられる。二酸化炭素の排出を抑えた暮らしや、健康を考えた科学技術の活用は、知恵と工夫と生活の技術がなければ実現するものではない。

家庭科の授業での実験・実習や体験は、環境負荷の少ないサステイナブルな生活や命と健康を大切にできる人材を育成し、その先には将来の科学技術の新たな研究開発者や社会を牽引する人物となる可能性につながっている。生徒の柔軟な能力を発揮させ、社会の発展につながる授業を目指したい。

(4) 未来の教育を見据えた家庭科教育の本質的な軸の堅持。

現行の学習指導要領（平成30年告示）が「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を推進せよと述べる内容は、長年家庭科教育が研究してきた授業実践にほかならない。しかし、激動する社会の変化に対応して、未来を見据え、未来の教育や学校を想像し、子どもたちに必要な学びをアップデートし続けたい。また、これまで行ってきた、児童・生徒の直面している課題や学習要求に沿った家庭科の探求的な学習内容や子どもを主体とする授業づくり、児童・生徒を主人公にした学校づくり、時間数・単位数削減の中での学習内容の編成・精選、生徒・児童にどのような力をつけるべきか学び合い、家庭科教育の内容が道徳教育にすり替えられないよう家庭科の視点を明確にするなどのことは、さらに積極的な議論を必要とする。

<第8分科会 家庭科教育>

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

討議Ⅰ：生徒を主体とする探求的な授業づくり

- ① 問題提起 長野工業高校 小林 恵一
- ② 友と学び合い、自分の考えをもって主体的に追及していく生徒の育成につながる活動の工夫と考察 岡谷東部中学校 松村 和歌
- ③ 実生活へ落とし込むことを意識した授業づくり 下高井農林高校 市川 ひかる
- ④ 魅力ある授業のための教材研究 実習教材の二次活用について 辰野高校 石井 菜緒

討議Ⅱ：家庭科における ICT の活用と地域連携について考える

- ① 中学校家庭科における ICT 活用 飯田西中学校 牧野 優子
 - ② 地域連携授業の実践 飯田風越高校 長谷川 三香
- まとめ 共同研究者から 日本女子大学 大矢 英世

II 報告と討議の内容

討議1

内容①1年生の食生活分野において、生徒が必要感をもって主体的に追究できるよう、自分の食事の問題を見だし、「自分の体をつくる献立を立てよう！」を学習問題とし、6つの食品群を「勝ってわかって栄養カード」を使用しながら覚え、グループでバランスを考えた献立作成に取り組んだ中学校での授業実践。

内容②デジタル教材を活用することで視覚的理解を深め、学んだことを調理実習と直結させ、実感を伴う学びにつなげる高校での授業実践。

内容③各校で余っている教材を持ち寄り、SDGsの観点からその活用や被服実習の授業の意見交換を行った支部教研の報告。

- ・カードで繰り返し学習できる。ICTの活用のうまさ。教科横断的に情報収集を丁寧にしていて連携ができてることが素晴らしい。ゲーム性の教材は盛り上がる。衛生面を丁寧に指導し実習に生かされている。実習と献立が授業の中でどう兼ね合いをとっていて、栄養計算でバランスのよいグラフにまとめたとして実際に一食として作れるのか。実際になるのか。
- ・短い時間の中で調理実習の動線を短くする工夫。事前の道具の準備。一品しかできない学校が多い。一品の実習の場合は、不足するものを考えさせ、一食とするには何を入れたらよいのかを考える取り組みを行っている。
- ・実習について、家庭基礎において衣生活分野での実習はなしでもよいとなっているが、食生活分野についてはこれからも健康的な食事を一食作ることができる能力のために、実習は時間をかけてやっていく内容ではないのかということが共有された。
- ・授業時間が少なく、すべての内容を行うことが難しく、単元によっては生徒が自分で課題を見つけて調べたり、ホームプロジェクトを利用したりして主体的な取り組みを行っている。
- ・グループで献立を立てた理由→学習面で厳しい生徒がいたので、まずグループで行い個人で行うときの参考になればとグループで行った。時間がかかり評価が難しい面がある。
- ・調理実習の内容について、ハンバーグは中学でも実習している。高校は学校により内容が幅広いが、な

るべく中学と重ならないものがよい。小中高の内容の比較、検討が必要である。

- ・ 献立作成は数字あわせになってしまうところもある。本当にできるのかというところまで見ていきたいが、家庭の状況がいろいろで難しくなっている。
- ・ ICTは便利だが、アナログの方がよい場合もある。スプレッドシートで献立作りを行ったが、アナログの方が早い。
- ・ 調理実習のあり方、内容について、小中高の連携も必要であると確認された。

討議Ⅱ

内容④「問いの設定」「表現」「思考」「知識確認」「リフレクション」の5つの場面におけるタブレットの活用と、学んだことを形にして地域に発信することにより、地域とつながっていることを実感して所属感を高め、よりよい生活をつくっていくことを目指した中学校での授業実践。

内容⑤地域との連携授業を通して、地域の課題と自身の生活を結びつけることを目指した高校での授業実践。

- ・ 高校でのICT活用は、提出物チェック、調べ学習、小テスト、振り返り等で使用しているが、Canvaはこれからなのでチャレンジしてみたい。
- ・ 地域連携は、JICA、栄養士等の利用があるが1時間に収めることが難しくタイムスケジュールがうまくいかないので調整が必要である。地域ボランティアを活用して被服製作を助けていただいている学校もある。消費生活の内容が大きくなってきているので、消費生活センター、保険会社や銀行に依頼する学校も多いが、地域コーディネーターと繋がると円滑に進められるという報告があり、うまく利用していけるとよい。
- ・ ICTの活用は、中学の方が進んでいる。中学での活用が高校に繋がり、より実践的な活用に結び付くとよい。
- ・ 学習現場での浸透の差を感じる。Canvaの使い勝手の良さ。最初に小学校からの差を埋めて授業を行っている。全員一斉の内容は、予め型を作っておいて進めている。フォーム化やテキストマイニングについてレクチャーを受けた。
- ・ 生徒達に取り組みさせるまでの準備がとても大変だと思うが、「自分が最先端でいく」と言われていたのが印象的だった。牧野先生の授業を受けてみたい。
- ・ 可視化することのよさ、活用のコツを知ることができた。使う頻度を増やしていく意識が大切である。

まとめ 共同研究者から

最初の問題提起で4つの家庭科教育が目指すものとしてあげていただいた。「自己肯定感」というところが「自己責任論」が強くて出て難しいとあったが、家庭科では自己責任論を迫及するようになりがちの部分が非常に多いので気を付けて作っていくことが必要である。家庭科の難しさというところで、最初の発表を拝見し、昔からよくやられているが、「あなたの食事の問題点を述べなさい」となった時に難しさがある。生徒の生活の現実からというのはとても大事だが、各家庭の経済的な要素を含めた生活状況の違いが出てくるので非常に難しい部分があると感じる。中学生は、保護者の生き方や考え方がそのまま反映している生活状況のため、頑張りたくても頑張れない現実があることも念頭に置いて授業していくことが必要であり、地域の状況を考えて行わなければ厳しい部分がある。自己責任論「私にできること、私達にできることは何だろう」で納めてしまうような実践が今まで多くあったが、自己責

任論ではなくて作っていけるような形、抜け道をつくるということが必要である。献立作りの難しさでいうと、実際に作れる献立作りをしていくことが必要で、栄養バランスを重視してしまっていると、そこを充足させるための組み合わせでつくるという感じになってしまうということが、以前勤めていた宮崎の高校の実践の中でも課題となっていた。非常に難しさがあると感じている。被服材料の二次活用ということで、興味深かった。キットの活用ではなく、こちらの教材の方が実際の生活に繋がる実習になるのでは。実際の生活に繋がる実習を、生徒達に提案させるという形で作っていてもよいのではないか。ICTを上手に活用することで、探求の学習の幅が広がる。一方で、ICTに頼りすぎると画一的な授業になりやすい。調べてまとめる作業では、表面的な情報を写してきれいにまとめるという形になってしまう危険性もある。紙媒体にまとめる学習とICTを用いる学習のバランスがとても大切。見てきた経験から、国立大学の教員養成課程では、例えばロイロノートを使いこなすことが必須になっている。授業を見に行ったら、一切ノートを出さず画面を見ながらの授業。本当に必要かというものまでロイロノートにまとめる授業となってしまう例があったので、活用の仕方は気を付けたほうがよい。牧野先生の実践は、5つの場面で活用されていて、とてもメリハリのつけ方が上手で参考になった。社会との繋がりもすごく重視した重厚な実践で、学ばせていただいた。先生のこれまで積み上げてきた実践が長野県の中で広がっていけば、高校にも広がり探求の学習に広がっていくのではないか。大変勉強になった。地域連携の授業は、ずいぶん育児の様子も変わってきていると感じている。卒業生の市役所の男性職員の育休取得者の話を聞くことは、親近感をもって実感できるよい取り組みである。ただし、よいことばかりではなく育休取得率は上がっているが、取るだけ育休など社会問題として取り上げられているので、そのような部分も含めて男女で共に育児をしていくことを考える場面があるとよりよい授業になっていく。妊婦体験、赤ちゃん人形の抱っこなど、体験することで意識を高めるという意味で、非常によい実践に繋がっていく。

栄養を充足させるための献立になってしまうとは → 栄養が組み合わせられればよいとなりがち（宮崎県での実践で）。実際に作らない献立で終わることなく、それぞれの家庭で作ることができるような実習につなげることが大事。組み合わせカードゲームのようになってしまわないよう、抜け道がある方が現実に即したスタイルではないかと感じる。

III まとめと今後の課題

今年は義務から2本、高校から3本のレポート発表があり、知識から実践、実生活へ繋げる素晴らしい実践報告だった。ブレイクアウトルームでの討議は、レポートをもとに各校の取り組みや内容の情報交換を行い、授業づくりについて議論を深めることができ、とても有意義であった。全国教研への推薦レポートは、県教組からは飯田西中学校の牧野優子先生、高教組からは飯田風越高校の長谷川三香先生のレポートを推薦した。

運営面では、昨年度からの引継ぎで、高校は北信と南信からレポート提出お願いすることになっていたのがスムーズに進めることができた。来年度は、東信と中信をお願いしたい。当日のオンラインについては、県教組の長水書記局より役員に入っていたいただいたので、ホスト側として心配なく運営することができた。参加者が少なく残念であったが、来年度もオンラインと参集のハイブリット形式での実施がよいと思う。参加者を増やすためにどのような取り組みができるのかが課題である。

第9分科会 保健体育教育 課題提起

子どもたちの体力・運動能力の現状

2024年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を見ると、2023年度と比較して、小5は男女ともに総合得点が下降し、中2では男女ともに上昇している。特に小5男子は2019年をピークに5年連続で下降している。また、長野県の状況は、2023年度との比較では全国と同様の結果となっているが、小5女子が2019年をピークに5年連続で下降している。ただ、同様に下降していた中2女子は4年ぶりの上昇となった。また、小5女子以外のカテゴリーで総合得点が全国平均を上回っている。

新型コロナウイルス感染症の影響で、体育の授業や部活動ができない期間があり、さらにその後も一定期間活動が制限された。こうした制限が、ここ数年の総合得点の下降の一因であるとの分析もなされている。このような現状を踏まえ、各自治体や学校は子どもたちの体力を向上すべく、さまざまな取り組みを行ってきたことは2024年に言及した通りである。その成果か、長野県の結果からみれば、中2男子の総合得点はほぼコロナ前の水準に戻っている。ただ、中2男子以外のカテゴリーでは未だコロナ前の水準とは程遠いことに加え、小5では男女ともに下降が見られたことは、注視すべきであろう。実際に現場からは「転んだ時にうまく手をつくことができない子どもがいる」といった声も聴こえてくるなど体力の水準が著しく低い子どもの存在が明らかになっている。学校を欠席することに対する抵抗感も少なくなり、やりたくないことは無理にやらなくてもいいといった社会的な流れもあるなかで、体育の授業または体育教師が学校生活の中で何ができるのか、考えていきたい。

水泳授業の民間施設利用と指導の外部委託

9月30日、スポーツ庁が学校の体育、スポーツ施設に関する調査結果の中間報告を発表した。対象は全国の小、中、高校や大学など約3万8000校。屋外の水泳プールは、2021年度の調査から782カ所減って2万3553カ所となっている。特に小学校で約500カ所と、減少幅が大きかった。学校のプールは老朽化や維持管理の人的、経済的負担が課題となっており、複数の学校による共同利用や民間施設の活用が進んでいる。

さらに、指導についても外部に委託するケースが増えている。長野県内でも、既に150校を超える小中学校で、外部講師が活用されている。このような現状を踏まえ、保健体育分科会では、水泳の授業について、2023年から継続して議論している。教員の負担軽減や泳ぎについての専門的な指導が受けられるという意見がある一方で、評価は教員が行う以上丸投げにならないようにしなければならない、競泳の泳ぎ方指導と命を守るための水泳指導は異なるといった意見も出ている。今年度も継続して議論したい。

体育における「学びに向かう力・人間性等」の取り扱いの実態

2025年7月、中教審の教育課程企画特別部会第10回会合で、評価の観点の一つである「主体的に学習に取り組む態度」の目標準拠評価をやめ、評定に入れずに個人内評価とする方針が示された。ただし、『「学びに向かう力・人間性等」を教育課程全体を通じた個人内評価として行うことを想定した場合でも、その一部分は各教科等における「知・技」や「思・判・表」の評価の過程で特に見取れる場合もあると考えられる』『特に、「思考力・判断力・表現力等」は「知識や技能を活用して課題を解決するために必要な力」であり、問題発見・解決や、考え

の形成・表現、思いや考えを基にした意味や価値の創造といった過程で発揮されるものであり、本部会で議論してきた「学びに向かう力・人間性等」の4つの要素と親和性が特に強い』ともされ、『思考・判断・表現の過程で、「初発の思考や行動を起こす力・好奇心」「学びの主体的な調整」「他者との対話や協働」が特に表出した場合には、「思・判・表」の観点別評価に「○」を付記する』と「思・判・表」の評価に一定含まれるようになる可能性が示唆されている。

運動の苦手な子どもは確かに存在する。しかし、技能が身に付いていないからと言って、必ずしも低い評価にならないように、「思考・判断・表現」や「主体的に学習に取り組む態度」を実践やノート、態度などから見取って評価をしてきたのではないだろうか。子どもたちの内面は必ずしも目に見えるかたちでは現れないため、的確に評価できてこなかった部分はあると思われるが、今後、より「知識・技能」が重視されることにならないか危惧される。

現状の評価方法について改めて考えるとともに、今後の中教審の議論の行方にも注視したい。

毎年更新され続ける猛暑

2025年夏、気象庁のデータによると、全国平均気温が平年より2.36度高く、2023年・2024年の+1.76度を大きく上回る過去最高の記録となった。さらに、全国153の气象台・測候所のうち132地点で、夏の平均気温が過去最高（またはタイ記録）を記録し、群馬県伊勢崎市では8月5日に41.6℃を記録、過去の最高気温を更新したほか、兵庫県丹波市や京都でも40℃前後に達する地点が相次いだ。また、長野県では、最高気温が35度以上の「猛暑日」となった日数が、上田市の38日や長野市の26日など11地点で過去最多、または最多タイ、30度度以上の「真夏日」も長野市67日、松本市66日など主要5地点のうち4地点で過去最多を記録した。

長野県では、文部科学省と環境省が作成した「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を参考に、各学校がガイドラインを作成・改訂することが求められているが、実際の現場ではどのように運用されているのか。WBGT31以上での運動の原則中止や28以上での激しい運動は中止など、体育や運動会などの行事、部活動時における、各校の実状について議論したい。

進む部活動の地域移行（地域展開）

部活動の地域移行については、スポーツ庁と文化庁が2024年8月に設置した「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終まとめが2025年5月に出された。その中では、2026年度からの6年間で「改革実行期間」と位置付け、この期間で地域展開を加速させることを目指すとされ、休日については原則すべての部活動を地域展開、平日についてもさらなる地域展開を推進していくとしている。長野県でも、長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会が2025年7月現在で8回開催され議論が進んでいる。

長野県は周知啓発リーフレットの中で、「原則として、休日・平日ともに全ての中学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行する。地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の中学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す。平日はできるところから移行を進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施する」との方針を示している。

保健厚生課が行った「中学生期のスポーツ・文化芸術活動アンケート（2023年7月、2025年3月実施）」によると、現在の活動（部活動・民間クラブ）への負担感について、保護者の負担感は、「練習や試合、大会等の送迎」が大きく、2023年調査より2025年調査の方がその割合が増しているほか、「活動に係る経費」や「練習や試合・

大会等での補助、当番」に負担感をもっている。また、地域クラブ活動に不安なことについて、中学生の回答では、ほぼ全ての項目で不安感が高まっており、特に、「人間関係のトラブル」(+6.5)、「学校生活に配慮した活動時間」(+6.3)。「活動場所までの移動手段」(+5.8)に不安をもつ生徒が多くなり、いずれも30%を上回る。さらに保護者の回答では、「活動場所までの移動手段」(+17.2)が、圧倒的に保護者の不安(66.6%)になっている。この他、活動費用の負担や、学校生活に配慮した活動時間、希望する活動ができない等の不安とともに、保護者が練習や大会での補助・ボランティアを受け持つことに不安を抱く保護者が30%弱存在する。さらに教職員の回答では、「地域間格差」や「教職員が地域指導者にならざるを得ない」「地域クラブが持続可能か」の不安とする上位3つは変化はないが、「教職員が地域指導者にならざるを得ない」は、7ポイント減少したものの、「環境整備が進まず活動が停滞する」(+9.0)、「活動場所までの移動手段」(+8.0)、「スポーツ・文化芸術活動機会の損失」(+8.0)を危惧する回答が高くなっている。

10月2日に公表された県教組の2025年度の勤務実態調査において、2024年度と比較して月の平均超過勤務時間が1時間10分減少し、部活動の地域移行がその一因であると分析されていることから、教職員の負担軽減については一定の効果がみられるが、外部指導者の地域間格差や、前述のアンケートの結果にみられるように、課題は多い。現状を交流するとともに、今後の地域クラブや学校のかかわり方について議論したい。

第9分科会 保健体育教育

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

【討議の柱Ⅰ：外的資源の活用と体育の本質】

1. 「課題提起」 料治正和（田川高校）
2. 「水泳授業の民間委託問題について」 小山吉明（学校体育研究同志会）
（含、長野市教委指導主事との懇談報告）

【討議の柱Ⅱ：すべての子どもたちに充実した体育の授業を】

3. 「2つのアセスメント結果を生かした体育授業」 附田賢一（上田市立東小学校）
～学びの改革パイオニア校での「ゴールボール」の実践を通して～
4. 「どの子どもでもできる楽しさを味わえる、ゴール型ゲームの授業を目指して」 白澤和輝（豊科北小学校）
～運動の特性を大切に、系統的で易しい教材化を手がかりに～
5. 「体育授業における効果的な準備運動について」 川口純（阿智第一小学校）
6. 「鉄棒運動」 松本類仁（阿智第一小学校）

II 報告と討議の内容

1. 「水泳授業の民間委託問題について」（含、長野市教委指導主事との懇談報告）：小山吉明

【レポーターより】水泳授業の民間委託は、全国で市区町村単位で進められつつある（プールの老朽化問題は市区町村教委で解決しなければならないため）。長野市でも、外部の民間プールを使って水泳授業が始まっている。長野市教委HP掲載の「長野市版新しい水泳学習」の内容について、問題点を指摘し、回答を求めたところ、市教委の指導主事との懇談が実現。私たちの取り組みの方向性が見えてきたように思う。民間委託は、教職員から歓迎されてしまっているが、スイミングスクールと学校の授業は違う。学校では「命を守る水泳授業」を行う必要がある。得意不得意はあっても、小学校教員は授業を行わなければいけない。民間プールは水着でないといとプールサイドに行けない。プールサイドに行かずに、どう評価するのか。長野市は教員も水着になり、プールサイドに行き、子どもの着替えの時間にインストラクターと打ち合わせをする。民間委託の捉え直しが必要。授業計画・授業は教員が行わなければならない。「命を守る水泳指導」はどう行うべきか。“泳げる”ことと“命を守れる”は一致しない。競泳の指導方法をもとにしてしているスイミングスクールの指導方法では、子どもたちはなかなか泳げるようになっていない。泳げるようになるとはどういうことか。水の中では呼吸できない。息を吐かない方が体が浮く。初心者には、浮いて呼吸をすることを教えるべきである。インストラクターは、水泳連盟の指導教程の範囲内でしか指導の工夫ができないが、教員は、あらゆる指導法を学び、授業を変えていくことができる。民間プールを使用しながら、良い授業を目指して先生方が意欲的に取り組むことが期待される。

2. 「2つのアセスメント結果を生かした体育授業」：附田賢一

【レポーターより】LITALICO 教育ソフト・しなのき Finder の2つのアセスメント結果を参考に、授業改善シートを作成した。アセスメントから見えてきたことは、①教師側が“気になる子”は、「自己肯定感」が低い。体育の授業では「できる・できない」がはっきりしやすいことが自己肯定感に影響しているのではないかと。②学習面に困り感がある児童ほど、全体的に数値が低い傾向である。特に「意欲・粘り強さ・自己受容・自己コントロール」などで低い傾向。体育の授業では、これらをどう高めていくことができるか。この結果を踏まえて、ゴールボール（パラ競技の1つで、目隠しをした3対3のボール転がしPKゲームのようなもの）の授業を実践した。チームで話し合い作戦を立て、審判も行う。子どもたちは、視界を遮られた中での工夫・作戦が結果につながり、視覚情報がない中でも、コミュニケーションを取りながら、よりよい攻撃・守備につなげようとする姿があった。参観者からは、特別支援学級在籍児童も意欲的に参加できる教材であり、「パラ競技」を通じた授業のユニバーサルデザイン化になる・教職員以外の大人にとっても学びや気づきを得られる機会になったなどの感想があった。今後の検討事項として、難聴学級の児童が在籍している場合の難しさ、試合中の好プレーを子どもたちとどう共有するか、ゴールボールは何型のゲームなのか。

【発表への質疑・感想】「アセスメントは体育の授業とは関係ないところでとり、結果を踏まえて授業を行ったのか」「パラ競技を授業に取り組んでいくことがすごいと思う」「今回の実践は体育を超えて価値があるが、3類型には入らないゲーム。運動学習に関わって、アセスメントを利用するものはある。今回はスポーツに特化した体育に対する診断的評価・子どもたちの運動有能感を見るということが一番あう」「なぜ、ゴールボールを選んだのかが結びつきづらい。パラ競技は、生涯スポーツの1つとしてとらえて、教えていく必要がある」

3. 「どの子どもでもできる楽しさを味わえる、ゴール型ゲームの授業を目指して」：白澤和輝

【レポーターより】昨年度6年生で実施したサッカー系ゴール型ゲームを、系統性を意識して5年生で実施したいと考え、今年度も教材研究を行っている。昨年度の実践内容。小学校高学年におけるゴール型ゲームの特性は、①ボールの基本操作②ボールをもたないときの動きだと捉え、これらを獲得できる

ような単元展開を考えた。教材化にあたり、「余裕をもってボール操作ができること・誰でもシュートを決めやすく運動の楽しさを味わえること」をポイントに素材を探し、3対3で行う4ゴールゲームを見つけ、児童の実態に合わせて、教材化した。主なルール：アウトナンバー制を採用、コート両サイドにディフェンスが入れないフリーゾーンを設定、時間制で攻守を入れ替える、得点の違う2種類のゴールの設置。授業を行った成果：どの子ども動きが分かり、シュートを決めることができ、ゴール型ゲームの楽しさを味わうことができた。両サイドのフリーゾーンを起点にセンタリングからシュートする攻撃の型が定着した。課題：ドリブルの習熟、守備の戦術の少なさ、攻撃の型を考える時間の確保。今年度の実践内容。昨年度の成果と課題を基に、ボールのパスを重点的に学習できる教材を考案した。ドリブルを禁止し、守備がボール保持者から直接ボールを奪うことも禁止し、パスを中心に攻撃の型を考えられるようにした。現在は単元展開中。2年に渡り、運動の特性を大切にしながら系統的で易しい教材化を視点に授業改善に取り組んできた。今後も実践を重ねていきたい。

【発表への質疑・感想】「コート大きさやボールの種類は」「攻撃しやすい環境があり、ゴールを決める楽しさを味わうことができるのが良い」「スライドボールは扱いやすい。特別支援の授業でも楽しく行える」「球技の単元展開は10時間以上ほしい。カリキュラムづくりが必要」「系統性を考えることが大事。児童の意見を教師側の系統に組み込んでいきたい」

4. 「体育授業における効果的な準備運動について」：川口純

【レポーターより】準備運動の目的とは、ケガの予防と主運動への架け橋である。以下の4つを意識した準備運動を行った。①主運動につながる②心拍数をあげる③あそびの要素（競争・不確定）④課題に応じて自己決定。これまでの実践内容の紹介。①主運動につながる（つながりを理解できる）：5年生「フラグフットボール（ゴール型ゲーム）」では、しっぽとり・パスキャッチなどゲーム中に必要な技能の習得を目的とした。②心拍数をあげる：固定遊具を使ったサーキットを行い、十分な心拍数の上昇を狙った。③あそびの要素（競争・不確定さ）：タッチランニング・パスリレーなど楽しみながら行えるもの考えた。④課題に応じて自己決定：個人での行い方の選択、チームの課題に応じて内容を選択。成果：意欲的・主体的な雰囲気での授業が始まるようになった、メインゲームの時間を多く確保できるようになった、主運動の場面でのチームの話し合い活動が活発になった。課題：個人の願い（課題）に応じた活動の時間が確保できていない。そこで、6年生「ハーフコートバスケット（ゴール型ゲーム）」では、個人選択のドリルを取り入れ、自分の課題に合わせてドリルを選択できるようにした。ドリル・タスクゲームを選択しやすいように、技能の系統別にフローチャート資料を用意した。2年生の運動遊びの中でも、多様な動きに触れることを意識しているが、主運動との境界があまりないように感じている。どんな活動を取り入れているのか、皆さんの様子をお聞きしたい。

【発表への質疑・感想】「前時までのその子が感じた課題に感じたことを改善できるドリル課題を選べるというのが大切だと感じた」「学ぶ単元の主運動の予備的運動として捉えるのが良いと思う。子どもたちが実際にやることに触れ、基礎的な力を身につける時間とするのが良い」「準備運動に視点を向ける大事なこと。主運動につながる具体的な準備運動であることが大切」

5. 「鉄棒運動」：松本類仁

【レポーターより】昨年度から持ち上げの5年生の担任。昨年度の鉄棒運動では、逆上がりができるようになることを目標として授業を行った。個人差が大きく、できる子は時間を持て余し、苦手な子は何度も挑戦するができずに嫌になってしまうことが多々あった。今年度は、昨年度の反省を踏まえ、自己選択した技の追求を大事にした単元を設定した。また、「上がり技・回転技・下り技」の3つに分類し、より意欲的に取り組めるように考えた。授業中の児童は、得意不得意に関わらず、自分に合った技に挑戦し、時間を持て余す子が大幅に減少し、意欲的に取り組めた。授業で明らかになったこと：①手本の示し方。初めて取り組む技が多くあり、技の説明をプリントにして配布したが、活用することは多くなかった。担任が必要に応じて手本を見せていたが、ICTを活用することで、子どもたち同士で技の確認をするなど自主的に活動ができると考える。②発表の良さ。今年度は、単元末に発表の時間を設けた。子どもたちが意欲的に取り組むことのできた要因の一つだと考える。技をいくつか提示し、子どもたちが自分の取り組みたい技を選択したことが、発表に向けて意識付けができたのではないかと考えた。また、発表時には、前向きな声かけや応援があり、苦手な子どもたちも意欲的に取り組むことができた。

【発表への質疑・感想】「鉄棒運動は毎年やっているが、できない子への指導が大変」「子どもを支えることが難しい。恐怖心が先行し、取り組めない」「腰と鉄棒が離れないように補助することが大事」「大勢の前で発表することに抵抗がある子もいる。発表にこだわらなくても良いのでは。ICTの上手な活用」「逆上がりはあくまでも上がり技の一つ。易しい回転技にチャレンジさせて、楽しさを味わわせたい」

Ⅲまとめと今後の課題

- ・討議の柱Ⅰでは、民間委託の問題から、学校で行わなければならない水泳授業の根本的な問題を考えた。討議の柱Ⅱでは、どの子ども楽しめる体育授業を目指して実践してきた先生方のレポートを聞き、今後より良い授業となるために議論した。
- ・参加者が役員とレポーターのみ。自主的にレポートを書き、参加してもらえればありがたい。
- ・オンライン開催で参加しやすくなったので、もっと宣伝して参加者が増えると良い。

課題提起

「子どもたちの生きる力を育むために養護教員に求められているもの」

はじめに

新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから2年が経過しました。社会活動も活発になり、以前のよ
うな日常が戻ってきています。新型コロナウイルス感染症のパンデミックとその対策は子どもたちの生活や
心身の健康に大きな影響を与えてきました。学校は人と関わる中で人間関係を学び、社会性を培いなが
ら成長していく場所です。しかしながら友人との交流や集団での活動が制限されたことで、協調性やコミュ
ニケーション力を育む機会が十分に得ることができなかった子どもたちの現在の姿を我々はどう捉えてい
けばよいのでしょうか。運動不足や生活リズムの乱れ、マスクを外せない子どもが未だ一定数おり、コロナ
の影響と結び付けざるを得ません。また、漠然とした不安感や他者との関係を築いていくことの苦手さを訴
える子どもも少なくありません。

子どもたちの日常生活の中にスマートフォンやタブレットなどのデジタル機器がますます浸透し、スク
リーンに向かう時間が増えました。子どもたちが SNS やオンラインゲームなどで同じ趣味や共感する人とつ
ながろうとする状況は『人と関わりたい』という発達欲求と捉えると同時に、ネットや顔が見えない相手との
つながりのなかに自分の承認欲求を満たそうとしているようにも見えます。人との関係性の築き方をどう学
ばせていくかが今後の課題と言えるのではないのでしょうか。

精一杯生きようとしている子どもたちは、今、何を求めて何を必要としているのでしょうか。新型コロナウ
イルス感染症やその対策が子どもたちに及ぼした影響、それを踏まえて子どもたちの健やかな成長をどう
支援していくのかを考える大切な時期にあります。子どもを真ん中に据え、子どもたちの成長を全ての教
職員で共に考え語り合える学校を再構築していくことが必要だと考えます。

1 今、養護教員に求められるもの

保健室は、社会が抱える問題や課題を、子どもの姿を通していち早く察知できる場所です。子どもたち
は様々な不安やストレスを抱え、何らかの訴えを持って保健室にやってきます。頭痛や腹痛、吐き気など
の身体症状を訴えて来室する子どもの中には、虐待や家庭内の問題を抱えているケースもあります。子
どもの悩みや葛藤に丁寧に向き合い、まるごと受け止め、成長につながる支援をすすめることが必須です。

しかし、複雑化する社会において、子どもたちの家庭環境も多様化しており、その子の根本的な課題に
寄り添ったり対応したりすることが、学校だけでは難しい場合があります。子どもたちの健康課題や発達課
題を受け止められる養護教員が軸となり、校内体制や家庭・地域の関係機関等との連携体制を構築しな
がら、子どもたちを支えていくことが求められています。時代の変化とともに、養護教諭の役割は多岐にわ
たっています。生徒指導や特別支援教育、登校支援委員会や医療的ケアなどのコーディネーター的な役
割を担っている仲間も多い状況です。常に学び続け、養護教諭としての力量を高めていくだけでなく、子
どもたちと丁寧に向き合うための複数配置等、人的配置増員の必要性が一層高まっています。そのような
中、文部科学省は2026年度予算概算要求で、養護教諭二人配置の基準を引き下げ、より多くの学校で
複数配置を可能にする方針を明らかにしました。現在の基準である小学校児童851人、中学校生徒801
人以上からそれぞれ100人引き下げの見込みで、これによってさらに養護教諭の専門性が発揮され、児
童生徒のケア体制が充実することが期待されています。

文部科学省のGIGAスクール構想が加速整備されたことで、ICT教育が当たり前の日常になり、学校での学習や家庭での生活でパソコンやタブレット、スマホといったICT機器に触れる機会が急増しました。

長時間画面を見続けることで、目や肩、首の疲れや頭痛等、体の不調が起きやすくなったり、睡眠不足や依存傾向に陥ったりする子どもたちもいます。視力低下に至っては小学校低学年にまで及んでおり深刻な状況です。文部科学省『令和6年度学校保健統計調査』によると、裸眼視力1.0未満の者の割合は、小学生で36.8%・中学生で60.6%・高校生で71.0%でした。ICT機器とどう付き合っていけば良いか、自分の身体にどのような影響があるのか、適切な使い方について家庭、地域や医療と連携し、子どもたちと一緒に学び、考えていくことが必要となっています。

2023年度から性犯罪・性暴力対策を推進するための教育プログラム「生命(いのち)の安全教育」の実施が始まりました。後を絶たない性犯罪・性暴力に対して社会的な関心が高まっており、小中高ともに、プライベートゾーンの考え方やデジタルコンテンツを通じた性被害についてなど、性被害防止に関わる教育を進めています。この教育プログラムの実施については、子どもを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないだけでなく、自己理解や人権尊重、他者理解のために必要な学びの視点から、包括的性教育を展開していくチャンスとしてとらえることができます。自分の身体や心を肯定的に捉える事を基盤に、子どもたちが自分で考え自己決定できる力を育む事を目指し、どう進めていけばよいか、議論を深めましょう。

新学習指導要領では、現代的課題への対応として、心の健康や精神疾患に関する内容の充実が図られています。保健室には自傷行為やOD(オーバードーズ)、自死念慮のある児童生徒が訪れることがあります。そんな彼等とどう向き合えば良いのか悩む養護教員も少なくありません。メンタルヘルス上の課題を一人で抱えこまず周囲の人に相談することが大切であることを理解するとともに、自分自身や周囲の人が抱える苦痛に注目しながら、精神疾患への理解を深めることが重要視されています。また各自自治体で推進されている「SOSの出し方教育」により、児童生徒自身がどのようにSOSを出せばよいか、また周囲の人が発したSOSをどのように受け止めたらいのかということをも自分事として受けとめ実践していくことが望まれます。そして、われわれ養護教員は子どもたちが発するSOSを受け止め、身体の不調と心の問題をつなぎながら、休養や相談することの大切さを伝え続けていかななくてはなりません。心の健康への理解を広げるために、養護教員の果たす役割は大きいと考えます。

2 小中高特で子どもの育ちを考える。

2024年の日本の出生数はついに70万人を割り、少子化の流れはとどまることがありません。子どもの数が減っている中、特別な支援や配慮を必要とする子どもは年々増加しています。文科省による最新の調査では小中学生の8.8%に発達障がいの可能性があると示されています。発達障がいのある人は、小さな頃から、その特性によって日常の生活環境で困難が生じやすく、結果として不登校やひきこもり、精神疾患の併存などの不適応状態を引き起こしているケースもあります。適切な学びの環境作りや、教室での合理的配慮の提供等、一人ひとりの特性を理解した校内の支援体制を構築し、保護者をはじめ医療機関や地域の関係機関との連携が重要になっています。そして地域や社会全体で子どもたちを見守る切れ目ない支援体制を築くために小・中・高・特支間での連携もとても重要になっています。

また少子高齢化や家族の経済状況の変化といったさまざまな要因により、幼いうちから兄弟や家族の世話、介護、感情面のサポートをする18歳未満の子どもがヤングケアラーと認知されるようになりました。

2024 年には「子ども・若者育成支援推進法」が改定され、ヤングケアラーが法的に位置づけられました。大人が担うべきケア責任を引き受け、学校や友人のこと、健康状態や将来について悩み困っている子どもたちに気づき、支援へつなぐ対応も大切になっています。ここでも校種を超えた連携が必要です。

小中高特支の連携をもっと深めていくために、それぞれの保健室で「見て・聴いて・感じた」子どもたちの実態を話し合い、子どもたちのよりよい育ちを支えていくためにどうするかを、みんなで考えることが何よりも求められています。

おわりに

社会情勢や児童生徒を取り巻く環境は絶えず変化しています。そして、社会が抱える課題のしわ寄せが子どもたちに影響を及ぼしています。どんな状況にあっても、子どもたちは沢山の可能性を秘めて、懸命に生きようとしています。その子どもたちの可能性を引き出すために、学校・家庭・地域が協働して考えていくことがますます大切になっています。養護教諭である私たちは、学校のなかの安全で安心できる居場所としての保健室の役割を果たし、子どもたちが主体となり成長していける学校づくりのために、共に考え学んでいきましょう。

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

- 1 子どもたちが自分の心や体を肯定的にとらえ、自己決定する力を育みつつ、他者の生命や人権を守る態度を養うためにどうあったらよいか

① 「じぶんだけのたいせつなばしょ～2年生への保健指導～」

上田市立長小学校 井口 純花

② 「月経理解から始めた性の健康教育の取組～当事者意識を育む触れあい学びあい～」

中野立志館高校 宮本 由香里

- 2 性に関する教育の現状や課題について討議を深める

③ 共同研究者からの課題提起とご助言 布施谷留美子先生 小林美由紀先生

II 報告と討議の内容

レポート① 上田市立長小学校 井口 純花 養護教諭

「じぶんだけのたいせつなばしょ～2年生への保健指導～」

プライベートゾーン学習を「水着で隠れる部分」ではなく、自分が嫌だと感じる部分にシールを貼る方法で実施され、子どもそれぞれの「許容の違い」「心地よさの違い」を理解させる工夫が共有された。さらに、同意の概念を低学年から扱い、日常の生活場面とつながる学びを展開されていた。

討議では、プライベートゾーンの授業は小学校低学年からの積み重ねが重要であり、今回の実践報告では子どもたちが嫌だと感じる部分は人それぞれ違うという気づきを得られる点が素晴らしいというご意見があった。また、「同意」についても、小・中・高校で継続して扱うべき内容であり、自分の気持ちを知ることから始め、自分も相手も大切にアサーションや対等な関係作りをベースに積み上げてほしいと共同研究者よりご助言いただいた。性に対してトラウマを抱えている子どもたちもいるため、支援の在り方（上から下へ）が時として「再トラウマ化」につながる可能性があるため注意が必要であり、子どものレジリエンスに蓋をしないよう関わっていきたい。さらには、DVや発達特性により「自他の境界」が難しい子への配慮などの課題も挙げられ、養護教諭だけでなく学校全体の取り組みとして、「いのちの安全教育」から人権や性の大切さが広がることを期待したい。

レポート② 中野立志館高校 宮本 由香里 養護教諭

「月経理解から始めた性の健康教育の取組～当事者意識を育む触れあい学びあい～」

月経を「誰にも関わるテーマ」と捉え、生徒の声を取り入れながら、毎年バージョンアップされた健康教育の実践を発表していただいた。生徒同士のグループワークで対話を重視することで、自分事として当事者意識を持たせる工夫や、関係する外部機関の資料を上手に活用しながらわかりやすく幅広い内容が生徒に伝わる取り組みであった。

討議では、性に関する健康教育で生徒に伝えたいことは多岐にわたるため、限られた時間内で生徒の声を取り入れながら実践された今回の授業が非常に参考になる。月経を男女一緒に学び知ること、他者を思いやる意識が育ち、年代ごとにも課題が変わるため学びがいのある内容である。当事者意識を養うために事前アンケートを指導の中で扱ったり、グループ討議で出た疑問を次の授業に活かす工夫が素晴らしいというご意見があった。さらに、学んだ後に生徒たちがどう変わっていくか、疑問や意見に対して大人がどう動くかを加えながら発展させることもできる。月経痛で悩む生徒は多く、保護者の理解を得ることも大切である。

討議③ 性に関する教育の現状や課題について討議を深める

共同研究者より「性暴力の被害・加害から守るために私たち大人がすべきこと」と題して、性暴力やいのちの安全教育、月経に関する保健指導等の資料を提示していただいた。性の発達の主体者は子どもであり、社会の環境や影響を大きく受けるため、人との関係性を学び続けることで、性の加害者、被害者、特に傍観者にならないよう人権感覚を養う必要がある。また、ICT時代における非認知能力の低下が指摘されており、人とのつながりや安心できる関係の重要性が増している現状がある。「人の傷つきは人で癒やす」という視点で、学校全体で子どもたちの言葉にならないSOSにも気づける支援体制を整えていくべきである。

Ⅲ まとめと今後の課題

今回の討議では「自分を守る力」「関係性を築く力」「他者を尊重する姿勢」を育む指導が、学校段階に共通する大きなテーマであることが再確認された。また、性教育・いのちの教育は発達に応じて積み重ねるべき学習であることが明確に示された。子どもたちを取り巻く性に関する課題に対し、学校の公共性や養護教諭の役割の重要性を改めて確認する貴重な場となった。

今後の課題として、「同意」に関する教育の系統的指導の整理及び、発達特性への配慮と個別支援、再トラウマ化への配慮を伴う支援の在り方、安心できる支援体制の構築、授業時間の確保と校内体制の強化、ICT時代に対応した人権教育の充実が挙げられた。これらの課題に対しても今後さらに小・中・高校の連携を深め取り組んでいきたい。

対面での開催とし、参加者は小・中・高校から23名集まり、学校段階を越えた活発な意見交換が行われた。また、共同研究者2名からの課題提起やご助言いただく時間を、レポート数に応じて十分に確保したことで、討議を深めることができた。

文責 松本工業高校 小林由香利

第11分科会「総合学習・生活科」

1 はじめに

もともと本分科会は、学習指導要領を乗り越える私たち自身の教育課程づくりと、保護者・地域・子どもたちとの連携による開かれた教育実践・学校づくりの研究を中心に発展してきました。その後、小学校の生活科と小中高の総合的な学習の時間が導入され、総合学習・生活科も実施交流することになりました。

しかし近年では、総合学習・生活科の実践報告が多くを占めるようになり、参加者から「生活科・総合的な学習の実践に学びたいとの関心で参加しているので、学校づくり・教育課程と関連づけさせられる必然性がないのではないか」との声が多く寄せられるようになりました。そのため「総合学習・生活科」と「学校づくり・教育課程」とに分けて、別々の分科会として研究を進めています。

2 課題提起

現代は予測困難な時代と言われ、コロナ禍、更には生成 AI に代表される加速する社会変化と相まって、教育現場もこれまでにない変革を迫られています。学力の法定化や GIGA スクール構想をはじめ、矢継ぎ早な改革を前に、私たち自身が迷うことも少なくありません。このような社会状況の中であって、今、目の前にいる子どもたちのために私たちは何を意識し、何を成すべきでしょうか。

見通しのきかない不確実な時代だからこそ、今私たちに求められることは、目の前にいる子どもたちと、この地域にある、この学校だからこそできる『身体や五感を通した体験的な実践』を積み重ね、そこに豊かで確かな学びを育てていくことではないでしょうか。それは、本来、生活科や総合的な学習の時間がめざす学びに他なりません。

短い時間ではありますが、「わたしの学級」「わたしの学校」の実践を持ち寄って交流し、「うちの学校ならあれをこうすればそれができそうだ」と明日へのヒントを得るとともに、改めて子どもの学びについて考える時間にしてみませんか。

2025年度 長野県の教育 ～総合学習・生活科～

分科会責任者 池上宣広

I 『討議の柱とレポートのテーマ・氏名』

討議の柱①：教材の出会い方と大切にしていること

討議の柱②：探究的な学びのポイント

レポート①：「ピザ作りを成功させよう」 四賀小学校 新濱達也

レポート②：「子どもが主体となって取り組むための教材との出会い方」
明北小学校 根本 優

レポート③：「主体的に学び・考え・行動する力 ～探究する力の育成
みんなで作る「やすおか学」を通して～」
泰阜小学校 唐澤愛咲

レポート④：「子どもの「やってみたい」から始まる、主体的・探究的な学びの実現
～いくさか学の取り組み～」
生坂小学校 舟越 暁

レポート⑤：「りんご並木に学ぶ・りんご並木で学ぶ ～2年次構想～」
飯田東中学校 森本 悠

レポート⑥：「うえだみどり大根 PR 大作戦」
城下小学校 島津昌幸

II 『報告と討議の内容』

- ・総合・生活科教育では教材との出会い方に悩むことが多いが、子どもの声をよく聞くこと、ゴールを共有することなど、子どもたちが主体的に進めていけるように単元をスタートしていくことが必要なのではないか。また、教師自身が面白いと感じたり、ワクワク感をもてたりするものを題材とし、一緒に活動、探求していくことが子どもたちのより深い学びにつながるのではないか。
- ・地域との連携について、その学校でこれまでどんな活動がされてきたか、どのような方と一緒に活動してきたかなどのデータがあると子どもたちが「やりたい！」と感じているに活動をスムーズに進めていけるのではないか。
- ・総合学習・生活科教育に学校独自の学びの視点を据えて、全校体制で行うことで職員同士が助け合いながら、より充実した単元展開をつくることができている。縦割り班など異学年の子どもたち同士で総合的な学習に取り組むことで、学級での取り組みよりもより発展的な学びも生まれている。一方で、各学年の教科と関連させた学習を進められないなどのデメリットもある。
- ・探求的な学びを進めていくなかで教師が子どもをどのように見ていくかということも大事になってくる。「子どもたち」と一括りにせず、一人一人がどんな学びをしているのか、その子の気づきの背景にあるものは何かをじっくり見ることが大切なのではないか。

Ⅱ 『まとめと今後の課題』

生成 AI の登場やギガスクール構想など、加速する社会変化、教育改革の中で、総合学習・生活科教育だからこそ大事にしたい教師の在り方や単元構想の仕方等について交流した。各学校の特色を生かした実践報告から、その実践の良さや子どもたちにとっての価値を話し合い、これからの学校教育に必要とされることは何か、今後につながる有意義な時間になった。

1 2 情報・ICT教育 課題提起

1. 情報活用能力の育成に向けて

日本の小中学校における情報活用能力の育成は、デジタル社会で生き抜くための不可欠な基礎を子どもたちに提供する重要な使命を担っています。GIGA スクール構想により整備された一人一台の端末は、子どもたちの学びを深めるための大きな可能性を秘めており、この「道具」を真に使いこなす力を育むことが、高校の「情報I」の学習内容をより豊かなものにするための土台となります。

現在、子どもたちの情報活用能力は着実に向上していますが、私たちが次に目指すべきは、単なる機器操作を超えた主体的で創造的な活用力の獲得ではないでしょうか。具体的には、複数の情報源から目的に合った情報を選び取り、それらを論理的に関連付けて新しい意味を生み出す力を育むことが求められています。さらに、集めた情報をグラフやスライドで分かりやすく整理・分析し、「誰に、何を伝えるか」を考え抜いて発信するコミュニケーション能力を、全教科の学びを通じて磨いていく必要があります。このような実践的な経験が豊富になるほど、高校でのデータサイエンスやプログラミング的思考の学習が、現実の問題解決に結びつく生きた知識へと変わっていくでしょう。

この能力の育成を支えるためには、学校全体で指導体制を充実させることが重要です。教員には、情報活用能力の育成を狙った授業をより頻繁に、そして効果的に展開するための継続的なスキルアップが必要とされます。また、近年急速に普及している生成 AI のような新しい技術の登場に対し、子どもたちがその利便性と同時に倫理的な利用方法や情報リテラシーを身につけられるよう、指導内容を絶えずアップデートしていく必要があります。

高校では改訂学習指導要領の導入に伴い教科「情報」が必修科目となりました。また大学入学試験に教科「情報」が追加され、国公立大学を希望する生徒は6教科8科目を受験することになりました。教科「情報」が入試科目として設定されたことは学校現場や生徒に大きな影響をもたらします。加えて教科「情報」に関しては、情報免許保有者数や教員採用、研修の問題、さらには免許外教科担任の課題などがあり早急な対応が必要です。

教科「情報」が大学入学共通テストの科目に設定されましたが、情報免許保有者と教科外担任による授業での差、さらに都道府県による情報免許保有者数の差による学習の格差が生じることが予想されます。大学受験において地域や教育条件による影響があることは、受験の公平性や公正性に関わる重要な問題だと言えます。また、GIGA スクール構想により学校でICT教育が展開する中、情報科の教職員は校内のデータ処理やICT端末の保守・管理といった業務を担っている実態があります。授業以外の本来業務ではない過重な作業に携わること強いられていることを解消するためにも、積極的に計画的な採用を県教委が進める必要があります。

2. 小中学校での教科指導における ICT 活用

日本の小中学校では、GIGA スクール構想によって一人一台の端末が整備され、教科指導におけるICT活用は大きな転換期を迎えています。この環境整備は、子どもたちの学びを個別最適化し、探究活動を深めるための強力な可能性を秘めています。しかし、この可能性を最大限に引き出し、真に教育効果を高めるためには、いくつかの重要な課題に確実に向き合う必要があります。

現在、多くの授業でICTは、資料提示や情報収集といった「伝える」「調べる」活動の効率化に貢献し始めています。しかし、真の活用とは、この段階を超え、子どもたちが自ら「考える」「分析する」「協働する」プロセスを豊かにすることにあるのではないのでしょうか。例えば、理科や算数でデータを集計・分析する際、ただ電卓代わりに使うのではなく、表計算ソフトやグラフ化ツールを使って瞬時に結果を可視化し、そこから法則性や因果関係を考察するといった、深い思考を促す使い方が可能です。社会科や国語では、オンラインでのディスカッションや共同編集ツールを活用し、互いの意見をリアルタイムで共有しながら、協働で一つの結論を導き出すといった、多様な学び方を日常化する必要があります。

この「思考を深めるための活用」を実現するためには、乗り越えるべき課題が存在します。最も重要なのは、教員の指導力と授業デザインの変革です。多くの教員が「とりあえず使う」段階から脱却し、「このツールを、この学習段階で使うことで、子どもたちの思考力や表現力がどう深まるか」という教育的な意図を明確に持った授業設計を確立することが求められています。ICT活用が、既存の授業をデジタル化しただけに留まらず、個別学習、協働学習、探究学習の質を高める決定的な要因となるように、教員一人ひとりのスキルアップと意識改革が不可欠です。

また、ICT活用の定着と公平性の確保も課題です。学校や地域、あるいは教員個人の経験によって、ICT活用の進捗には依然としてばらつきが見られます。この地域格差・個人差の是正は、「誰一人取り残さない学び」を実現するための喫緊の課題です。効果的な実践例を共有し、組織的なサポート体制を構築することで、すべての学校でICTが当たり前活用される環境を整備していく必要があります。

これらの課題に正面から取り組み、ICTを学習の目標達成を強力に支援するツールとして位置づけることで、小中学校の教科指導は飛躍的な進化を遂げるでしょう。子どもたちの学びを主体化・個別最適化し、未来社会で求められる問題解決能力と創造性を育むためのエンジンとして、ICT活用を深化させていくことを目指して参りたいと思います。

3. 小中学校での校務の情報化の推進

日本の小中学校における校務の情報化は、教育現場の働き方改革を推進し、教員がより専門的な業務、すなわち子どもたちと向き合う時間を確保するために不可欠な取り組みです。GIGAスクール構想によるインフラ整備が進む今、校務の情報化は、単なる紙のデジタル化を超え、学校運営全体の効率と質を高める大きな機会を迎えています。

現在、校務の情報化は、出欠管理、成績処理、指導要録の作成といった基本的な事務作業の効率化を中心に進められています。これらの作業に校務支援システムを導入することで、手書きや二重入力といった非効率な作業が大幅に削減され、データの一貫性と正確性が向上しました。しかし、本来の情報化が目指すべきは、これらの事務作業の効率化だけでなく、得られたデータを活用して教育の質の向上につなげることです。例えば、成績や生活記録のデータを集約・分析することで、すべての子どもたちの学習状況や生活上の変化を教員間で速やかに共有し、より個別化された指導や支援をタイムリーに行うことが可能になります。

しかし、この校務の情報化を真に学校全体に定着させるためには、いくつかの課題を乗り越える必要があります。

最も大きな課題の一つは、システムの運用と教員のデジタル・リテラシーです。校務支援システムが

学校の実情に合っていない、あるいは操作が複雑である場合、教員にとって新たな負担となり、かえって非効率を生み出すことになりかねません。そのため、システム選定においては、使いやすさと学校ごとの柔軟なカスタマイズ性が重要となります。また、全教員がシステムを適切に活用できるよう、体系的な研修と組織的なサポート体制の構築が不可欠です。ベテランから若手まで、誰もが等しくシステムの恩恵を受けられる環境整備が求められます。

次に、セキュリティと個人情報の保護も極めて重要です。校務の情報化は、成績や健康情報といった機密性の高いデータをデジタルで一元管理することを意味します。システムへの不正アクセス対策や、教員による適切なデータ管理と運用ルールの徹底は、子どもたちと保護者の信頼を守る上でとても重要です。

さらに、校務の情報化は、学校と家庭、学校と行政との間の情報連携をスムーズにする可能性を持っています。保護者への連絡をデジタル化したり、行政への報告書をシステム間で自動連携したりすることで、教員の事務負担をさらに軽減し、地域全体で子どもたちを育む体制の構築に貢献できるでしょう。

小中学校における校務の情報化は、教員が「教師としての本質的な仕事」に集中するための時間と余力を生み出す、極めて大切な取り組みです。今後は、事務作業の効率化という初期段階の目標達成に満足することなく、得られたデータを教育活動の改善に役立てるという視点を強化し、全教員が前向きに取り組めるような環境が整備されることを願っています。

4. 高等学校 教科情報

1、生徒間の習熟度・興味関心のバラつき、個別最適化への対応
コンピュータや情報技術に対する生徒の予備知識や関心度に大きな差がある。
情報機器の操作（キーボード入力を含む）に慣れている生徒とそうでない生徒、プログラミングに関心が高い生徒とそうでない生徒への個別最適な指導が難しい。

2、教員の専門性・指導体制の課題

情報科の専門免許を持つ教員が不足している学校や、他教科の教員が兼任している場合など、指導者の専門性の確保と向上が継続的な課題である。

3、概念的な理解と実社会の結びつきの欠如

「情報 I」は単なる PC 操作や知識の習得ではなく、「情報社会の形成に主体的に参画するための資質・能力」を育成することが目標です。情報科学の基礎（アルゴリズム、モデル化）や情報デザインといった概念的な内容を日々の生活や将来にどう結びつくるのか明確に教えていく必要があります。

4、評価の多角化と「思考力」の測定

「情報 I」で育成すべき能力は、知識よりも思考力（問題発見・解決、論理的思考、多角的検討など）です。しかし、評価が従来の知識偏重型になりがちで、育成すべき資質・能力が適切に測れていない可能性があります。

5. おわりに

これらの展望を実現し、小中高の学びを繋いでいくためには、いくつかの課題に確実に向き合う必要があります。特に、現場の教員が持つ ICT 活用や情報モラルに関する指導スキルのさらなる向上、そして学校や地域による ICT 活用の進捗のばらつきは、子どもたち全員に公平な学びの機会を保障するための重要な課題です。今後は、これらの課題を一つひとつクリアしながら、子どもたちの情報活用能力を次の段階へと押し上げていくための着実な一歩を踏み出していきたいと思います。

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

○討議の柱① 教科指導における ICT 活用

「課題提起」

分科会役員 田中 俊太 有賀 優樹

「小学校 1 学年における単元内自由進度学習の実践と課題」

本郷小学校 横井 聡

「自由進度学習における他学年共通でクラウドツールの活用」

栄小学校 若月 陸央

○討議の柱② 校務の情報化

「AI「Notebook LM」を活用した授業改善・教師の働き方改革の可能性」

飯田東中学校 田中 優

○討議の柱③ 情報教育（情報活用能力の育成）

「教科『情報』授業実践例」

箕輪進修高校 有賀 優樹

○おまとめ

長野県教育委員会 櫻田 誠二先生

II 報告と討議の内容

○「小学校 1 学年における単元内自由進度学習の実践と課題」

本郷小学校 横井 聡

【発表の概要】

小学校 1 年生の 1 学期に国語科「カタカナ」を中心に実施した「単元内自由進度学習」の実践を分析した。この実践は、幼児教育における「自由保育」の考え方を小学校の教科学習に応用し、保幼小接続の観点から子供の主体性を育むことを目的とする。実践の結果、子供たちは学習形態にスムーズに適応し、自らの興味や理解度に応じて課題を選択する高い主体性を示した。また、友人と協力して課題を発展させる協働的な学びや、自分に合った学習環境を自ら選ぶ姿も見られた。この学習形態は、教師が支援を必要とする児童に個別対応する時間を確保しやすくするという利点も明らかにした。一方で、課題の進め方やルールの理解が不十分な児童への対応、活動場所が分散することによる支援の難しさ、そして「個別最適な学び」と「学びの系統性」をいかに両立させるかといった課題も浮上した。本実践では、低学年における自由進度学習の有効性を示す一方で、学習環境の設計や支援体制のさらなる工夫が必要であることがわかった。

【議論の内容】

- ・子供たちのありのままの姿をどのように受け入れているか。
子供たちのことをつい叱ってしまうこともあるが、肯定的に受け入れられるように教師自身がアップグレードしてきたいと考えている。
- ・自由進度学習について保護者の方に理解していただくにはどのようにしているか。
お便りや保護者懇談会で説明をしている。アンケートでは肯定的な受け止めが多い。
- ・これから学年が上がっていくと ICT 活用の割合が増えていくのだろうか。
- ・次の学年・先生にどのように引き継いでいくか。全校の体制はどのようにになっているか。
昨年度は全校で取り組んでいる。実践に取り組むことでそのノウハウが財産として残っていく。
- ・学習規律やルールはどのようにしているか。
初めは厳しくせずに体験から始める。2 回目は約束を教師から提示している。

○「自由進度学習における他学年共通でクラウドツールの活用」

栄小学校 若月 陸央

【発表の概要】

自由進度学習におけるクラウドツールの活用に関する研究を報告する。本実践は、GIGA スクール構想を背景に、3 年生から 6 年生までの国語の単元で Google スプレッドシートを共通ツールとして導入した。主な目的は、児童一人ひとりの進度に応じた「個別最適な学び」と、異学年間の「協働的な学び」を両立させることである。実践から次の 3 点が見えてきた。第一に、学習進捗の可視化により、児童が自らの学習に「見通し」を持てるようになった。第二に、他学年の学習状況をリアルタイムで参照できる環境が、学年を超えた自然な学び合いや支援を促進した。第三に、教師は全児童の状況を俯瞰的に把握し、学年の枠を超えて的確な個別支援を行えるようになった。一方、課題としては、他者の進捗を意識しすぎるあまり焦りを感じる児童の存在、振り返りの記述が形骸化する傾向、そして入力作業そのものが目的化してしまうケースが見られた。今後の展望として、児童が自分のペースを尊重する意識を育む支援、振り返りの質を高める仕組み、そして学習内容・方法の学年間における連続性をより明確に共有する必要がある。

【議論の内容】

- ・学年をまたいでの実践は、誰がリードして行っていったのか。周りの先生の反応はどうか。
以前から自由進度学習に取り組んでいて、多くの職員が自由進度学習に肯定的に受け止めている。昨年度から ICT 活用を若月先生がリードして行った。TOCOTON の関係で指導主事の支援も受けている。
- ・スプレッドシートはひな型があるのか。一から作ったのか。
指導主事から提示されたものと以前から学校で使用していたものを合わせて作成した。
- ・これからの課題は。
学校全体で取り組んでいくことと、いかに深い学びを実現していくか。

【発表の概要】

「Notebook LM」を教育現場で活用する二つの主要な可能性を分析する。第一に、授業改善ツールとしての有効性が見えてきた。中学校の社会科の授業において、生徒たちが戦後日本の「幸せ」や「豊かさ」といった複雑なテーマについて多角的に考察するプロセスを支援し、その学びを即時に可視化する手段として機能した。AIの音声概要機能は生徒に強いインパクトを与え、教師が意図した学習目標の達成度を高める効果が確認された。第二に、教師の働き方改革に貢献するツールとしての可能性が見えてきた。過去10年分の長野県公立高校入試問題をNotebook LMに分析させ、出題傾向や学習アドバイスに関する詳細なレポートを短時間で作成することに成功した。これは、従来多大な時間を要していた業務を効率化し、教師の負担を軽減する具体的な活用法といえる。結論として、Notebook LMは生徒の深い学びを促進し、同時に教師の業務効率を向上させる強力なツールとなり得る。ただし、その活用にあたっては、個人情報取り扱いやAIが生成する情報の正確性について注意を払い、「間違えるかもしれない一人の相手」として批判的に活用する姿勢が重要である。

【議論の内容】

・校内にどのように広げているか。

まず自分が使ってみて、その良さを知る。そして、隣の先生に伝えたり、使っているところを見せたりする。

・高校生はバリバリAIを使っている。卒業式の答辞や履歴書の作成など。また、高校の校務でも使っている。

また、使用の規制もあるので、注意が必要。

○「教科『情報』授業実践例」

【発表の概要】

教科「情報Ⅰ」の授業実践について報告する。本実践では、抽象的な情報科学の概念を、AI、IoT、ドローンといった最先端技術や、LINEスタンプ制作、PC分解などの具体的な体験活動と結びつけることで、生徒の学習意欲を喚起することを目指した。授業では、「情報社会と問題解決」から「ネットワークと情報システム」に至る「情報Ⅰ」の6つの主要領域を網羅し、大学入学共通テストへの対応も視野に入れている。本実践では、従来の学習環境に馴染めなかった生徒に対し、実社会との繋がりを重視した実践的かつ探求的な学びを提供することで、Society 5.0時代に求められる情報活用能力を育成を目指している。

【議論の内容】

・高校生がAIを使っているのが、自分の高校時代を振り返ると驚きである。

・小学校のプログラミングはどうか。

ブロックを組むものが主流。支援員の先生に初めに指導を受けてからプログラミングを行う地域もある。得意でない先生はほとんどやっていない場合もある。高校で人気なのはアルゴリズム。

・アルゴリズムは他のものもあるが、どうしてアルゴリズム1を使っているのか。

一番基礎的であるので、プログラミングの経験がない子も取り組みやすいため。年齢に関係なく、取り組むと良い。大学でも使っている。

Ⅲ まとめと今後の課題

(長野県教育委員会 櫻田 誠二先生からのご指導より)

- ・小学校から大学の先生まで参加していただいた。学校種で区切らず、1つのテーマで情報共有できることに価値がある。
- ・次期学習指導要領。諮問では、GIGAスクール構想における効果的な活用は緒に始まったばかりとされている。
- ・学校でのICT機器の活用と全国学力学習状況調査の結果には少しだが正の相関がある。家庭でのゲームやスマホの活用と全国学力学習状況調査の結果には負の相関がある。しかし、これらを一つにして「ICTは学力に良くない」と主張されることがあるというように、正しい情報が伝わっていない場合がある。
- ・情報活用能力は体系的に育成をしていく必要がある。国ではそれぞれの発達段階に応じて整理され、議論されているところ。現在の枠組みの中でもできることはあるので、できるところから始める必要がある。
- ・ICTの効果的な活用とは、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に繋がっていること。主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に繋がっていること。資質・能力の育成に繋がっていること。この3点のいずれかに繋がっているかどうかの効果的かどうかの判断になる。また、誰一人取り残さない学びに繋がっているかも効果的かどうかの判断の視点になる。
- ・これからの社会は副業や転職が当たり前の社会になり、その際にはICT機器を活用できることは重要になる。特に、学校の中でだけ使えるものだけではなく、汎用的なソフトウェアを使っていく必要がある。
- ・校務の情報化。GIGAスクール構想の目的には資質・能力を育成していくことと先生方の働き方改革の両面がある。先生方が汎用クラウドを学び、利便性を実感すると、授業改善に生かされ、子供の学びに繋がっていく。
- ・できるようになると楽しいのは人の学びの基本である。そのような授業ができる学校が増えると不登校も減るのでは。
- ・各種実践公開や研修講座があるので、活用して教師の技能を高めたい。

1 3 分科会「教育課程と学校づくり」第1分散会 課題提起

10年に1度の学習指導要領の改訂に向けて、9月19日、文科大臣の諮問機関である中央教育審議会(中教審)が「論点整理」をまとめました。今後、これに沿って各教科で具体的な内容の検討が進められ、来年度中に中教審として答申し、その後、小・中・高の学習指導要領が順次改訂されることになっています。

その中身は、「指導要領が教科書に勝る授業の設計図として機能する」ように、学習指導要領を具体的にどう進めていくかということに主眼が置かれています。また、「子ども主体の学び」をスローガンに教育課程の多様化が求められており、多様な子供たちとは外国籍や障がいのある子どもへの学習支援の場合だけではなく、特異な才能のある児童生徒への支援が盛り込まれています。こうした多様な生徒に対応する教育課程を編成していくためにAIを活用し、個々の子どもの学習データを集積し分析することが必要不可欠とされ、「個別最適化」された学びを促進するために教育のデジタル化を一層推進していくことを大きな特徴としています。

こうした新しい時代を想定した教育は、統制され画一化された授業を目指すものであり、教育の貧困化を招くものではないでしょうか。

奈良教育大付属小学校の問題からもわかるように、大綱的基準にすぎない学習指導要領に大きな価値が与えられています。本来、学習指導要領でも「学校の教育課程は学校が編成する」としており、教科書の内容通りに教えることは規定していません。にもかかわらず、子どもの実態に合った教育活動をしていたとされる同小学校に対して、他と同じことをしていないのは不適切と判断し、教育委員会が介入し教員が異動させられた、という事態は何を意味するのでしょうか。

さらに個々の能力に応じてICT・デジタルコンテンツを取り入れたスタンダード化が進み、型にはまった授業の基本形が研修などによって奨励されています。本来、子どもたちの実態や地域の特性から学校ごとに教育課程を考えるべきであるのに、学習指導要領が教育内容や方法を縛るものとなっています。教育を画一化させ、貧困化させる構造的要因がここにあらわれています。

本日は、そのような画一的な教育の状況のもと、学校教育についていけなくなってしまった不登校の子どもに関するレポートと、行政側の都合で統廃合が進められ、教育予算もままならず、行政主導ですすめられるようとしている学校の統廃合問題から、現在の日本の「教育の貧困」ともいうべき実態について報告してもらいます。

また、小学校の「特別の教科 道徳」について、校内の研修会での様子についての報告もあり、新学習指導要領の中で、現在、教科としての道徳が学校現場でどう位置づけられ、子どもにどう受けとめられているのか、考えてみたいと思います。

研究会として、最後に、植田健男先生から、「今次学習指導要領の改訂と私たちの課題」と題して講演をいただき、学習指導要領で語られている今後の新しい教育の在り方や教育観と私たち教職員は、どう向き合っていけばよいのか、考える機会にしたいと思います。

本日は、義務教育と高校の教職員、研究者が一堂に会する貴重な機会です。活発な議論をとおして、今後の教育活動への糧としたいと思います。よろしく願いいたします。

私たちの現在地を確認し、学校に人間を育てる機能を取り戻そう

ー「ケアの倫理」に基づく「呼びかけと応答」の実践構築をー

1. 私たちを襲う教育問題のすべては社会の流れに起因している

今年度の佐久地区教研では、『崩壊する日本の公教育』の著者で教育研究者の鈴木大裕さんを6年ぶりにお呼びして講演をいただいた。6年前には次のような話をされた。

「今、先生方は教育現場でいろんな問題を経験されていると思う。ただ、それらの教育問題に対して現場の中だけで答えを出そうというのは無理。社会の流れがあって、その流れが教育現場に表出しているだけだと思うので、いくら中だけで解決しようとしても小手先だけの解決に過ぎない。（中略）今は世の中のあらゆることを経済的観点からのみ捉えようとするモノと金の時代。もう少し硬い言葉を使えば新自由主義の時代。教育は『個人に対する付加価値的な投資』と形を変えている。教育はもはや投資であって、お金を出せば市場で買える商品と化している。『人材』という言葉がよく聞かれるように、そのことがいかに我々の心の奥底まで新自由主義というモノ・金の概念が入ってきているかを示している。・・・」

今年度の講演も基調は同様であった。振り返れば2006年に教育基本法が改悪されて約20年。この間、その社会の流れは、教育界にたくさんの矛盾を引き起こし、学校を機能不全の状態にまで貶めた。34万人を超える不登校生の出現はまさにその矛盾の象徴である。

その元凶となる政策の一つに、2007年度から始まった全国学力学習状況調査がある。長野県においては、そのためにテスト対策をするなどの話は聞こえてこない。しかし、弱いプレッシャーのために見失いがちだが、確実に私たちの教育の営みは競争原理に基づく評価の対象にさらされている。怖いのはそのこと自体を「異常なこと」と感じることなく、そんな社会の流れが「あたりまえ」であるかのように無感覚になっていることである。

この、いわゆる学テがあることで必然的に、子どもは「学力の向上」、教師は「指導力の向上」を課せられる。常にブラッシュアップした自分でなければ容認されないシステムである。なぜ「ありのままの自分」でいてはいけないのか。私たちは誰もが個性的である。当然欠けている部分もある。しかし、ときにそれが強みになることもある。教育が目指す到達目標は商品価値としての人格の完成ではない。規格にあった製品を生み出そうとすれば必ず規格外品が生じ、廃棄の対象となる。それを人間教育に当てはめようとしているのが、まさに今直面している現実である。

そうではなく、それぞれが弱みを抱えて生きることは自明のものとし、それぞれ違う個性が生かされ、補い合うことでつくられる共生社会を目指し、その構成員の人格形成を担うことが、私たち教師に求められる使命なのではないだろうか。

2. 内心の自由を侵害されてしまっている自分に気づかされた瞬間

夏休み明け早々、来年度人事異動を見通した校長面談が始まった。そのトップバッターが私だった。パートタイマーの私がなぜ最初なのか、やや疑心暗鬼になりながら面接を受けた。

人事に関する話はありきたりの打診で済んだ。「そんなものだろう」と高をくくっていたせいも、そのときはそれ以外の話題も惰性で聞いていて、たいした問題意識はもたなかった。だが、あとになって、校長が提示したものが重大な問題を含むことに気づき、少しも危機意識をもてなかった自分を恥じた。

校長は私に、私が関知しないところで収集した、私の授業に関する生徒の評価結果を告知した。うろ覚えだが、授業における導入部分に先生の配慮や工夫がなされているとか、板書の文

字は見やすいか、等の項目に関し、「『よい』『おおむねよい』（評価基準の文言は正確に覚えていないが）を足して〇〇%」というような示し方をされた。どちらも80%を超えていたので、「ならばいいか・・・」の感覚がまず脳裏をよぎった。だが、その評価に対する校長の評価は「それで満足としないで更なる向上を」的なニュアンスを帯びていたので、催眠的な反応で、気づくと迂闊にも「どこを改善すればいいのだろうか？」と自問自答する自分がいた。

あとになって覚醒したときは悔しさしか残らなかったが、これは全国学力学習状況調査に対する、今ではすっかり馴染んでしまった私たちの心構えと本質的には同じである。こうやって無意識に自分から心の奥底に招き入れてしまっているのだと、そのステルス性に恐怖すら感じた瞬間だった。

3. 疲弊することによって本来の使命を失いかけている学校の現状

また、こんなこともあった。9月にある2年生の女子生徒が転校してきた。どうやら複雑な指導経歴を背負い、心機一転を期しての転校らしかった。しかし、初日早々から当該学年や生徒指導の教師たちは眉間にしわを寄せはじめた。前任校では徘徊していたらしく、所属クラスに落ち着かない彼女の居場所をどこに決め、どの職員が対応するかで困惑し始めた。

彼女が本校を転校先に選んだのは、本校で相談室登校をしている女子生徒と友達だからである。ならば、まずその友達を頼りに居場所をつくり、そこを発達の根拠地として指導を進める、そんなことも考えられるはずである。ところが、その二人の関係は「混ぜるな危険」を合い言葉に、別室指導が基本方針となってしまった。

だが、彼女は自分をめぐる指導が感覚的に学習権を保障するものではなく、人権も侵害されていると感じたのだと思うが、初日ながら家に帰ってしまった。それをめぐって、職員室ではこんな会話が飛び交った。

「学校がこれだけやったのだから、帰ったことに責任を負う必要はないだろう。」「今後も二人がくっつくと同調してしまうのでよくない。」「ある程度で線を引いて、あとは家庭の責任にしないと学校はもたない。」「教師に暴言吐いたら帰らせるでいいんじゃないですか。ああいうのは身体で覚えさせなければダメですよ。」「このままだと、どうせついていけなくなりますよ。」等々。

これらの会話を私は苦々しく聞いた。いつからこんな職員室になったのだろうか、かつてはそうではなかったと思うがと、過去を振り返ろうとした。自分が教師になったころは校内暴力が社会問題となり始め、その問題とどう向き合っていくかが大きな課題となっていた。かといって、どう指導したら課題の解決に向かうのか、そんな見通しはさっぱりもてなかったし、指導に正解は見つけられなかった。だが、教育の使命はどの子についても人格の完成を目指すことにあるという意識は最低限の共有が図られていたような気がする。それが、今では、不適応の子どもに対応することは、教師にとってのリスクであるかのような扱いをされていないだろうか？

私たちの働き方は「ブラック」と揶揄される時代である。それは単に「多忙化」だけの問題ではない。先に述べたように、社会の流れが私たちから「教師」という仕事を奪ったためにこのような働き方をさせられるようになったのである。教育予算がOECD諸国で最低水準であることは国民に広く知られたことである。そこにこそ解決の糸口はあるのに、為政者から漏れる言葉は「教員増、教育予算増」ではなく、「学テの成績結果で予算配分するシステム導入」などという、今まで以上に競争に拍車をかけようとするものである。

この「働かせ方」が、教職員を疲弊させ、本来の使命を「リスク」に変えてしまっているのである。困難を抱える子どもたちこそ私たちが欲しているし、それに応答することが私たちにとっての喜びであるはずである。その喜びを取り戻せるような学校再生を諦めてはならないのではないか。

4. 私たちの現在地を再確認し、学校に人間を育てる機能を取り戻そう

こうした情勢の中で、私たちは教育の問題とどう向き合っていけばよいのだろうか。本分科会において提起したいことは三つである。それは、私たちの心の奥底に浸透し、自らが行動を規定

してしまう「勝ち組・負け組」の考え方からいかに脱却するかということ、子どもたちが置かれた現状をどう分析し、実践構想を立てるかということ、そして、その実践構想をどのように具体化していくかということである。

一つ目の課題はすでに述べてきたように、知らず知らずのうちに私たちの内部に侵入し、気がつけば、自らが積極的に自らを支配し、疑いをもつことなく従ってしまうところに厄介さがある。それは子どもにおいても同様で、この教育政策の新自由主義的特徴は、そういうステルス性によって、子どもと教職員の価値意識や行動規範に深い管理と統制をかけるのである。その典型が全国学力学習状況調査である。「全国平均」を一つの基準とした終わりのない競争を強制的にあてがわれ、打ち出されたデータは PDCA という評価システムに自動的に巻き込まれる、その結果責任は全部現場教師が負う仕組みとなっている。しかも、数値化しやすい教科という限られた側面から人間のすべての能力が測れるかのような幻想を抱かせて、全人教育からはかけ離れた方向としての「授業改善」を求めるのである。それを目の前に突きつけられたときに、それとは与しない教師の生き方に自分の座標軸を置きたい。求められるまま数値を上げる方向に進むなら、いずれマニュアル化された「平均点アップマシーン」へと変貌する。そうではなく、「人間を育てる教師」であろうと徹することが何よりも重要である。

二つ目の課題は、蔓延する新自由主義的な学校の中で、教師や子どもたちが分断されている現状をリアルに分析し、本来学校がもっていた機能を回復する実践をどう構想するかということである。今の学校、および教室にはいくつもの包摂と排除の分断線が引かれている。教師も子どもも、ある者においては現代を支配する「勝ち組・負け組」の価値観に抗えず、ひたすらそれに包摂されようと自らを競争主義に従わせようとする。しかし、その競争は勝ち続けることしか出口はないので、矛盾を感じながらもしがみつくしかないという世界観の中で苦しむ。しかし、誰もが包摂されるわけではない。そこから漏れ落ちる「負け組」は排除されるのである。だから、私たちはこの分断線によって作られた関係をリアルに分析できる目を持たなければならない。そのために必要とされることは、排除された側に自らの座標軸を移し、そこから世界を見ながら、包摂と排除の分断線を乗り越える実践的スタンスを構想することである。

三つ目の課題は、前述の実践構想に、具体的に「ケアの倫理」に基づく実践を展開していくことである。精神的な孤立に追い込まれ、自分を受け入れてくれる関係を見失い、他者への信頼と自分自身の生きる意味を見い出せなくなった子ども（教師も）は、他者との関係の中に主体的に生きる自分をつくり出していくことができない。そんな基本的信頼を奪われた者たちは自らヘルプを出すことができない。となれば、教師が、あるいは子どもたち同士の中から、その声なき声の呼びかけに応答する他者を出現させていくしかない。「ケアの倫理（ケアする、ケアされるの関係）」とは、リベラリズムの対極に位置する。ケアは人間の弱さ、依存、相互依存を前提にする人間観、自立観である。人間は人生の中で他者の世話や配慮に依存しなければ生きていけない。依存しながら自立していく。その依存を価値のないものとしてきたものがリベラリズムであり、ネオリベラリズム（新自由主義）である。それがヘルプを出すことを切り捨ててきた。だから、そのヘルプを「呼びかけ」として聴きとれる「応答」関係を築き、ヘルプを要求の当事者の声としてせり上げ、集団の対話・討議・討論によって自治の世界をつくるのが実践の筋道となる。

各地区サークルの復興を期し、みんなの力で学校に人間を育てる機能を取り戻そう。

○連絡先 長野県教研生活指導分科会
事務局 井出 岳

長野県生活指導研究協議会
代表 中澤照夫



第13分科会「教育課程・学校づくり」 教育課程・学校づくり 分散会

I 討議の柱：学校再編に伴う子供たちの現状

① 「小諸市における『義務教育学校』導入の動きを考える」

学校再編で住民合意を目指す小諸市民の会 小山知徳さん

② 不登校当事者抜きで、不登校のことについて決めないで900名の義務教育学校で不登校の子どもたちが激増～義務教育学校は理想の学校なのか～

小諸登校拒否・不登校・ひきこもりに学ぶ親の会「はじめの一步」 小山優子さん
討議の柱：新教育課程における学校現場の状況と今後への展望

③ 「自己を見つめる子ども」の変容をみとる道徳の授業への転換～校内研修を通して～

池田町立会染小学校 下平綾乃さん

④ 「次期学習指導要領の改訂の論点は何か」 共同研究者 植田健男さん

II 報告・討議の内容

① ②に関して

小諸市の学校再編計画の中で行政が推し進めようとしている「義務教育学校」の導入の動きに抗して市民の会を立ち上げ、活動されている中で感じられた問題点についての報告であった。その中で明らかになったのは、

- ・地域住民や保護者・子どもの声を聞こうとせず、管理職も行政と歩調を合わせて推し進めようとしている・施設一体型の「小中一貫校」「義務教育学校」設置は必ず、学校の統廃合に伴う。学区が広域化され通学距離が広がるなど、子どもたちの教育環境の劣化、不登校の子ども数の激増、教育格差の増大が予想され、決して教育的な価値は望めないということ。
- ・特に芦原新校となると、現在、子ども一人当たりの学校面積が著しく狭まるという実態があることに対して、保護者等に広報活動を行うも、なかなか広がっていかない状況。
- ・高校における特色化、類型化・選別化もその流れの中にある。

③ に関して

・中学校「特別の教科道徳」の運営に関して悩みを抱える若手教員もいる中で、道徳の授業方法・子どもの見方・評価の方法についての校内研修を行った実践の報告。

④ に関して

*本研究会の共同研究者である、植田健男先生より、次期学習指導要領の改訂の主な論点として、以下のようなご報告があった。

I 次期改訂の中身に関わる議論状況 II 改訂ポイントとしての「学習指導要領体制」の転換～「教育課程」の「再定位」～ III 「奈良教育大学付属小学校事件」の経緯 IV 大学側の「教育課程の実施」という捉え方の根本的な理解～問題の本質～

III 今後の課題

今年度から分科会が再編統合されたのだが、分散会に分かれてしまい、統合されたことの意味が感じられなかった。今後、以前の形に戻すことも含めて再検討したほうがよい。

課題提起

1. はじめに

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は3年8ヵ月を過ぎました。また、世界中の世論の厳しい批判にもかかわらず、イスラエルはガザ地区での大量虐殺行為を続けています。戦争は一般市民に甚大な被害をもたらし、障害者の生活に多大な影響を及ぼす人権侵害としか言いようがありません。武力で対抗する考えは負の連鎖を断ち切ることはできず、戦禍をますます広げることになります。しかし、日本政府は2025年度予算で軍事費に約8兆7千億円も計上し、年々増額しています。大企業への大盤振る舞いの一方で、国民の暮らしを切り捨て、戦争のできる国家づくりに向けて突き進んでいます。今こそ憲法9条をもつ国から、武力ではなく対話と連帯による安全保障の道を全世界に向けて発信していく必要があります。このような社会にあって、私たちの現場ではどんな問題が起きているのでしょうか。

2. 特別支援教育の動向

① 2025年度特別支援教育関連予算について

文部科学省の一般会計は5兆6560億円（24年度比3176億円増）、文教関係予算は4兆3883億円（同3320億円増）と前年度より上回る予算となりました。少人数学級については21年度から学年進行で35人学級が進められ、25年度には小学校全学年で実施となりましたが、中学校については来年度からです。小学校における教科担任制の拡充や中学校における生徒指導担当教師の配置拡充に2190人、35人以下学級の推進に21人、通級指導や日本語指導教室の充実化に551人、計2762人の定数増がありましたが、少子化の影響などから5638人の自然減となり、教職員全体で4426人の減少となっています。私たちの「もっと先生を増やして！」という願いからはほど遠いものとなっています。

障害児学校の教室不足が長年続く大きな課題になっています。文科省も私たちの訴えを受け、教室不足の解消に向けて各設置者に「集中取組計画」の策定を求め、特別支援学校の施設整備に対して優先的に国庫補助するとし、また既存施設を特別支援学校用に供する改修事業について国庫補助の算定割合を3分の1から2分の1へ引き上げるとしています。

医療的ケアのための看護師配置が4900人に拡充（昨年比350人増）されましたが、ICT活用にかかわる予算が多くを占めており、父母・保護者や教職員が望む教育条件整備となっていません。

② インクルーシブ教育とは

サラマンカ宣言（1994年）で謳われた「インクルーシブ教育」は、日本で特別支援教育がスタートした2007年頃から強調されるようになり、『障害のある子もない子と同じ教室で学ぶこと』と、非常に狭い解釈でとらえられる傾向があります。2019年3月に策定した「第2次長野県特別支援教育推進計画」でも目指す基本方向を「すべての子どもが持てる力を最大限発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」とし、障害のある子が自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができることとあります。この考えは、いかにして「普通の人」と同じ生活を可能にするかといった既存システムへの組み込み（インテグレーション）になりがちだと言われています。とりわけ、現在取り組まれている「個別最適化された学び」は、学び方の多様性を謳いつつも学ぶ内容は多様化しておらず、「学力」というゴールが一つしかない現状では理想とする学びは実現できません。

「インクルーシブ教育」は、単に「学ぶ場の問題」だけではなく、通常の子に近づける教育でもありません。配慮すれば通常学級と一緒に学ぶことができる子には、もちろんそのための配慮がされなければなりません。しかし、現在の通常学級は、管理教育・競争教育が進み、配慮が必要な子どもたちが安心して学べる場にはなっていません。通常学級の教育を改め、どの子も安心して過ごせる場に転換する

第14分科会「特別支援教育と障害児の教育」

ことが求められています。また、配慮が行われたとしても、その子が自分に必要な学びができず、成長・発達に損なわれているならば、それは「インクルーシブ教育」とは言えません。どの子も成長・発達する権利があり、それを保障するのが「インクルーシブ教育」であり、障害者権利条約の精神もそれと同様であることを広く知らせていく必要があります。

③ 国連障害者権利委員会の「総括所見」をどう読み解くか

国連障害者権利委員会は「日本の報告に関する総括所見」(22.9.9)を公表しました。この中の教育に関する「懸念事項」と「勧告」は、(a)隔離された特殊教育の永続化への懸念とインクルーシブ教育への権利の確認 (b)通常の学校へのアクセスと文科省 4.27 通知 (c)合理的配慮 (d)通常の教育の教師の研修および意識変容 (e)通常学校におけるコミュニケーション方法 (f)高等教育 の6項目からなされています。

このうち、(a)における隔離された特殊教育をめぐる記述が、日本では「分離された特別な教育をやるよう要請した」と訳されましたが、それは果たして妥当かと論議されています。日本では相変わらず、障害に応じた特別な指導・支援は、特別な場(特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室)以外には用意されず、しかもこれらの特別な場は通常の教育から隔離されたものであることも少なくありません。こうした状況は改められないどころか、特別な場で学ぶ子どもの数は増え続けており、それは通常学校・通常学級が障害のある子どもへの排除圧力を強め続けていることと深く結びついています。権利委員会が「特殊教育の永続化」という表現を用いて懸念を示したのは、この国のこうした状況に対してなのであり、それを転換するためにこそ、インクルーシブ教育への権利を認めることを求め、具体的な目標、時間枠および十分な予算措置を伴った国レベルの行動計画の策定を求めたということではないでしょうか。

(b)では通常の学校における障害児の受け入れ拒否と、受け容れる準備ができていないという認識および事実があげられ、それと並んで特別支援学級に在籍する児童生徒は、学校で過ごす時間の半分以上を通常学級で過ごすべきではないとする文科省通知(2022.4.27)の問題性が指摘されています。

(c)では、障害のある児童生徒への合理的配慮の提供が十分ではないことへの懸念が示され、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保証することが求められています。

(d)は通常教育の教師のスキルの不足と否定的態度が懸念事項とされ、研修の確保、障害の人権モデルに関する意識の向上が要請されています。

(e)はろう児への手話教育の欠如、盲ろう児へのインクルーシブ教育の欠如などに対する懸念が示され、通常の教育環境において、さまざまな障害に即した補助的・代替的コミュニケーション(ACC)のモード・方法の使用が保障されるべきと要請されています。

(f)は大学入試および入学後の学修・研究プロセスの両面において、障害学生に対する社会的障壁を除去するための国レベルの政策が欠如していると指摘しています。

以上のことから、通常の学校、通常の学級を含み、さらに義務教育段階や高等教育等も含んで、障害のある子ども、青年、成人の教育を受ける権利の保障、そのための諸条件の整備を求めており、それは各領域における教育条件を貧しいものに留め置き、障害のある人たちの学習し発達する権利を侵害してきたこの国の教育行政に対する痛烈な批判として受け止めるべきと思います。

④ 「第3次特別支援教育推進計画」～当事者・関係者の願いをもとにした施策を！～

2021年10月から、長野県特別支援教育連携協議会において議論されてきた「第3次長野県特別支援教育推進計画」が23年から5年間適用されます。「小・中学校における特別支援教育の充実」「高校における特別支援教育の充実」「特別支援学校における教育の充実」「地域連携・教育支援の充実」という4つの柱について現状と課題を明らかにし、それぞれにおける今後の方向性を検討しました。

この連携協議会には、研究者、医療関係者、療育関係者、教育行政関係者等とともに、現場教員も委

員として参加していますが、小・中学校、高等学校、障害児学校の児童生徒の実態や現場教職員の实態や課題などの分析が不十分であり、学級定員の引き下げによる少人数化や教職員増などの教育条件整備の記述が一切なく、現場にますます困難な状況を押し付けたものとなっています。

3. 障害児教育の現場では

今日の競争社会の中で子ども達の生きづらさが顕著になっています。障害児教育の現場でも同様の事態が進んでいます。特別支援教育「元年」と言われた2007年から18年、「学力」向上を競わされる各自自治体の教育行政は、授業や学級づくりの面では「教育スタンダード」「授業スタンダード」などと称してその「標準化」をめざし、管理面では校長のリーダーシップの下に学校外の専門機関との連携・分担を促進しようとする「チーム学校」(中教審答申、15年12月)を一律に押し付ける傾向を強めています。その背後には「教育の目標が達成されるよう…体系的な教育が組織的に行われ」ることを求める改定教育基本法(第6条学校)があります。この条文は「教育を受ける者」に対しても「学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」こと、「自ら進んで学習に取り組む意欲を高めること」を求めます。18年度から本格実施の「特別の教科・道徳」もこの延長線上に位置づくものです。このような学校観・教育観の蔓延によって、教室がかつてなく息苦しくなってきた結果、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室などで学ぶ子ども達が急増しているのではないかと推測されます。

(1) 小中学校の通常学級では

① 配慮を要する児童生徒の増加とインクルーシブ教育

通常学級に在籍している配慮を必要とする児童生徒の数は、全体の8.8%(前回調査+2.3%)といわれました。しかし、医学会では1割超が通説となっているようです。今、通常学級にはさまざまな実態の児童生徒がいます。落ち着きがなく先生や友だちの話が聞けない子、気持ちが逸れやすく集中できにくい子、字の形が取りにくく書くことにとっても時間のかかる子、特定の事柄にこだわって切り替えができにくい子、表現力が乏しく会話が成立しない子、時には多動・衝動性が激しくトラブルに発展しやすい子など、様々です。

それらに加え、3年間のコロナ禍やタブレットの普及、保育指針の改定による自由保育の推進などにより、教師が活動を提案しても「やだー」「やりたくない」などと平気で叫ぶ子どもたちが多いのは、一部の学校のことでしょうか。離席が多い、話していても響いてこないなど、相手意識の薄い子どもたちが増えていきます。また、アタッチメント(愛着形成)に課題のある子どもたちも増えていて、社会的な背景も大きいと思われます。

こういった子どもたちを含めた学級では、ユニバーサルな生活や環境設定、視覚支援を併用した誰にも分かりやすい学習展開、楽しさを共有した集団作り、個々の児童に合わせた支援の充実をしていく必要があります。そして、1学級の人数をもっと少なくして、落ち着いた環境の中で生活・学習できるよう条件整備していく必要があります。また、「配慮を必要とする児童生徒」を、「困った子」としてとらえるのではなく、「困っている子」ととらえる発想の転換をすることによって、その子の困り感を理解しながら考えや気持ちに寄り添っていくことが求められています。一面的な「学力」思考により、授業の質が変化したり、プリント漬けとなったりするようでは、このような子どもたちは自ずと学級での居場所を失っていくでしょう。

さらに、通常学級担任の支援力を高めていくことも課題です。市町村ではそれぞれに巡回相談が計画され、専門家が現場に定期的に入って指導・支援のあり方を検討しています。しかし、日々忙しい学校現場では一人ひとりの子どもについて年間通して継続的に検討していく余裕がないのが現実かと思われます。国連権利委員会が要請しているように、現場にもっとゆとりを保障し、研修の確保や障害の人権モデルに関する意識の向上となる取り組みをしていく必要があります。

② 学級定員の問題

第14分科会「特別支援教育と障害児の教育」

障害児学級に在籍する児童生徒が原学級で学習や生活することは、インクルーシブ教育を進める上で大切な時間となっています。しかし、原学級の外数としてカウントされるため、通常学級担任は「障害児学級に在籍する児童生徒を受け入れる余裕がない」という声や、障害児学級の担任は「ついていくことができない」などの声が多くあります。また、障害児学級に在籍する児童生徒の入退級が通常学級の学級数の増減に大きく関わる事例も多く寄せられ、「適切な学びの場で学びたい・学ばせたい」という本人や保護者、関係者の思いと、学校運営上の課題とがぶつかり合い、本人や周囲の関係者を苦悩させる状況が生まれています。本来的な解決には、通常学級や障害児学級の定員を引き下げたり、複数担任制を導入したりすることが求められています。

(2) 通級指導教室では

通級指導に対するニーズは高く、指導を受ける子どもたちも年々増加しています。2026年度から児童生徒13人に1人の教員配置を基準とした基礎定数化が制度化され、全県の利用児童生徒数を13で割った数が配置されることとなります。13人に満たなければ配置されなかったり、今年は13人いても来年はそれを下回ってしまうと配置されなくなってしまうことも考えられます。そのため、毎年20人前後利用していないと安定的な配置にならなかったり、サテライト教室で実績をあげてからでないと本務校設置とはならなかったりと、教員の過度な負担あつての設置が条件となっています。「規模の小さな自治体から通級がなくなる」「1人の担当が最大25人を担当する」ということにならないよう、あくまでも子ども主体の、対象者がいればいつでも学びの場が保障されるようにしていかなければなりません。

また、制度としては週1～8時間まで利用できることになっていますが、人数が多ければ時間数も限られ、週1時間が限度です。特別支援学級に入級している子が退級に向けて通級指導教室を利用したいと考えても、それができない実態があります。

さらに、支援の継続性を考えたとき、中学校区単位での設置や連携体制の構築を図る必要があります。そこには複数の教員を配置し、専門性を担保できるようにしていくことが望まれます。

ことばの教室の増設についても、「適切な配置について増設を含め努力する」という県教委の考えもあり、25年度は4教室増室され、複数教室が増えました。

(3) 小中学校の障害児学級では

① 障害児学級の学級定員の問題

現場からは、「定員の引き下げ」を求める声が非常に強く上がっています。「特別支援教育」や「インクルーシブ教育」の考え方の広がりにより、「遠くの特別支援学校ではなく、地域の学校に」という流れが強まり、「学校判断」の子が小中学校にも多く在籍しています。また、国が認定就学者制度から「認定特別支援学校就学者制度」へと制度を転換したこともあり、もはや障害児学級と障害児学校の法的にも実態も垣根がほとんどなくなってきているといえます。それにも関わらず、障害児学級の定員は四半世紀以上「8名」に据え置かれたままです。早急に6名に引き下げる必要があります。

全国的にみると、山形・奈良・鳥取・愛媛が定員を引き下げています。また、青森は8名になると加配教員がつかず。こうした取り組みに学びながら、定員引き下げを前進させていくことが重要です。

② 障害児学級の利用時数と入退級の問題

県教委は、全国トップクラスの障害児学級（特に自情障学級）の在籍率を下げることに、ここ数年躍起になっています。21年1月には、『「適切な学びの場」ガイドライン』を現場に下ろし、入級・退級についての基準や道のりを示してきました。その中で、「自情障学級で、概ね週8時間以内の利用が継続している際は、…退級に向けた目標を設定します」という記述が見られたり、文科省の756号通知を強調し、そもそも入級の対象ではないということを暗に押し付けたりする内容になっています。また、文科省は第375号通知で、特別支援学級の子どもを対象に、「原則として週の半分以上を目安として特別支援学級で学ぶこととし、大半の時間を通常学級で学んでいる場合は、学びの場の変更を検討すべきであ

第14分科会「特別支援教育と障害児の教育」

る」としました。これには「時間数で画一的に判断すると地域の柔軟な取り組みを妨げ、共に学ぶことが制限されてしまう」と障害者団体からも疑問視されています。

学びの場の問題は、言うまでもなく通常学級において、どんな障害があっても効果的な授業が受けられるような手厚い教員配置や学級定員の引き下げがなされ、また「通級指導教室」が必要な学校すべてに設置されて、学びの場の選択肢として用意されている前提のもとで言えることです。「自・情障学級の在籍率を下げる」という数字合わせのために、「ガイドライン」や文科省通知が恣意的に運用されることがないように注視する必要があります。

③ サービス通級の問題

ここ数年、以前からあったサービス通級の問題が大きな問題になって、子どもたちの教育を圧迫しています。「年度当初定員ぎりぎりの8名でスタートしたが、年度途中で入級があり、気がつけば10人在籍していた」「通常学級にいられなくなった子がサービス通級として自情障学級に通い、本来の在籍している学習にも大きな影響を与えている」などの声が多数あります。年度途中の加配や支援員等の配置など、早急にできる措置を県や地教委に求めていくことが重要です。

④ 標準から外れた障害児学級の編制

通常の複式学級は14人1学級ですが、複式にしてよいのは2学年までで3学年にまたがらないのが原則です。生活年齢や学年行事などへの参加を考えれば、障害児学級も同様の編制が行われるべきです。また、通常の複式学級は小1が在籍する場合は、14人ではなく、8人1学級となります。そうであるならば、障害児学級も小1が在籍していれば8人より少なくするという配慮がされるべきです。

学年(年)	1	2	3	4	5	6
児童生徒数(人)	3	2	2	4	3	2
標準編成(文科省)	①		②		③	
標準から外れた編成(長野県)	A	B		A	B	

表1: 文科省「標準学級」の考え方について(2014)

また、学級の大規模化について、13・14年に出された「特別支援学級および特別支援学校小学部・中学部における『標準学級』の考え方について」に基づいて、学級全体の児童生徒数を8で除するのではなく、児童生徒数が標準を下回っている下学年から順に編成するよう文科省は考え方を(表1)各都道府県教委に示しています。しかし、長野県は「実際の学級編成が標準学級に縛られるものではない」などとし、標準から外れた編成を行っています。表のような事例であれば3学級になるところを単純に8で割って2学級編成に抑えているのです。

⑤ 1名でも障害種別の学級の設置を!

国は1名でも特別支援学級の設置は可能としているにも関わらず、長野県では「3名揃わなければ社会性が育めない」との理由で「3名そろふこと」が条件となっています。運用上の工夫で簡単にクリアできることであり、理由としては成り立ちません。

弱視、難聴、肢体不自由、言語障害、身体虚弱、自閉症・情緒障害の学級が各々設置され、それぞれの学級で専門性が発揮された障害種別の教育が行われることが、「合理的配慮」の観点からも当然必要です。各学校の特別支援教育の充実の面からも非常に有効です。各担当者が専門性をもちより、一人ひとりの子をより多角的で多様な視点からとらえることもできるようになります。

⑥ 中学校の課題

中学校では、卒業後の進路選択が課題です。保護者の理解が得られず、特別支援学校に進学した方が望ましいと考えても、最終決定は保護者や本人なので高校を選択するケースがみられます。中学校は特別支援学級も教科担任制でスライドの時間割のため、小学校のように苦手な教科で原学級と支援級とを自由に行き来することができません。高校には特別支援学級がないため、中学校での少人数の学習の場から高校での40人学級の中で学んでいけるかが心配されます。中高の丁寧な情報共有と連携が必要です。

⑦ 支援員制度の抜本的改善を

特別支援教育のスタート時、発達障害のある子どもたちへの対応として、新たな教員配置は行われず「特別支援教育支援員」の配置で乗り切ろうとしました。しかし、国からの支援員の予算が「地方財政措置」として、他の予算とひっくるめて市町村に交付されるため、各自治体の考え方によって、支援員の配置や待遇に大きな格差が生まれています。また、どの学校でも感じられているように、現在の学校において支援員の存在は欠かせないものになっており、通常学級の支援や特別支援学校判断のお子さんへの支援など、専門性の非常に高い内容を請け負っているのが実態です。それにも関わらず、低賃金で時数や日数にも制限があり、大きな矛盾と困難が支援員に押し付けられているというのが実態です。

⑧ 特別支援教育コーディネーターの専任化

特別支援教育コーディネーターからの悲鳴が年々深刻さを増しています。学校全体がインクルーシブ教育を推進する上で、まず、その中心となる特別支援教育コーディネーターを定数配置し、専任化することが不可欠です。文科省も「コーディネーターの専任配置」について言及しました（16年教育再生実行会議第9次提言）。一方、長野県は県の推進計画に記されていた「マネジメントリーダー」の計画が実施されないうちに、次期推進計画から削除されてしまいました。「UD（ユニバーサルデザイン）リーダー」が配置されていますが、県教委は、特別支援教育コーディネーターとは関連がないと明言しています。特別支援教育を学校に位置づけるためには、そのキーパーソンとなる特別支援教育コーディネーターの専任化が欠かせません。

（4）障害児学校の課題

① 「設置基準」の策定と教育条件整備

障害児学校の教室不足の問題が切実となっています。特別支援学校の児童生徒が増え続ける中、教室が不足し、カーテンで仕切るなどの「一時的な対応」で急場をしのいでいる学校が23年10月で7476カ所が不足し、2年間で352カ所も増えました。23年に文科省が実施した公立特別支援学校の調査によると、長野県では78教室が不足し、前回より9教室増えています。

20年に文科大臣が「設置基準は必要」と述べ、その後中教審答申にも「設置基準の策定」が盛り込まれ、21年9月に出された省令は、今回の設置基準が学校を設置する上での「最低限の基準」であり、設置者は「これらの水準の向上を図ることに努めなければならない」としました。長年にわたり、保護者・県民・障害者団体などと全国の様々な関係者と力を合わせて取り組んできた成果として、学級の上限人数や校舎面積などを定めた「設置基準」（2022年度施行）が策定されました。尚、既存校への基準の適用については「当分の間、なお従前の例によることができる」と猶予されていて、教室不足と過密化に歯止めがかかっていません。速やかに設置基準を満たすことが求められます。

今後10年以内に見込まれる不足への対応で、良好な学習環境を確保することが見込まれますが、教室増や駐車場の確保でグラウンドがどんどん狭くなり、運動が制限され、廊下で体育をしている現状や、調理室や音楽室・プレイルーム・職員室などの特別教室が教室になる現状などもあり、さらに過密・過大化がすすみ、教育条件が悪化する点で大きな問題があります。学校や分校の新設など、抜本的な改善計画の策定が求められます。

② 問題だらけ！「長野県特別支援学校整備基本方針」と「第3次長野県特別支援教育推進計画」

県教委は、「県特別支援教育連携協議会」や、それに付随する「専門家委員会（非公開会議）」からの意見を受け、21年3月に「長野県特別支援学校整備基本方針」を、23年3月に「第3次長野県特別支援教育推進計画」を策定しました。「個別の指導計画を全県統一の形式にする」「生活単元学習などを学習指導要領との関連を明確にするためにシラバスを県の示した形式に基づいて全特別支援学校で実施させる」「障害のある子どもたちの教育を就労偏重のまま見直そうとせず、『専攻科』については一言も触れられていない」「障害児学校の増設はもちろん、分校の設置すら全く触れられておらず、分教室路線を踏襲していく方向」「特別支援学校教員に求められる専門性が極めて限定的」「行動支援という特定

第14分科会「特別支援教育と障害児の教育」

の指導方法を県が推進」などなど、現場が求めている内容、子どもたちの願いとはかけ離れた内容です。実際に統一された個別の指導計画の様式は、複雑で作成に時間がかかるものとなっています。現場への大きな負担、子ども不在・教科優先・就労偏重の授業、個別の指導計画・シラバス等による県教委による教育内容の統制と強制が上意下達的に広がり、障害児学校に留まらず、障害児学級に波及することも予想されます。それはこれまで、子どもたちをまるごと捉え、子どもの願いから出発して組み立ててきた教育を180度転換させる危険性をはらんでいます。

③ 障害児学校の教職員定数増の課題

19年度から5年間で自立活動担当教諭120人増の計画が出され、複数年の計画としては決定されませんでした。2023年度は13人の自立活動担当教諭が増員され、乖離解消がすすめられてきました。25年5月1日見込みの段階で、教諭部分の乖離は解消されましたが、実習教員や寄宿舎教員、学校事務職員では依然として56人の乖離がありました。残されている乖離解消に向けた計画が未だに示されていません。引き続き乖離解消に向けてとりくみを進めていく必要があります。

④ 全国的にすすむ寄宿舎の統廃合に注意を

全国的に寄宿舎の統廃合には引き続き注意が必要な状況です。生徒が減少している盲学校、ろう学校の統廃合や、寄宿舎に安易に他校の子どもたちを入舎させて片方の寄宿舎を廃舎にする動きが各地で見られます。入舎基準を「通学困難」に限定することで舎生を減らし、舎生の減少を理由に統廃合を行うという事例も見られます。また、養護学校義務制から40年以上が経過し、校舎や寄宿舎の老朽化が顕著になり、建て替えや移転をきっかけに統廃合がもくろまれるという例もあります。コロナ対策として利用人数を減らして対応している寄宿舎も多いようですが、それが意図的な舎生減につながられる可能性もあります。放課後児童デイなどが増加する中、学校教育の一環としての寄宿舎の教育的意義や役割を丁寧に語っていくことが大切です。

(5) 共通の課題医療的 ～医療的ケアを要する子どもたちの教育

特別支援学校に限らず、近年では小・中学校にも医療的ケアを要するお子さんが入学するケースが増えています。インクルーシブ教育の観点からも「地域で暮らす」という当たり前のねがいからも、これからも増えていくことが予想されます。医療的ケア児が増加する中、21年9月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」）が施行されました。「医療的ケア児」を法的に定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを日本で初めて明文化した法律です。医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することを目的としています。

長野県では現在、少なくとも508人の医療的ケア児が学校で学んでいること(23年1月現在)が報告されています。医療的ケア児支援法の施行により、各省庁および地方自治体は、医療的ケア児への支援に「責務」を負うことになっており、各自自治体に地方交付税として予算が配分されることで、強制力のある中で医療的ケア児を支援する事業を進め、これまで地域によってばらつきがあった支援体制の格差是正が期待されています。長野県の課題として「学校看護師の安定的な確保と適切な配置」「保護者の付き添いなしでの医療的ケアの実施促進(人工呼吸器使用の児童生徒等)」「主治医との連携強化による安全性の向上」などが挙げられており、今後も課題解決を図りながら医療的ケア児への支援の充実を求めていく必要があります。

(6) 高校では

① 高校に在籍する発達障害、知的な困難さを抱える生徒

公立高校に在籍する「発達障害の診断名を持つ生徒」の割合は2023年度4.65%(昨年4.14%)となり、特別支援教育制度導入の2007年度(H19年度)から毎年増加しています。2024年度は全日制1,375人3.5%に対して、定時制課程の397人は25.72%となります。通信制課程には長野西望月サテライト校も含み183人11.17%となり定時制課程、通信制課程に発達障がいの子供たちを持つ生徒は多く偏ります。更に県

調査では「スクリーニングにより特別な支援が必要な生徒」の割合は高校に在籍する生徒の全体比3.36%に対して定時制課程は12.2%であり、支援・配慮を必要とする対象者は定時制通信制課程を合わせて在籍生徒の3割を超える実態があります。

また、障害を抱える生徒の社会へのつなぎが的確にできる体制が高校には未だ整わない現状の中、中学校特別支援学級から高校への進学率は92.25%となりました。中学校特別支援学級在籍生徒の42.2%が公立全日制へ、18.8%が公立定時制・通信制に進学しています。

② 通信制高校への流れ

○2024年3月に中学卒業後、通信制高校へ進学した生徒は公私立合わせて初めて千人を超えました。内訳をみると公立通信制に96人、私立通信制に957人です。計1053人が通信制高校へ進学し過去最高です。公私合わせた割合は5.8%。17人に一人が通信制高校に進学し私立通信制は10年前の4倍となりました。ここ数年は100人単位で増加しています。公立高校からも年度途中に通信制への転学者も複数出ています。

○私立通信制高校は県内に現在13校あり、全国展開するサポート校ではインターネット授業など学び方の変化が多様な生徒の受け皿になっている傾向があります。しかし、コロナ禍以降私立通信制の入学希望は爆発的に増加しましたが、現在近隣の私立通信制高校ではかつてない退学者の急増となっています。特別なニーズを持つ生徒、知的な低さのある生徒の多くが退学している実態を聞いています。画一的な学習環境では「一人一人のニーズに応じた適切な学びの場」にはなりません。進路保証も困難であることが推測されます。

○通信制高校人気に押されたこともあり、多くの公立高校で入学者選抜は定員割れとなりました。各校はスクールミッションを掲げ中学生の高校選択の夢の実現に向けていますが、定員内不合格を出しにくい実態の中、希望すれば入学できることが個々の生徒の特性にあった学びの場となるか、適正な進路選択となるか疑問視されます。

③ 高校入試制度改革について

○前期選抜を行うすべての学校で「学力検査」を行いました。県教委は教職員の業務負担の軽減のため回答方式は選択式として、電子採点システムを導入・施行した学校が23校ありました。前期選抜における学力検査の結果が個別のアセスメントの一つとして入学後に個々の力や傾向を具体的に知ることができるようメリットとはなりませんでした。

○後期選抜では従来の学力検査に加え全校で「(紙上面接を含む)面接」が実施されました。定時制課程ではすべての学校で対面による面接となりました。

○海外帰国生徒等への後期選抜(学力検査)の受検上の配慮も引き続き実施されています。受検の際に、日本語の習得については「簡単な日常会話ができ、通常の授業が一定程度理解できる日本語の力を有していること」、学力については「志望高等学校で求められている学力に到達していること。あるいは日本語を習得することによって、その学力に到達する見通しが十分あること」とされていますが、従来の学力検査で学力が正確に測れているかどうかについては疑問が残ります。また、日常会話レベルの語彙と、学習に必要なレベルの語彙には明らかに差があり、会話に苦労はしなくても、学習において困難を抱えている生徒は少なくありません。

④ 不登校生徒等のまなびの変化

○中学校不登校経験生徒、中間教室利用で一日のうちのどこかに登校はしても適切な支援を受けられずに中学校生活を過ごし、高校入試直前に漸く学習に向けた生徒も高校卒業を目指します。2024年2月に学校教育法施行規則の改訂があり「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現」について実施校が増えてきました。年間30日以上欠席や不登校傾向の見られる生徒に上限36単位まではオンライン授業で単位修得ができる制度です。学習ニーズに対応した場の一つとして否定はできませんが、保護者、本人の同意の求め方、周辺生徒への影響、機材準備、設備が整

わない等、各校により様々な困難点があります。中学校におけるオンライン授業の出欠席のあり方がそのまま高校において通用するものではないことも重要です。人的加配がないままに一人一人の実態に見合った支援、「個別最適な学び」の充実、「協働的な学び」とその評価には限界があり、更に、家庭環境や命の問題にかかわるケースも多発している状況下では、教職員は疲弊するばかりです。特に「個別最適な学び」に関しては、全日制高校においても、対応が求められることが年々増えてきているように感じます。授業に加え、クラス担任や部活指導などもある中で、加配がないまま個々への対応をするというのは非常に厳しいものがあります。また、中学校不登校経験生徒、特別支援学級に在籍していた生徒が、全日制高校において卒業を目指すことについても、現場で見ていると非常に難しいことがあると感じます。特に学習の定着については、そういった生徒への配慮などは高校ではありません。環境が変わったことに加え、学習への困難さを感じ、また学校に来ることが辛くなってしまふ生徒がいることも、高校現場での現状かと思えます。

⑤ 高校における「通級による指導」について

- 2018年度から制度化され、実施校は単位制・多部制高校3校に限られています。実施校においては、担当する教職員の過重負担をはじめ、対象生徒の見極め、保護者の理解と共同、教室環境の整備、教材、備品の確保など、整備拡充の必要性が継続される中、極端に予算が削られ、学校全体への負担が大きくなっています。現状では高校現場での広がりには期待できません。
- 小中学校の通級が基礎定数化されて7年目となりました。高校では担当教員の教科持ち時間数との兼ね合いで対象生徒の数が制限されます。中学校の通級指導に対するニーズは高く、対象生徒も年々増加しています。通級指導で果たされる「自立活動」が高校の学校生活とその後の人生にとって価値のあるものとなる展開が期待されます。
- 高校の通級指導実施校に限らず、地域のセンター校として特別支援学校から「自立活動専任教員」による高校への巡回が増えていきます。「個別の支援計画」をはじめとする援助が必要です。

4. おわりに

障害者権利条約は2006年に採択され日本が批准したのは14年です。3年前、初めて国連の対日審査が行われて日本政府に対する「総括見解」（勧告）が示され、日本の「特別支援教育」は「分離した教育」だとして中止を求める勧告が示されました。障害者権利条約があるこの時代において障害のある子どもたちの権利としての教育はどうあるべきか、インクルーシブ教育の可能性を問い直す時期が来ているのではないのでしょうか。このことにより現場に動揺や混乱が起こらず、子どもを中心に据えた教育実践が継続されることを願います。

「障害児教育の専門性」は、子どもたちの事実を語り合い、障害に応じた教材、施設・設備などを用意し、子どもたちにあった実践を創造するいとなみを通して教職員集団の中に蓄積され、発展してきました。教職員を管理強化や序列化によって分断し、指導の個別化・訓練化・マニュアル化、モザイク的子ども観等が促進され、目に見える「できる」ことを求める教育の質的後退は、「人格の完成をめざす」教育の目的とはかけ離れてしまうでしょう。

本教研では、分科会の名称もあえて「障害児の教育」と付け加えてあります。「障害者の権利条約」に示される「権利としての障害児教育」の充実を求めてきた経緯から、このような名称を使用しています。「特別支援教育」の問題点を洗い出し、明日の長野県教育を指し示す活発な論議を期待したいと思います。

第14分科会 特別支援教育と障害児の教育

I 討論の柱とレポートのテーマ・氏名

○討議Ⅰ 長野県の特別支援教育

- 1 「分科会課題提起」 分科会役員；荒井一也・宮澤まどか
- 2 「高校の通級による指導」～「高校卒業後の自立」を視野に入れて～
箕輪進修高校（高教組上伊那） 伊東 和さん
発表：同 北原恵美さん

○討議Ⅱ 交流及び共同学習、UDに基づいた授業構想、生活単元学習の実践について

- 3 「反応性愛着障がい児童への対応と変化」 小学校の実践
- 4 「一歩進んでは少し戻って ゆうきくんと歩んだ3年間～安心できる人たちとの暮らしの中で～」 長野養護学校（障害児学校）米倉拓也さん

II 報告と討議の内容

◎伊東レポート

2018年に制度化された高校における通級指導教室の実態について報告した。高校は単位認定があるため、卒業単位（74単位）の中に、選択教科・科目として含めることができる（年間7単位を超えない範囲）とされている。箕輪進修高校では基本的に週2時間として、障害に応じた指導が行われており、教科の補充を行う授業ではないこともポイントとして示された。通級指導担当者は専任化されておらず、各校の状況で担当する教科や人数が決まるため、教科指導もしながらの通級指導担当者は負担が大きい。授業の内容として、身体の清潔を保つことや衣服の調整・管理、場に応じたコミュニケーションなど、自立活動の項目を基本としながら、生徒の実態に応じた実践が行われている。

<討議>

- ・長野県としては、北信地区の単位制の高校にもう1つ設置したいと考えているようだが、その計画は全く知らされていない。県としてのビジョンが示されていない。
- ・東・中・南信地区の中学校には、コーディネーターの連絡会で通級指導教室の存在を伝えている。
- ・中学校知的障害学級に在籍していた生徒が全日制の高校へ進学を希望するケースがある。しかし、中学との教育課程の違いで、入ってから苦しんでいる様子がある。定時制のように人数が少ないと個別に対応できるが、全日制では難しい。生徒や保護者は高校入学がゴールと考えがちだが、そうではなく社会自立が目的という意識を持たせたい。
- ・箕輪進修高校でも自立活動を行っているようだが、コミュニケーションの力は小学校でもつけていきたい課題だ。

<共同研究者より>

高校に入ったが、学力で苦しむ子、発達特性のある子など、今までは生徒指導の中で対応してきた生徒が一般企業への就職を目指すケースがある。しかし、波乱含みだ。早くから取り組んでいたとしても難しい。養護学校の進路指導のような、福祉就労という選択があってもよいのではないか。手帳を取得しない生徒もいる中、多様な進路選択の実現といった面での困難さがある。

◎小学校での実践

内容は個人情報保護の観点から割愛。

<共同研究者より>

虐待という側面でも捉える必要がある。学校での対応としては、暴力や暴言に対しては

毅然とした対応が必要であり、かなり衝突もあると思うが、教室内に「平和と安全のルール」が守られる状況をつくる必要がある。児童相談所など、適切な機関につなげる必要がある。

◎米倉レポート

養護学校中学部生徒への3年間の取り組みについて事例検討した。発語がなく、予定が変わることに敏感な子。偏食があつて給食をなかなか食べられないが、中1の夏、休み時間に初めて麦茶を飲んだ。給食に麦茶も一緒に出したら、牛乳も一口飲んだ。また、プールになかなか入らないし、寄宿舎のお風呂にも入ろうとしない。ある日のプールの時、ビニールプールにちょっとだけ入った。これをきっかけに寄宿舎でのシャワーも徐々に浴びられるようになり、修学旅行ではホテルの部屋のお風呂に入ることができた。パニック時に先生の髪の毛を引っ張ったり友達の手をつねったりする行動に対し、チームの担任で彼の思いに心を寄せて、その行動について分かって分析した。

<討議>

- ・ 普段一緒にいることで、生徒の行動の意味をさらに深く考えることができると思う。
- ・ 生徒の行動を、担任全員で分析したり、考えてみたりしようとしたことがとても素敵だ。同僚性に繋がっている。
- ・ 職員集団の仲の良さが、クラスの集団作りにも影響を及ぼしたのではないか。担任のかかわりが生徒に及ぼし、生徒がかかわり方を学んでいる。
- ・ 最近の学校での息苦しさは、現場に「行動支援」の手法が入り込んでいる。支援の画一化が進みつつある。子どもを丸ごととらえ、心に寄り添った支援が必要だ。

<共同研究者より>

自閉症児の感覚過敏を軽視してはいけない。本実践では、本人の感覚的な不快感を軽視していない。つねった行動の見極め方をどうとらえるかは、教育の分かれ道となる。「友達をつねる」という行為を「友達と遊びたい」ととらえたことで、子どもの包みを開いてあげることにつながったのではないか。子ども理解には一歩踏み込んだ視点が必要だ。行動主義心理学では、行動から心理を分析する。内面を見ることが大事だと思う。教育は結果さえよければ何をしてもいい訳ではない。人間の幸福感は何で測定できるのか？文科省や県教委は「学びに向かう力」と言っているが、障害児だけ行動主義というのは蔑視だ。10年前の取り組みだが、今も思い出して語れることは、この上ない宝物だ。

Ⅲ まとめと今後の課題

- ・ 今年度、初めてハイブリッド形式の開催とした。長野吉田高校の会場には4名の役員と、5名のレポーターや一般参加者が集まり、オンライン参加の3名(共同研究者含む)とともに活発な論議がされた。顔を合わせて話し合うことで、発表者の息遣いも感じられ、参加者からも気軽に意見が述べられ、とても有意義な会となった。
- ・ レポートが、小学校、障害児学校、高校と様々な立場から発表があり、長野県全体の特別支援教育について知り、考えられたことは有意義であった。
- ・ 本分科会で独自の宣伝チラシを作成し、本部を通して加盟団体に配布していただいた。役員も宣伝に努めたが、参加者を増やすことが困難であった。作成が遅かったこともあるので、来年度は早めに作成し、各方面へ宣伝できればよい。また、宣伝の方法を考えていきたい。

課題提起 第15分科会「教育改革と青年期の教育」

県教研 本分科会 <青年と進路>では、当日 教文進路指導研究会（就職差別をなくす長野県共闘会議）にて40数年実施し続けている「就職実態調査…長野における進路（就職）保障の取り組み」のレポート発表が中心となります。就職試験のうちの面接試験等について、他ではここまで突っ込んだ調査はなかなか行われていないと自負しております。

〈教育改革と青年期の教育〉では、今年度、学びの保障の視点から定通制教育と高校再編の問題を研究課題の柱にします。

定通制課程で学ぶ生徒の困難な実態は改善されることなく、いっそう深刻になっています。定通制に通う多くの生徒は経済的事情、発達障害、対人関係の困難などさまざまな事情を抱えています。全日制で学ぶことが困難な生徒の学びや居場所として教育条件整備が必要です。さらに、卒業後の進路保障も重要な課題となっています。

現在、定通制課程の統廃合も進められようとしています。多部制への転換、専門科の普通科への移行という問題にどう対応していくか皆さんと考えたいと思います。

当日は オンラインでの参加としておりましたが、県教研本部のご厚意により 会場校長野吉田高校での対面での参加も可能となりました。対面でご参加頂ける先生方は、是非とも対面でご参加頂けるとありがたいです。高校生をめぐる就職選考の状況につきましては、いまだ課題が山積している状況です。せっかくの機会ですので、多くの先生方のご参加をお待ちしております。

I 討議の柱とレポートのテーマ・報告者名

- ①「外国由来の生徒在籍状況について」
外国由来の生徒指導者ネットワーク 高教組本部 原 将俊先生
- ②「高校再編に関する基準等について（改訂版）」
高教組本部 書記次長 原 将俊先生
- ③「高校改革、高校特色化、高校入試、小中学校統合、信州学び円卓会議、
ウェルビーイング実践校 TOCO-TON(トコトン)について」
信州の教育と自治研究所 原 貞次郎先生
- ④「定通制の生徒の動向、高校再編、就学保障・進路保障と教育条件整備について」
上田高等学校定時制 柳澤 宏至先生
- ⑤「長野における進路（就職）保障の取り組み…2024年度就職状況実態調査について」
長野県教育文化会議進路指導研究会 会長 長野南高等学校 村田 直樹先生

II 報告と討議の内容

- ①「外国由来の生徒在籍状況について」
- ・外国人生徒の在籍状況 2024年5月1日時点 全県公立高校 全日制で0.75% 定時制4.75%
外国人生徒の人数は多いか少ないかという、多くはない（＝少ない）という解釈から、教育条件整備は行われていないと言える
- 在籍状況
- 全日制 上伊那1.26%、諏訪1.21%、上小1.07%の順に高い比率 木曾、長水、安曇等低い
 - 定時制 諏訪19.05%、上伊那7.33%、上小4.95%の順に高い比率
- ・「日本語が不自由な生徒のための高校生活支援事業」⇒外国籍生徒や帰国生徒の高校生活をサポートするための生活支援相談員を配置する
2025年度当初予算319.9万円 配置延べ時間1020時間
各校からの手上げ方式、今年度は年度当初26校が配置を希望。実際に生活支援相談員配置されているとは限らない
- ・課題について
- a 今回の在籍状況は「外国籍」の生徒のみ
例えば、両親あるいは一方の親が外国籍で生徒本人は日本国籍の生徒は集計から漏れている
困難は言語、家庭環境、生活・文化などに及ぶ。「国籍」でくくれない困難さがある。
 - b 生活支援相談員との連携・制度の拡充
生活支援相談員頼みの現状。一方、不安定な職で、研修などもなく困り感が共有できていない
⇒職場の制度理解が不十分と言わざるを得ない
- ②「高校再編に関する基準等について（改訂版）」
- ・「中山間地存立校」の基準について
- 募集定員80人以上とする。
 - 在籍生徒数が120人以下の状態が2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合(新たな高校をつくる)、②地域キャンパス化(分校化)、③「中山間地存立特定校」の指定、④募集停止 のいずれかの方策をとる。
 - ・「中山間地存立特定校」指定の基準について
- 募集定員40人でも単独で高校を存続させる道を残す。
 - 県境に近い地域にある高校(北部、軽井沢、小海、阿智、阿南、蘇南、白馬)は原則指定し、地域と協働しながら存続させていく。
 - 県境に近い地域にない高校は、地域が具体的な支援や存続する体制を整備する場合において、個別に指定を検討していく。

③「高校改革、高校特色化、高校入試、小中学校統合、信州学び円卓会議、
ウェルビーイング実践校 TOCO-TON(トコトン)について」

1 高校改革

(1)高校再編 2023年3月 第2期高校再編「三次」決定(2020年9月「一次」2021年9月「二次」)

第1期高校再編の概要

総合学科・総合技術高校、中高一貫、単位制、キャンパス校等導入 89校→78校

第2期高校再編の概要

78校→68校(統廃合新校、小諸、佐久、伊那、須坂、茅野・富士見)

総合技術高校(上伊那、長野千曲、岡谷諏訪、安曇野) 総合学科高校(中野、赤穂、塩尻)

スーパーフレックス高校(長野) 定時制集約・転科

(2)再編基準の改訂(2025年8月25日 2026年度～2030年度適用)

「中山間地存立特定校」指定→「1クラス募集でも単独で存続」

(北部、軽井沢、小海、阿智、阿南、蘇南、白馬)

2 高校特色化

県教委「県立高校の特色化に関する方針」策定(2024年9月19日)

「特色化するための方策」

(1)様々な選択肢から、自分の進路に向かって学びたいことをとことん学べます

例：難関大学志望者へチャンス提供

(2)社会に求められる技術・能力が身につきます

例：デュアルシステムの充実

(3)長野県のリソースを使った地域での学びができます

例：共学共創コンソーシアムを全高校に配置

(4)一人ひとりの個性や多様性が尊重されます

例：単位制導入、特化した生徒を受け入れる

3 高校入試

・選抜方法の多様化(前・後期、学力検査の傾斜配点、調査書、面接) 紙上面接

・2026年度導入：インターネット出願システム

4 小中学校統廃合 問題点(抜粋)

・小中一貫校や義務教育学校について「メリット、デメリット」が丁寧に検証されているか。
(不登校解消や学力向上、規模による「切磋琢磨」論が安易に根拠とされていないか)

・よく引用される「中一ギャップ」は、いま、文科省も国立教育政策研究所も明確な定義がないとして使用されていないこと

・義務教育学校は、6・3制を突き崩し複線型に道を開く懸念があること

5 信州学び円卓会議(2024年7月30日)―学びの「新しい当たり前」を共に創る―

長野県は「新時代創造プロジェクト」として、女性や若者から選ばれる県づくり・ゼロカーボン加速化など8項目を掲げ、そのなかで「個別最適な学びへの転換」を重要目標とした。その具体化として「信州学び円卓会議」が開かれた。

※「長野県の教育」第15分科会 執筆者より

今年度、従来の複数の分科会を統合する形で新設の本分科会が発足し、外国由来・教育改革・高校入試・定通教育・進路指導について幅広く扱う分科会という性質もあってか、集まったレポートは上記のI①～⑤にあるように多種多様で県教研当日も討議の時間が全く足りない状況となった。

レポート①～⑤の報告と討議もA4版2ページでは紙面が全く足りなくなってしまい県教研前半のほうのみの掲載で紙面が尽きてしまい、後半のほうの先生方には大変申し訳なく思っております。

後半のほうのレポートの資料等が見たいという皆様は、本分科会執筆者(長野南高等学校 村田)まで遠慮なく御一報ください。お手数をおかけし申し訳ございませんが、宜しく願いいたします。

III まとめと今後の課題

本分科会は寄り合い所帯ゆえの運営の困難さはあるが、県教研に参加した先生方からは「外国由来・教育改革・高校入試・定通教育・進路指導の現状と課題について幅広く学ぶことができ有意義だった」等の感想も頂いた。来年度も本分会は現行の体制で継続していくべきかと思う。今年度の県教研は当初オンライン中心で計画を進めたが準備の過程で対面中心サブでオンラインに切り替えた。混乱があったとすればお詫び申し上げたい。寄り合い所帯的な性格の強い分科会でもあることから、かつ「対話」を重視したいという思いからも、来年度は 県教研については対面を原則で実施したい。

16 地球市民と教育 課題提起 (2024-2025)

生徒たちに「平和とは何か」を問いかけさせるため、まず私たち自身が直面している「平和の課題」を、以下の7つのテーマで共有いたします。

1. 激化・長期化する「遠い紛争」と人道的危機

私たちは、メディアを通じて他国の凄惨な状況に触れる一方で、その情報量に圧倒され、感覚が麻痺してしまう「共感疲労」に陥っていないでしょうか。

・ガザ地区: 2025年10月現在、停戦後もなお深刻な人道危機が続き、破壊された医療体制の再建や食糧・水の確保が喫緊の課題となっています。

・スーダン: 政治的混乱から内戦状態が続き、「世界最悪の避難民危機」とも呼ばれ、数千万人が飢饉の瀬戸際に立たされています。

・イエメン・ウクライナ: 紛争の長期化により、特に子どもたちの栄養失調や教育の機会喪失が深刻化しています。(2025年、イエメンでは5歳未満児の半数が急性栄養不良との報告もあります。)

2. 再燃する「核の脅威」と軍備管理体制の形骸化

「核抑止力」という言葉が、かつてないほど現実的な重みを持って語られています。冷戦終結後に築かれた「核なき世界」への歩みは、明確に後退しています。

・軍備管理体制の崩壊: 米口間の新 START (新戦略兵器削減条約) が 2026 年 2 月の期限切れを前に実質的な延長交渉が進まず、「瀕死の状態」にあります。

・NPT体制の機能不全: 2025年のNPT(核不拡散条約)第3回準備委員会では、米・中・口間の対立が激化し、最終合意文書を採択できませんでした。

・北朝鮮の核・ミサイル開発: 2025年に入り、極超音速ミサイルを含む弾道ミサイルの発射実験を活発化させており、東アジアの安全保障環境は一層緊張しています。

☆核兵器禁止条約(TPNW)

2017年に採択され、2021年に発効したこの条約は、核兵器を「安全保障の手段」としてではなく、その非人道的な結末(=被爆の実相)に着目し、「非人道的兵器」として法的に初めて全面的に禁止(開発、保有、使用、威嚇など)したものです。この条約の成立を、被爆者や市民社会と連携して強力に推進したのが、ICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)です。ICANは、この「核兵器の非合法化」への多大な貢献が評価され、2017年にノーベル平和賞を受賞しました。日本の原爆被害者の全国組織である「日本原水爆被害者団体協議会」は核兵器の廃絶と被爆者への国家補償を求め、被爆の実相を国内外に広める活動をして、2024年にはその長年の活動が評価され、ノーベル平和賞を受賞しました。

「核の傘」のジレンマと日本の立ち位置:

日本は、唯一の戦争被爆国として「核廃絶」を掲げながら、米国の「核の傘」による抑止力に依存しているという理由から、このTPNWに参加(署名・批准)していません。この立ち位置は、被爆者やTPNW推進国から強く批判されており、日本の平和主義のあり方をめぐる根本的なジレンマを浮き彫りにしています。

3. 地球規模課題としての平和：「気候変動」という安全保障リスク

「平和」は、単に戦争がない状態だけを指すものではありません。私たちが生存する基盤そのものが脅かされています。

- ・観測史上「最も暑い年」：2024 年は世界平均気温が観測史上最高を記録し、産業革命前と比べ 1.5°C の上昇というパリ協定の努力目標を超過しました。
- ・気候変動と紛争：異常気象による干ばつ、洪水、海面上昇は、水や食糧、居住地をめぐる資源競争を引き起こし、新たな紛争の火種となり得ると国際的に警鐘が鳴らされています。

4. 情報社会における新たな平和の課題：「分断」と「偽情報」

近代戦は、物理的な空間だけではありません。私たちのスマートフォンの中、SNS のタイムラインもまた、平和を脅かす「見えざる戦場」と化しています。

- ・AI と偽情報：2024 年以降、AI によって巧妙に生成されたフェイクニュースやディープフェイク動画が選挙介入や世論操作に用いられ民主主義の基盤を揺るがしています。
- ・社会の分断：SNS のアルゴリズムは、人々を同じ意見の集団（エコーチェンバー）に閉じ込め、異なる意見への不寛容や対立を助長しています。
- ・災害時のデマ：2024 年 1 月の能登半島地震においても、悪意のある偽情報が SNS で拡散され、救助活動や支援の妨げとなりました。

5. 日本国内における「日常の平和」の脆弱性

私たちの足元にある課題です。「平和な国日本」というイメージの陰で、静かに進行する構造的な暴力や格差を見過ごしていませんか。

- ・子どもの貧困と教育格差：経済的な格差が、子どもたちの学力や進学機会といった「未来を生きる力」の格差に直結しています。これは「機会の不平等」という形での平和の侵害ではないでしょうか。
- ・沖縄の基地問題：安全保障の重要性が叫ばれる一方で、沖縄では基地の存在が日常生活の安全や尊厳と隣り合わせの問題であり続けています。安全保障と地域住民の平和的生存権は、両立できていません。

6. 平和憲法の「改悪」をめぐる論点と安全保障の現実

戦後日本の平和主義の根幹とされてきた日本国憲法、特に第 9 条をめぐる議論が、近年活発化しています。これは「戦争放棄戦力不保持」と「現実の安全保障」の狭間で、私たちの 9 条が大きな岐路に立たされています。

- ・2024 年は世界的な選挙イヤーとなり、世界中で既存与党が選挙で大きく敗北し、右傾化が進行した。米国ではトランプ前大統領が再選し、対中国政策の強硬化や国際協力体制への緊張が懸念されている。日本では衆議院において与党が過半数割れ、外国人排斥につながる「日本人ファースト」を謳う参政党が票を伸ばしました。自維連立と高市政権による改憲の動きが「新しい戦前」をもたらす危険性が叫ばれています。

憲法審査会の議論（2024-2025）：

- ・国会の憲法審査会では、特に「緊急事態条項」（大規模災害や有事の際に国会議員の任期を延長するなど）や、「憲法 9 条への自衛隊の明記」が主要な論点となっています。
- ・自衛隊明記主張側の論点：改正推進派は「現実の安全保障環境の変化に対応し、自衛隊の存在と役割を憲法に

明記することで、その活動に明確な法的根拠を与えるべきだ」と主張しています。

・反対・慎重派の論点: 「9 条 1 項 (戦争放棄)・2 項 (戦力不保持) を残したまま自衛隊を追記すると、『後法は前法に優越する』という法解釈により、9 条の平和主義 (戦力不保持) が空文化・形骸化する恐れがある」「集団的自衛権の行使容認を追認することになり、専守防衛の理念が覆る」といった強い懸念が示されています。近年の防衛政策の転換:

憲法議論と並行して、日本は防衛政策を大きく転換しています。2025 年度の防衛費は過去最大 (初の 8 兆円台) となり、防衛力整備計画 (2023-2027) に基づき、「反撃能力 (敵基地攻撃能力)」の保有や、長射程ミサイルの開発・配備が進められています。

これらは、従来の「専守防衛」の解釈を大きく踏み超えるものです。

7. 「台湾有事」のリアリティと沖縄・南西諸島の平和

日本の安全保障環境を語る上で、現在最も切迫した課題が「台湾有事」=「台湾海峡をめぐる武力紛争の発生」への懸念です。これは、対岸の火事ではなく、日本の平和に直結する問題として議論されています。

「台湾有事は日本有事」の意味:

・台湾は、日本のエネルギー輸入 (シーレーン) の要衝に位置します。また、地理的に日本の最西端・与那国島から約 110km しか離れていません。このため、台湾海峡で紛争が発生した場合、日本、特に沖縄県の先島諸島 (与那国島、石垣島、宮古島など) が戦闘に巻き込まれる (あるいは攻撃対象となる) 可能性が極めて高いと指摘されています。

南西諸島における防衛力強化 (南西シフト):

近年、陸上自衛隊のミサイル部隊や警備部隊が与那国島、石垣島、宮古島に相次いで配備され、防衛力が急速に強化されています。これは抑止力を高める目的がある一方で、地域住民からは「配備によって、かえって攻撃の標的になるのではないか」「有事の際、住民はどう避難すればよいのか」といった深刻な不安や懸念の声が上がっています。

住民避難の課題:

2025 年現在も、先島諸島の住民 (約 11 万人) を島外へどう安全に避難させるかという具体的な計画 (輸送手段、避難先の確保など) は、極めて困難な課題です。

16 分科会 地球市民と教育

I) 討議の柱とレポートのテーマ

○環境問題・主権者教育

○被爆の実相・原爆の問題を考える

II) 報告と討議の内容

○共同研究者 北原高子先生 (NPO 法人松代大本営平和記念館) より

長野県内の戦争の傷跡、保存し県下の小中高生の平和学習に関わっている。戦争を単なる過去のこと「昔は大変だったね」とする視点を越えて、戦争遺跡や沖縄での 80 年前の人々の苦しみ悲しみを肌で感じてほしい。戦争で苦しみや悲しみが現代でも始まってきていることを自分事としてとらえることができる主権者に。

○共同研究者 曾 貧 先生より

「未来契約」国連 2024.9 未来サミットで採択された国際合意。従来の教育モデルが限界を示し、地球環境問題への対応が急務、新しい社会契約の必要性を説き人間中心主義から生態系中心主義へ、人間と地球が共生する持続可能な社会を築く。生態系への配慮をもつ市民、地球規模の視点を持つリーダー育成を視点とした教育活動。

(中国では再生可能エネ発電設備世界シェア 40%超「共に学び、共に行動し、持続可能な未来を創りましょう」

☆課題提起

1. 紛争と人道危機: ガザやスーダン等の紛争長期化による「共感疲労」への懸念
2. 核の脅威: 核軍縮体制の機能不全と、核兵器禁止条約に参加しない日本のジレンマ
3. 気候変動: 温暖化が資源争奪を招き、新たな紛争の火種となるリスク
4. 情報社会の課題: AI による偽情報や SNS による社会的分断・不寛容の助長
5. 国内の平和の脆弱性: 子どもの貧困・教育格差や、沖縄の基地問題
6. 憲法と安全保障: 9 条への自衛隊明記や緊急事態条項を巡る議論と、敵基地攻撃能力保有などの政策転換
7. 台湾有事と南西諸島: 台湾有事のリアリティと、ミサイル配備が進む沖縄・先島諸島住民の避難計画の困難さ

レポート①『ソーラークッカー(学校現場での実践)』(丸子修学館高校・小林伸久先生)

猛暑という身近な気候変動を導入とし、太陽エネルギーの有効利用を模索した地学基礎の実践報告。「地球のエネルギー収支」の單元において、太陽定数 ($1.37\text{kW}/\text{m}^2$) をもとに計算すると、地表の 1m^2 で受ける太陽光は「38g の水を 1 秒で 1°C 上昇させる」エネルギーを持つことを提示。この理論を実証するため、実際に生徒とソーラークッカーの製作を行った。ガスレンジ下のアルミシートや空き缶などの安価な廃材を活用し、授業内で製作可能な「パネル型」を採用。計算上のエネルギーと実際の熱利用を結びつけることで、生徒が再生可能エネルギーのポテンシャルを実感し、環境問題を自分事として捉えることを目指した授業展開である。

レポート②『卒 FIT ソーラー&電気自動車で脱化石燃料』(屋代高校・森嶋 光先生)

固定価格買取制度 (FIT) の期間が終了した家庭用太陽光発電と電気自動車 (EV) を組み合わせ、化石燃料に依存しない生活への転換を目指した実践報告。ホンダの新型軽 EV 「N-VAN e:」の導入を具体例に、車両価格や約 57 万円の補助金活用、航続距離 (245km) や電費などの詳細なスペックデータを提示する。自宅の太陽光パネルで発電した電力を EV の充電に充てることで、ガソリン車と比較した際の経済的メリットを検証するとともに、身近な移動手段の電動化を通じて、家庭レベルで実践可能な脱炭素社会への具体的なアプローチとエネルギー自給の可能性を考察している。

レポート③『3年間の「命と平和の学習」の歩み』（野沢中学校・長岡香里先生）

修学旅行での広島訪問を最終目標に据え、3年間を通じて実施された「命と平和」の学習実践報告。1年次は画家・山内若菜氏の作品鑑賞を行い、感性を育みつつ命の尊さを考察。学年進行に合わせ「佐久戦争展」への参加や沖縄出身者による講話を通じ、基地問題や沖縄の歴史的背景を深く学んだ。生徒の感想には、沖縄の現状に対する自身の無知への自覚や、戦争を過去のものではなく現在の課題として捉える意識の変容が表れている。単なる知識の習得に留まらず、社会の構成員として平和を自分事として考えられる主権者の育成を目指した取り組みである。

レポート④『長野県内のヒバクシャの願いをききとり未来につなげたい!』（県教組・竹田早希先生）

長野県在住の被爆者の体験と願いを記録し、次世代へ継承する「ヒバクシャの願いをつなぐプロジェクト」の活動報告。若手教職員らで事務局を結成し、県内の被爆者・被爆二世への聞き取り調査を実施。単なる記録保存に留まらず、学校現場の授業で活用できるよう映像化および読みやすさを工夫した冊子『願いをつなぐ』を作成し、2025年6月に県内全校への寄贈を目指している。著者は、地元の被爆者との直接対話を通じて平和学習が真に「自分事」にする過程を実感し、「今日の聞き手は明日の語り手」として継承していく責任を強調している。

レポート⑤『戦後80年 被爆体験の継承を通じた平和学習』（御代田中学校・近藤拓也先生）

戦後80年の節目に、自身が制作に携わった長野県内の被爆者証言冊子『願いをつなぐ』を活用し、中学3年生を対象に行った平和学習の実践報告。社会科での学習を土台としつつ、県内在住の被爆者・岩見トメ子さんの証言映像を視聴することで、教科書だけでは伝わりにくい「被爆の実相」や「80年間抱え続けた思い」に触れる授業を展開した。生徒の感想には、被爆者の苦しみを我が事として捉え、核兵器の非人道性を深く認識するとともに、平和な未来を創る主体としての自覚が芽生えた様子が記されており、地域教材の力が生徒の心を動かしたことがうかがえる。

レポート⑥『情報の授業で実施した参議院選挙模擬投票』（篠ノ井高校・小宮山勝人先生）

受験指導が優先されがちな高3の「情報探究」の授業を活用し、参議院選挙の模擬投票を行った主権者教育の実践報告。若者の低投票率を課題とし、単なる投票の呼びかけではなく、生徒自身がタブレットで政党や候補者の公約を調べ、判断するプロセスを重視した。実施後のアンケートには「一票の重みを感じた」「自分の生活と政治のつながりに気づいた」「SNSの影響力を実感した」と感想が寄せられ、生徒が政治参加の意義を自分事として捉える契機となったことが示されている。

☆まとめ

- ・2024年は世界平均気温が観測史上最高を記録し、産業革命前と比べ1.5°Cの上昇というパリ協定の努力目標を超過。異常気象による干ばつ、洪水、海面上昇は、水や食糧、居住地をめぐる資源競争を引き起こし、新たな紛争の火種となり得る。
- ・3本のレポートが加害の視点から学ぶ報告。（キムの十字架『キムの十字架』和田登先生が今年亡くなる）虐げられた者たちの立場に身を置くことによって学ぶこと。平和の課題として中学生の「ヒロシマ」と向き合う報告。福島絵をきっかけに感性から平和を学び、加害の視点も押さえ、未来の平和を築いていく秀逸な実践。
- ・平和を希求する主権者育成の教育として参議院選挙の模擬投票の報告。決して無関心ではない18歳年代が政治に参加する戸惑いが浮き彫りになった。

第 17 分科会 教育条件整備基調

今年は 1 月から 3 月にかけての大雪に始まり、6 月から 9 月まで長期間の酷暑日が続きました。今までのように春から梅雨を経て夏へと至る季節感はなくなりました。従来行っていた学校行事の開催時期は酷暑を避ける、WBGT の数値を参考にした授業内容の制限なども見られます。

児童生徒の学習環境は前述した気候変動の影響やコロナ渦を経た精選により大きく変化しています。気候変動による学習環境の整備は各自治体の予算規模により異なるものの、教室へのエアコンの設置、換気のための網戸の設置などが検討され、整備されてきています。

児童生徒の教育課程は中教審答申の内容を反映して変化しています。最も大きな変化は ICT 機器の導入と教材のデジタル化の促進です。GIGA スクール構想がコロナ渦により急速に学校に入ってきたことにより、学習の様子が学級全体への指導から個に応じた指導へと変化する過程にあります。

児童生徒の学習環境について新たな環境整備が進められている中で、従来とは異なる予算措置が必要とされ始めています。備品の購入が減る学校などがある一方で、アプリ・デジタル教科書の導入により新たに負担が生じることが増えてきています。教材として使われるアプリなどの費用は公費負担分が各自治体の財政力格差により大きく異なっています。

ICT 機器の更新は自治体間格差をなくすため、希望する自治体は長野県主導による共同購入を予定しています。国からの半額補助があるとはいえ、仕様が統一された端末の導入は新たな端末の使用方法の研修やサポート体制などを必要とし、ただでさえ忙しい現場に更なる多忙化をもたらす可能性があります。

県下一部自治体で給食費や教材費の一部補助や公会計化が進んでいます。国は給食費への補助に関する法案を検討しており、一見すると保護者負担軽減へ大きな一歩のように見えます。他方で、補助金額などは明らかにされておらず、法案審議の出発点が教員の働き方改革から来ていることに注意が必要です。県内の多くの学校で学校事務職員や栄養職員、栄養教諭が担ってきた給食会計の公費化や補助については手続きの複雑化や自治体とのやりとりによる負担増、様々な保護者の手続きはどうなるのかなど課題は多くあります。

長野県では最低賃金が 1,000 円を越えるようになり、昨今続いている物価上昇に比べると控えめですが収入面で向上が見込まれています。最低賃金の向上により、生活保護基準の引き上げや生活保護を基にして算出される制度へ影響を与えています。公立小中学校でいうと、就学援助の認定基準は生活保護基準の〇倍と公表されている自治体もあります。生活保護基準が変わらない場合、保護者の収入増による就学援助の不認定も危惧されます。

県内では共同実施や共同学校事務室の導入から数年が経ち長野県教職員組合事務職員部が掲げてきた学校事務職員のあり方は大きく変わろうとしています。保護者や教職員と手を取り合い、勤務校や地域課題に向き合うことに加えて、事務処理の正確さや学校を離れた組織の一員としての業務が追加されています。また、中教審では教員の多忙化に学校事務職

員の連携による事務処理の最適化や教員以外の職種・地域連携が大きな効果があるとしていますが、学校事務職員の多忙化は考えられているのか疑問です。学校事務職員の今が問われています。

第 17 分科会 教育条件整備

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

○学校統廃合と環境整備

統合に向けて～活力ある学校づくり担当として～

池本 薫

○学校集金と就・修学支援

学校集金アンケート

岩方 隼人（長水支部事務職員部）

教育課程にかかるお金について

西倉 光人

II 報告と討議の内容

統合に向けて～活力ある学校づくり担当として～

学校統廃合に関わって加配されている教員の立場から課題とやりがいについての報告でした。学校の統廃合が進んでいる中で池本さんは木曾町内の学校をつなぎ、来年の統合に向けた準備に関わっています。木曾町の三中学校が統合するに当たり様々な準備が必要なことや共有すべき情報が今になって出てきている現状がありました。その中で、学校事務職員や用務員といった教員以外の職員とも連携しています。学校全体で考えることや、町全体で考えることを伝え、具体化していく中での配慮は想像以上でした。

討論の中で、学校全体の中で共有していくなかで予算は必ず関係していることや学校職員と話をするだけでなく、地域の会合で声を聞くことの重要性にも触れられていました。広い視野をもって関わっていくことはコミュニティースクールに通ずるものがありました。統廃合を中心業務としている中での働き方や今後の学校像について考えさせられる発表でした。

学校集金アンケート

毎年長水支部で採っている学校集金アンケートのまとめについての発表でした。毎年の項目に加えて、学校用品のリサイクルについて触れた点が今年の変更点です。全体的な傾向として物価高騰の影響は強く反映されており、学校集金額の決定に苦労している様子が感じられました。修学旅行費については、学校規模による金額の差やバス代・ホテル代の高騰に各学校が苦労していることが明らかでした。各校なりの工夫で対応している様子が見られ、具体的には学校用品のリサイクルや公費の活用などが挙がっていました。

討論の中では学校予算と学校集金、PTA 会費などの保護者負担との関係について触れられていました。どのようにしたら教職員と意識を共有することや公費化できるものを周知できるかという課題が出てきました。また、各校でのリサイクル状況と担い手の負担につ

いても話が出ました。

教育課程にかかるお金について

異動した学校での教職員の様子や学校集金の様子から、校内での学校集金や就・修学保証への周知が必要だと感じていました。ちょうどお金の管理に関する非違行為研修があり、教頭より依頼を受けて発表しました。発表の中では学校集金の金額を把握できているかや義務教育無償について触れ、就学援助や生活保護などへの理解や憲法の規定とかけ離れた現状を伝えました。

討論は学校集金アンケートの内容と重なる内容でした。校内での意識共有や各自治体の予算状況によって変わるものの、学校事務職員の視点を伝えていくことの大切さと困難さがありました。また、非違行為研修や初任研指導などに関われる環境がどの学校にもあるわけではないということも話題に挙がりました。どのように教職員と関わっていくか課題が残りました。

III まとめと今後の課題

3つのレポートから学校全体を統廃合や学校集金、就・修学保証の観点から幅広く見ることができた。本分科会の特徴として学校に関わる様々な立場からのレポートが受け入れ可能であることがあげられる。今後も幅広い視野から考える分科会としていきたい。

学校事務職員の参加が多いため予算や学校集金の話題に偏りがちであるが、その中でも現在変わりつつある学校が見え隠れしていた。今後給食費の無償化や公会計化が進み、学校事務職員の職務の変化が予想されている。学校事務職員だけでは学校の課題解決ができないことが今年の分科会でも触れられていた。勤務校の実状を共有し学校や地域全体で考えることの重要性は来年も大切な視点としていきたい。

今後の課題は参加者の減少とレポート発掘の2点が挙げられる。県教研は任意参加であるため、幅広い声かけと県教組事務職員部とも連携していきたい。参加者の声を拾い、再度の参加につなげられるように運営を工夫していきたい。

共同研究者 福山隆志
共同研究者 杉木悦子
山ノ内中学校 降旗優希

不安定な世界情勢や気候変動に起因する物価の高騰は、依然として私たちの食卓、そして子どもたちの学校給食に大きな影響を及ぼし続けています。いまだに感染症の流行などにより、学校現場に急な対応を迫り、栄養教職員や調理員に大きな負担をかけ続けています。教育として行われている学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達を支え、生涯にわたる健康の基礎を築くための「生きた教材」です。学校給食法においても、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすと定められており、その重要な役割を担う現場は、人材不足や過重労働、施設の老朽化といった深刻な課題に直面しています。

ロシアによるウクライナ侵攻や円安、世界的な気候変動等の影響による食材価格の高騰は、学校給食を直撃しています。多くの自治体では公費による補助が行われており「2024年度栄養教職員部実態調査」（以降、実態調査）からは、2024年度において、給食費が「全額保護者負担」の施設はなく「一部公費負担」が64施設「全額公費負担」が9施設となっています。しかし、その対応は自治体によって区々であり、補助が来年度以降も継続されるかは不透明です。現場からは「増額をしないと、地産地消の維持、適切な栄養価の確保が難しい」との声が上がっており、限られた予算内で給食の質を維持することは極めて困難な状況です。

また、アレルギー対応の代替食の単価高も給食会計を圧迫する一因となっています。人員や設備が不足する中で、ダブルチェック体制が整わず、安全確保に課題を抱える施設も存在します。昨年度に3件の救急搬送があったという報告もあり、食物アレルギー担当の栄養教職員（市町村費）の必要性が指摘されています。さらに、宗教上の理由による食事内容への配慮を求める声も拡大し、現場の対応はますます複雑化しています。

新型コロナウイルス感染症の流行時には、急な給食停止に伴う食材発注の停止や給食費の調整など、多くの学校で緊急の対応に迫られました。現在も、学級閉鎖が前日の夜や当日の朝に決まることで、栄養教職員は夜間や休日にも食数変更や発注変更の対応を迫られることがあります。こうした緊急対応は通常業務に加えて大きな負担となっています。

学校給食を支える根幹である「人」についても課題が明らかになっています。昨年度の調査では調理員の欠員がある施設は21%にのぼります。調理員不足は会計年度任用職員の割合増や職員の高齢化が深刻化しており、安定的な人材確保が課題です。現場からは、「本来、食育の観点で考えるべき献立を、人員最優先で立案している」「手間のかかる食材が使いにくい」といった声が上がっており、代替調理員の確保も困難な状況です。さらに、栄

養教職員に至っては、給食センターの大規模化により、一人の栄養教職員が担当する学校数や児童生徒数が増加する中、配置基準は変わらず、業務量増大の施設があります。その結果、「給食管理や事務仕事にウェイトがかかり、食育にかける時間が圧迫されバランスが取れない」という声が多く上がっています。専門性を生かした食教育を充実させるためには、業務量の可視化と削減、配置基準の見直しが急務です。

食育基本法や学習指導要領では、学校教育活動全体を通じた組織的・計画的な食育の推進が求められていますが、実際には「栄養教諭が一人で行っていると感じる」といった声も少なくありません。効果的な食育を進めるには、学校全体で共通理解を図り、全体計画をもとに、実践・評価・改善していくことが不可欠です。しかし、多忙な学校現場では教職員間の連携を図る時間を確保することが難しいのが現状です。家庭・地域への食育に対する理解と取組を促すことが重要とされていますが、多忙な業務の中で、家庭や地域への働きかけを十分に行う時間を確保するのが難しい状況です。

SDGs の達成が世界共通の目標となる中、学校給食や食教育においても環境に配慮した持続可能な食料システムへの理解を深めることが重要です。学校給食において食品ロス削減や地産地消を進めることは、子どもたちが食の循環や環境問題を身近なこととして気づき学ぶ絶好の機会となります。こうした取り組みは一部に限らず、地域全体で推進していくことが求められています。

子どもたちの未来を育む学校給食と食教育を持続可能なものとするために私たちは今、何をすべきでしょうか。物価高騰の中でも給食の質と安全を確保するための財源の問題、多様な食のニーズに応えるための体制整備、そして何よりも現場を支える人材の確保と働き方改革は待ったなしの課題です。食教育の推進のためには、学校全体で組織的に、そして家庭や地域、生産者とも連携し推進することが必要です。

これからの時代を生きる子どもたちの幸福と自己実現のために、学校給食や食育はどうあるべきか、共に考え、解決に向けた一歩を踏み出しましょう。

補足

2026年度から小学校、その後中学校の給食費が全国で無償化される方針です。その目的の多くは、少子化対策や教育格差の是正、子育て世帯の負担軽減です。「義務教育の無償化」という視点の自治体は少なく、学校給食の質の低下も懸念されています。

一方で、数千億円規模に上る財源をどう確保するのか、さらに「本当に給食費まで国が負担する必要があるのか」といった議論もあります。教育の機会均等の観点から「弁当持参の子も無償化すべき」の指摘もあり、給食無償化の議論が進む中、食物アレルギーや宗教上の理由で給食を食べない子どもへの“弁当代助成”を行う自治体も急増しています。

これらのことから全ての子どもが学校給食を中心とした充実した食教育を受けるために、学校給食法を義務法としていくことが必要です。文部科学省が示す学校給食法に明記された「学校給食衛生管理基準」の見直しが議論されており「食品の選定」では「有害若

しくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤その他の食品添加物が添加された食品、又は内容表示、消費期限及び賞味期限並びに製造業者、販売業者等の名称及び所在地、使用原材料及び保存方法が明らかでない食品については使用しないこと」が混乱を招いているとされています。食品添加物の安全基準は成人を対象として規定されており、成長期の子どもの給食に適用することは問題です。不必要な食品添加物の使用を学校給食は避けることを明記した「学校給食衛生管理基準」では、今後も子どもを対象とした給食において「使用しない事」を継続することが求められます。

学校給食が教育として行われるための教育条件の整備として、私たちは以下を求めており

- 給食室が学校内に設置されること
- 調理員がその学校の教職員であること、自治体の正規職員を基本とすること
- 栄養教諭を各校に配置すること

を基本に、直営自校方式を進めて行くことが必要です。

文部科学省は2024年6月に通知した「学校給食の充実と学校における食育の推進」で「栄養教諭の標準的な職務の明確化」を示しており、給食管理を基盤に食育を行っていくことを求めています。

2025年9月16日には「学校給食の安定的な運営に向けた取組の推進について」を通知しました。物価高騰やエネルギー価格の上昇に左右されず給食を安定的に提供できるよう、事業者との契約の適正化などの体制整備や、熱中症対策や物流効率化に関する法令改正にも適切に対応することも求めています。

これらの諸課題や要求も学びに織り込み、子どもの実態から見いだす食教育のあるべき姿を明らかにし、保護者や地域と手を携え未来へ羽ばたく子どもたちを力強く支えていきましょう。

第18分科会 学校給食と食教育

I 討議の柱とレポートのテーマ・氏名

討議の柱Ⅰ・Ⅱ：学校給食を取り巻く課題と教育現場における食教育の実践について

① 課題提起

山ノ内中学校 降籬 優希

共同研究者 西九州大学教授 福山 隆志先生

共同研究者 地産地消食育コーディネーター 杉木 悦子先生

② 2025年度栄養教職員部 実態調査まとめ

根羽学園 寺沢 典子

四賀小学校 神戸 美穂

③ 食に関する指導の実践から

堀金小学校 山倉 穂香

④ 児童生徒が「食」に主体的に関わるための食育指導

～家庭科と連携した手作り弁当の日～

中諏栄養士会 茅野市東部中学校 白井 望

⑤ 給食室からつなげる地域との食育～継続する食育の実践から～

松川中央小学校 木下 めぐ美

⑥ ～心を育てる学校給食～給食のカレーライスのひみつ

御代田中学校 澤井 麻理子

⑦ 子どもたちの声、どう拾っていますか？

中川中学校 小林 大夢

⑧ 調理実験 ソーダゼリーの試食

討議の柱Ⅲ：共同研究者よりまとめ

II 報告と討議の内容

レポート②

昨年度までの実態調査は組合員を対象に実施していたが、今年度からは未加入者も対象に含めた。物価上昇や人員不足への不安が各施設から挙がっているが、改善のめどは立っていない。調査結果を基に県教委や日教組へ働きかけを続けていく必要があることを確認した。

レポート③

堀金小学校 山倉穂香栄養教諭の実践をもとに、各施設での食に関する指導や給食一口メモについて情報交換が行われた。また、安曇野市の地産地消への取り組みについては、地産地消コーディネーターと連携した取り組みが紹介された。

レポート④

中諏栄養士会 白井望栄養教諭より、茅野市立東部中学校での食育指導について報告された。児童生徒が主体的に食に関われるようになることを目標とし、どのように働きかけていくのが望ましいか討議を行った。タブレットやアプリを用いた指導の導入も進んでおり、今後の食育活動のさらなる発展が期待される。

レポート⑤

松川中央小学校 木下めぐ美栄養職員より、松川町で盛んに行われている地域学習について報告された。栄養職員は、関係各所への連絡等を行うコーディネーターとなり、児童と地域をつなげる役割を果たしている。子どもたちが地域で行われていることを正しく理解し、自分の住んでいる町を好きになれるように、という願いが語られた。

レポート⑥

佐久支部の教育研究会において行われたカレーの嗜好型官能評価について報告された。各施設のカレーの工夫やこだわりについて参加者に説明したり、共同研究者であるカレー屋店主の豊田氏から講評をいただいたりするなど、学校給食のカレーについて関心を深める機会となったとしている。

レポート⑦

中川中学校 小林大夢栄養教諭より、給食教育実践研究委員会（実践研）を中心に実施している子どもたちの育ちを捉える取り組みについて報告された。子どもたちと接する時間が限られている栄養教職員が、「おいしかった」という言葉の奥にある子どもたちの成長や変化を捉えるためにどのような関わり方をしているか紹介された。（大滝小学校 大久保ちひろ栄養教諭、岡谷東部中学校 北村準平栄養教諭、天龍村学校給食共同調理場 櫻井花苗栄養教諭、御代田町学校給食共同調理場 澤井麻理子栄養教諭、山ノ内町学校給食センター 降旗優希栄養教諭、檜川小中学校 岡澤博子栄養教諭、中川村学校給食センター 小林大夢栄養教諭の順で発表）

レポート⑧

固め材の違いによるサイダーゼリーの炭酸の残り方に関する研究について報告された。参加者による調理実験が行われ、2種類のゼリーの食べ比べをして感想を共有した。施設の規模や環境等に合わせて使用する材料を工夫していくことで、給食の献立に取り入れることが可能になると考えられる。

III まとめと今後の課題

共同研究者の福山隆志先生より、栄養教職員部が行っている実態調査は、組合未加入者も対象に含めたことでさらに内容が充実したとお褒めの言葉をいただいた。人手不足や物価の高騰など、業務に関して県内の栄養教職員が困っていることは全国の縮図であり、行政や文科省に本当の実態が伝わるように声を上げていくことが重要である。また、大規模センター化が進むときめ細かい食育指導を行うことが難しくなるが、全体計画を活用し、あらかじめ配送校に指導計画を送っておくことで、指導の機会を均等に近づける努力をすることも必要である。

同じく共同研究者の杉木悦子先生は、自然の仕組みやSDGsについて学ぶことは、巡り巡って自分自身の健康や体を守ることへとつながっているとした。また、食の「おいしさ」は土地によって異なる。たとえば、宮崎県に根付く煮干し文化のような、地域ごとの豊かな個性が存在する。同時に、味の感じ方は子どもによっても千差万別であるため、給食作りには素材の持ち味を最大限に生かし切る工夫が求められる。健康と食べ方の密接なつながりを伝え、子どもたちが自ら健やかな食を選び取れる力を育てていくことが重要であると参加者同士再確認する良い機会となった。

課題提起

(1) はじめに

教育現場において「探究学習」の重要性が叫ばれている。生徒自身が自分で問題を設定し、その問題を解決するために情報を収集・分析し、意見を交換したり協働したりしながら、学びへの意欲を高めていく。教育活動として大変魅力的ではあるが、現状はネットの情報をコピーして終わり、生成 AI に聞いておしまい、と言った子ども達も少なくない。昨年の県教研では、セーフティネット総合研究所所長の南澤信之氏から、メディアリテラシーやメディアが子どもたちに与える影響についてご講演いただき、ネットの世界が全てになってしまっている子ども達の現状を知ることができた。物事を探究する上で、他者との関わりや新たな文献との出会いが如何に大切であるか、研修を通して学び合いたい。

(2) 高校生の現状と実践

生徒たちの休み時間の様子は、友人と同じ空間にはいても、スマートフォンと 1 対 1 の時間が過ぎていくだけだ。子どもたちは、フィルターバブルによって、心の乱されない、限られた情報だけに包まれていく。本来、違う意見を持った他者との関わりの中で、時に傷つきながらも、自分の意見を伝える表現力や人としての柔軟性を養っていくべきではないだろうか。

話は変わるが、本校では生徒会の活動として SDGs を柱に地域との連携を大切にしてきた。まずは、この実践について県教研や全県教研集会、全国教育のつどいにおいて、生徒たちに発表の機会を与えていただいたことに感謝申し上げたい。地域の方に向けたフードロスを考える料理教室やゼロカーボンを伝えるワークショップ、生徒自身がアイデアを出し活動を始めたが、当日を迎えるまでの道のりは長かった。失敗と試作を繰り返し、仲間同士でぶつかり合い、私自身本当に当日を迎えられるのかと何度も不安になった。生徒たちも同様の気持ちだったことだろう。しかし、この経験の中で学んだ感情や共に活動してきた仲間は、生徒たちにとってかけがえのない宝物になったと信じていたい。

(3) これからの学びに向けた視点

私は音楽科の教員として、ネット上にあるデジタル音源を聞くたびに虚しさを感じる。最近では当たり前になった合唱の音取り用音源も、どうもしっくりこない。なぜなら、それらには抑揚や感情がないからだ。人の心に響く音楽には、演奏者の心が投影されていると思う。音楽だけに限らず、誰かに何かを伝える時、何を伝えるのかだけでなく「どう伝えるのか」が重要である。生徒達は文字をコミュニケーションツールにしていることが多い。それ故に、

勘違いやすれ違いも起きやすいのだ。生徒会活動の中でも、「大切なことは直接会って、顔を合わせながら話そう」と伝えてきた。何より、自分の意見をどのような話し方で、どのような表情で伝えるのか、生徒だけでなく教員側も磨いていかなければならないスキルである。この度、ラジオのパーソナリティーとしてもご活躍されている生田和徳氏から朗読法を学ぶ機会に恵まれた。この研修を通して「伝え方」のヒントを吸収し実践で活かしていく。

(4) 願い

生徒達が人間らしいコミュニケーションの中で、他者との良好な関係を築き、自分を思う存分に表現しながら学びを探究できる教育現場を目指していきたい。

(文責 辰野高等学校 武井由佳)

I 討議の柱とレポートのテーマ

討議 I (合同) 討議の柱：「伝え方」のヒントを吸収し、実践に活かす。

- ① 課題提起 (合同) 辰野高等学校 武井 由佳
- ② 共同研究者より (合同) 私が「話し手」になる前となってから。 STUDIO IKUTA
生田 和徳
- ③ 本の読み聞かせについて STUDIO IKUTA
生田 和徳

討議 II (現代文化)

- ④ 生田氏による朗読指導およびフリートーク

討議 II (図書館教育)

- ⑤ 図書館のイメージ戦略について～県内高校図書館へのアンケートより 須坂東高校
小林 香津子
- ⑥ 上伊那支部図書委員交流会の歩み (中間報告) 駒ヶ根工業高校 片桐 亜希子

II 報告と討議の内容

- ① 探究学習の現状や生徒たちのスマートフォンとの向き合い方、ネット上にあるデジタル音源について感じる虚しさなどを踏まえ、自分の意見をどのような話し方や表情で相手に伝えたら良いのか。「伝え方」のヒントを吸収し、実践に生かしたいとの課題提起があった。
- ② FM まつもとのパーソナリティだけでなく、MC やカメラマン、雑誌記事の執筆や動画を使ったプロモーションなどさまざまなメディアを使って表現する仕事をしている。それらの仕事内容についてや著名人にインタビューしたときの裏話などをお聞きした。また、高校時代に放送部に入ったことがきっかけとなり今の仕事につながっていること、今も高校の放送部で外部講師として携わっており、NHK ホール (全国大会会場) を目指していることなどをお話し頂いた。
- ③ 朗読とは何かから始まり、聞き手に届く発声と発音とはどんなものか、滑舌をよくするための方法や文章を読むときのコツなどを教えて頂いた。また、小説を読むときの注意点、擬音や鳴咽の表現などについてもご教示頂いた。朗読は作品や登場人物の背景を知らないと読めないということが腑に落ちたとの声があった。
- ④ 全体会に引き続き、長野吉田高校放送班の生徒 3 名の参加を得て、生田さんにひとりひとり朗読を聞いて頂いて、読み方についてのご指導を賜ることができた。生徒にとって良い経験を積ませることができた。また、オンラインで参加した他校の生徒からも迫る SBC 杯に向けて、役立つアドバイスや質問に答えて頂けて貴重な機会だったとの感想が寄せられた。
- ⑤ 校舎から離れた独立棟の図書館で、利用を増やすための視覚的戦略について、イメージカラーや広報紙のロゴ、図書館のキャラクターなど、他校からのアンケート結果を参考に今後の展望が報告された。県内各校へのアンケートを実施したことで、それぞれの学校での工夫がわかり、参考になった。参加者からはキャラクターを複数作ると、活用の幅が広がるとの知恵も出された。
- ⑥ 上伊那支部の図書委員交流会を中心に、県図書館協会が中心となった高校図書委員座談会や上伊那

図書館協会との関わり、上伊那支部独自の歴史的背景などを見ながら、今後の図書委員会交流会のあり方について投げかけがあった。

Ⅲ まとめと今後の課題

例年とは違った傾向の共同研究者を迎えたが、現代文化・図書館教育ともに満足する内容の研修ができた。講演もわかりやすく、実演も交えた朗読指導も実践的だった。人に声を届けること、声で表現することなどについては大変参考になり、再度要望の声が複数あった。

充実した研修ではあったが、現代文化ではレポートが出なかった。支部教研で青少年文化研究会が十分行っていないことに不安がある。柔軟に新しい世代を取り込める方策を考えたい。

図書館教育のレポートは役員からの2本のみにとどまったが、小学校からの参加者にも図書館キャラクターの活用や様々な活動を組み合わせてのイメージ作りは参考になったとの感想が寄せられた。また各支部で行われている合同での図書委員研修会の歴史は今振り返ってまとめておくべき時期にきておりタイムリーであった。まとまったところでの報告を待ちたい。参加者を増やすためにも、日常の活動やちょっとした実践も発表につなげられるような手立てを考えたい。

参加者は現代文化9名、図書館教育7名とやや少なく、生田氏の実践を交えた朗読講座をもっと多くの方に受講して頂きたかった。青少年文化の呼びかけで共同研究者に惹かれての放送関係の先生や生徒の参加者もあり、広報の大切さを実感した。協働的な学びの基本であるコミュニケーションについては、今後も研究が続けられると良い。

文責 小林香津子（須坂東高校 図書館教育研究会副会長）

「2025長野県教育研究集会 ～いっしょに話ませんか 子ども、学校、教育を～」
分科会 20「子どもと人権」

子どもの権利条約に即した、いじめ問題の解決

長野市いじめ問題再調査委員会委員

長野大学客員教授

小泉典章

我が国が子批准してから20年目の平成 26年に起きた長野市内の小学校のいじめの重大事態案件に関して、長野市教育委員会が設置した第三者委員会の報告書が、その時点ではいじめを受けた側のご家族が納得できないとされ、長野市長に再調査を要望されました。そこで再調査のための委員会が令和4年4月に発足しました。再調査委員会の事務局は長野市総務部総務課が担当となりました。（長野県で初めて結成された再調査委員会となります）3年間をかけて審議され、再調査委員会の報告書が子どもの権利条約を批准して30年目の令和6年12月26日に長野市長に答申されました。筆者は再調査委員会委員の一員として、再調査と報告書の作成の任にあたりました。

長野県教育委員会は令和6年10月31日、令和5年度中に県内で認知したいじめ件数を発表しています。前年度より464件増え、10,067件だったそうです。その内、いじめにより身体的被害や長期欠席、等が生じた重大事態は前年の倍に増えており、6件で、過去最高だったそうです。いじめ件数の内訳は、小学校8,251件、中学校1,554件、高校184件、特別支援学校78件だったといえます。

いじめは、加害者、被害者、周囲で見ている者は、いずれも子どもであり、当事者の子どもの権利を基本とした対応が求められます。いじめの対処においては、どのような解決が子どもにとって最もよいのかという子どもの最善の利益を実現する解決方法が求められ、子ども自身の意見表明権を尊重する姿勢が周囲の大人に求められます。尊重するとは、子どもの意見をしっかり聞いた上で、大人は真摯に対話することです。

令和5年4月からこども基本法が施行され、この法律の基本理念には子どもの権利条約の一般原則が全て盛り込まれています。このような機運を生かし、子どもの権利に基づくいじめ対応を、保護者と学校がそれぞれ担保していくことを、本再調査委員会は強調しています。

子どもの人権を擁護する仕組みについて、独自の条例に基づき、子どもの人権問題に対応する第三者機関が全国の約50の自治体に設置されています。第三者機関は「子どもの相談・救済機関」とも呼ばれています。長野県でも、平成27年に、松本市は第三者機関として「まつもと子ども未来委員会」を設置しています。松本市の第三者機関の

オンブズパーソンは独立性、中立性が保たれた、利益相反のない弁護士、大学教授が務めています。長野市でも、現在、同様な独立性、中立性が保たれた第三者機関の設立を検討しています。

ところで、SBC スペシャル「本田先生のこころ診察室～発達障害のこどもたち～」(令和7年2月26日放送)を拝見しました。驚いたのは、いじめのトラウマ後遺症のため、再調査委員会のヒアリングができなかった息子さんとお母さんと、この番組に出演されていたことです。彼は信州大学医学部附属病院子どものこころ診療部の本田秀夫先生に、いじめの後から、受診されていたそうです。この番組で、彼が現在、高校生の全国物理コンテストで活躍されていることが紹介され、ほっとしました。この番組の中で、再調査委員会の報告書が、令和6年12月に長野市長に答申された模様も放映されています。(令和7年10月10日記)

参考資料

- ① 2025 長野子ども白書に掲載した再調査報告書(抜粋)
- ② 長野うつ病市民公開講座のチラシ
- ③ 令和7年10月9日付け長野市民新聞掲載記事

2025 県教研 第 20 分科会・子どもと人権 課題提起 子どもの人権の生きる学校分科会

昨年の「子どもの人権の生きる学校（不登校・いじめ問題）分科会」で話し合われたことより

蟹澤恵子

（長野県教職員組合教育相談室）

●激増する不登校の背景

不登校が激増しています。2023年は34万6482人と2022年より4万人以上も増えました。長野県でも小中学校で7000人を超え、これは、4年前2019年の約2倍の人数です。11年連続の増加で過去最高となっています。県教委はこの背景を「教育機会均等法の趣旨の浸透によって社会的に多様な場での学びが広く認められるようになってきたこと、また、コロナ禍の影響による欠席することへの抵抗感の低下等が考えられる」としています。

果たしてそうでしょうか。もともと明日が楽しみで行きたくて行きたくてたまらないような楽しい学校であれば、こんなに増えることはないのではと思わざるを得ません。

不登校要因を県が調査していますが、1位が「無気力・不安」（40.6%）と圧倒的多数になっており、「教職員との関係」や「いじめ」「学校のきまり」はいずれも1%未満。私は県教組の教育相談室で数年間保護者や本人から不登校の相談も受けてきましたが、この県の調査は実態とはかけ離れていると感じていました。原因は教師が回答しているためと思われます。

2024長野の子ども白書に掲載された2023年「信州居場所・フリースクール運営者交流会」のアンケート調査では、不登校当事者の保護者の声が載せられていますが、こちらの方が私たちの普段相談活動を通じて感じた肌感覚に近い数値でした。特に「教職員との関係」は複数回答ありにすると40%を超えています。県の調査と同じ複数回答なしにしても「教職員との関係」が一番多い15.8%「無気力・不安」が12.8%「いじめ」が9.2%「学校のきまり」が5.5%です。「無気力・不安」も記述を見ると、中身はほとんど「不安」だそうです。中でも「学校のきまり」を要因に挙げたのが、小学生の保護者全体の79.1%に当たると書いています。「ステルス校則」（明文化されていない校則）という言葉は初めて聞いてなるほどと思いました。

●学校スタンダードによる同調圧力

10数年前から、発達障害などに対する「合理的配慮」と

共に学校現場に入ってきたのが「学校スタンダード」です。

どの子にも発達を保障する為に、障害のある子もない子どもも学びやすいようにと、当時視覚に訴える図示や様々な決まり事が話し合われたように思います。しかし、発達を助けるためのこの取り組みが明文化されていない同調圧力になっているという指摘があります。

●昨年の長野県教育研究集会で確認されたこと

～子どもの権利条約が生きる学校に～

昨年の県教研の分科会には不登校親の会の方々やフリースクールなど様々な支援をされている方、教員、相談員、当事者の親、議員さんなど25名の参加者がありました。熱気のある発表や論議の中で確認されたことは、「学校が変わらなければならない」ということです。

以前から問題提起されている「学校のあるある」のような人権侵害や目に見えない同調圧力があることが、不登校のきっかけになっていることも確認されました。

もともと今までの分科会の反省から今年の分科会名は「不登校」から「子どもの権利条約が生きる学校（不登校・いじめ問題）」に変えて臨んだ経過があります。不登校になってから居場所をどうしようかと学力保障をどうしようかと悩む対症療法でなく、大きな原因である学校の在り方そのものを論議しようという考えがあったからです。その意味では、いろいろな側面から実態が語られ、改善の方向性も見えてくる論議がなされたと思います。

一言でいえば、「子どもの人権が保障される学校」ですが、長らく培ってきた「学校文化」を改めることは容易でないことは明らかです。端的に言うと、子どもを権利主体として認めない風潮、教師が上であると錯覚した指導の名を借りた暴言・暴力、学校スタンダードやステルス校則による子ども同士の監視体制などなど。そして国連子どもの権利委員会から何度も勧告を受けている「過度な競争」による弊害。

●最近の学校を覆うさらなる困難～以下蟹澤の私見ですが

ここ数十年の変化を見てもますます学校が窮屈になっているように思われます。

1つ目は、大学進学率論争に続く全国一斉学力テストによる、学力向上論です。長野県の子どもは大型晩成型で、学年が進むほど頭角を現すと言われていましたが、学テの順位や過去問に縛られる姿は、本来の一人一人を見て寄り添う教育とはどんどんかけ離れていくように思えました。

2つ目が教員評価・学校評価制度です。長野県では学校の

分断を生む物として、主幹制度などを組合が交渉で拒否してきましたし、教員評価制度も実質的に賃金には連動しない物にしてきましたが、それでも、校長面談で年度当初の目標は達成したかと問われれば、力が入ってしまうというものです。本来促成栽培のできない教育の世界に、期間を区切った目標は似つかわしくありません。

3 つ目は教育基本法が変えられたことによる教育の自由度減少と、横並びの圧力。職員会も形骸化。上意下達の学校運営になっています。また、教員の自由な発想による授業の創造がより難しい時代になっています。文科省の押しつけは奈良教育大付属小学校の事例を見れば明らかです。Society5.0、GIGA スクール構想による IT 導入も個別最適化と言いながら、教員の豊かな発想を促進するものにはなっていません。

4 つ目は何より教職員の多忙化、孤立化。今は職員室で子ども談義をする暇もないし、相談する教職員もいないそうです。人手不足は一人一人の子に寄り添えない原因になります。8%の子が発達障害であるという報道も昨年されましたが、より個に寄り添った対応が求められているのに、教員は目が回るほど忙しくとても対応できないのです。ここでも、教員増が必須です。

まとめとして、「その子らしさ」が保障され、どの子にも居場所のある教室。授業でも学級でも、横並びの同調圧力から解放され、子どもが自由に意見を述べ、それぞれの個性を認め合い、過度の競争にさらされることない、そんな学校になるようにと切に願い本日の議論が実りあるものになることを期待します。

課題提起

いま、私たち教育現場の教育において、ジェンダー平等は「教える内容」ではなく、「学校そのもののあり方」を問い直すテーマになっています。

それは、単元や単発の授業にとどまらず、学校文化、制度、価値観、そして教員自身の意識を含めた、教育の土台全体にかかわる問題です。本日の研究会では、2 つの実践報告が示されます。

ひとつは、「性的同意とデートDV」をテーマとした人権教育の取り組みです。

若者同士の関係性に潜む暴力の構造、そこに作用する性別役割意識や権力構造を可視化することで、生徒が「関係性の中の自分」を捉え直し、対等な関係とは何かを考える試みです。

もうひとつは、松本県ケ丘高校の生徒たちによる、社会学者・上野千鶴子氏を招いたジェンダー講演会の実践です。生徒自身が企画・実行し、「わたしがわたしの主人公である」ために、ジェンダーとどう向き合うかを深く考え、発信する場をつくりました。

このような主体的な学びは、生徒のアジェンシー（agency）——すなわち自らの生を主体的に選び取る力——を育むものであり、同時に学校全体の空気にも変化をもたらしています。こうした実践は、単なる「特別な授業」ではなく、学校文化そのものにジェンダー平等の価値を根づかせるための第一歩です。

しかし現実には、いまだに多くの学校現場で、性別による役割分担が無自覚に再生産されています。たとえば、「女子は気が利く」「男子はリーダーシップがある」といったステレオタイプが、進路選択や学校生活の中で生徒の可能性を狭めてしまいます。制服や校則が、生徒の身体性や自己表現をどのように縛っているのか。あるいは、教員自身の無意識な言動が、生徒の尊厳やアイデンティティを傷つけていることもあります。

こうした背景には、多くの場合、マジョリティ特権があります。

これは、自らが社会的多数派に属していることで、「困難に気づかなくても済む」立場にあることを意味します。その特権性は無自覚であることで、私たちは、生徒の感じている違和感や苦しさに鈍感になってしまうことがあります。だからこそ私たち教員には、自らの位置を相対化し、日々の実践を問い直す自己省察が求められています。

さらに重要なのは、インターセクショナリティ（intersectionality）の視点です。

生徒たちは性別だけでなく、性的指向、性自認、家庭環境、文化的背景、経済的状况、障害の有無など、複数の要因が交差する中で生きています。それぞれの生徒が「自分らしくある」ことを肯定できるような教育環境をつくるには、複雑な構造的差異と抑圧を理解し、丁寧に向き合う姿勢が欠かせません。

私たち教員一人ひとりが、こうした課題に気づき、学び、言葉にし、実践として形にしていくこと。

そして、生徒の声を真摯に「聴く」こと。その声が埋もれることなく社会に届くように、教員が「支援者」ではなく「共に学び、共に問い続ける存在」として関わっていくこと。

これこそが、ジェンダー平等教育の核心ではないでしょうか。

本研究会が、現場での葛藤や挑戦を持ち寄り、これからの実践を共に考える出発点となることを願っています。

ジェンダー平等は、遠くの理念ではなく、学校の毎日の中でこそ実現されるべきものです。
そして何よりジェンダー平等は、学校の空気を変える教育です。
生徒とともに「当たり前」を問い直すことから、新しい学校文化と社会のあり方がはじまります。
今、目の前の生徒とともに、私たちは何ができるのか。
その問いを引き受け続けていくことが求められています。

第20分科会【子どもと人権】子どもの権利条約が生きる学校(分散会)

I 子どもの権利条約が生きる学校 <討論の柱①>

課題提起(事前データ送信のため省略)・「子どもの権利条約が生きる学校」・「ジェンダー平等教育」
<「子どもの権利条約に即したいじめ問題の解決」(小泉典章さん共同研究者)>

- ・県内でのいじめ件数は増え、重大事態は過去最高だった。
- ・いじめは、加害者、被害者、周囲で見ている者は、いずれも子どもであり、当事者の子どもの権利を基本とした対応と、子ども自身の意見表明権を尊重する姿勢が周囲の大人に求められる。
- ・子どもの人権を擁護する仕組みについて独自の条例に基づき、子ども人権問題に対応する第三者機関が必要だ。「子どもの相談・救済機関」である。独立性・中立性が保たれ、利益相反のない者がオンブズパーソンとして務めることが大切だ。

不登校・いじめ問題・人権教育 <討論の柱②>

- ①「いじめ被害者の母の相談より」教育相談室 蟹沢恵子と保護者の方)
- ②自他のよさを見つけ、自分も友だちも大切にできる子どもの育成(松本市立四賀小学校 村石真理子)
- ③問題を自分事として捉え、子ども同士で話し合うことを通して、自ら振り返ることができるような授業を子どもとつくりたい。また、命の尊厳を学ぶことができるようにしたい。

(安曇野市立堀金小学校 丸山由羽)

II 報告と討議の内容

- ①Aさん母から当事者の心情が代弁された。Aから「くるしんだことを伝え助けてほしい」と言われた。自傷(リストカット)の理由は、「いじめられたこと」「一番辛かったのは謝罪会見会」だった。中途半端に謝ってほしくない。謝られたら過去になってしまう。「あいつらだっただんばっているから許してやれよ」という担任の言葉が自分の心をひどく傷つけた。本人が望んでいないのに謝罪の会は、必要だったのか。それですべてが解決したように思っている学校(管理職や担任)とのズレがあった。教師の人権感覚が問われる。母は、9月のリストカットを振り返っている。長袖だったAに気が付いてリストカットを見つけた。「嫌な思いをしていた」と言っていた。Aは「何で泣くんだよ! ? 気に入らなければ、ののしれればいい!」母「苦しいのに気づけなくて悔しい」A「おこらないの?」(泣く) 母「この傷はあなたの苦しきでしょ?」 A「分かってくれたの?」(泣く)母は、これは苦しきの可視化なのだと思った。Aからの手紙を読み上げた。『今思うことは、自分は自分だと思えるようになった。過去の自分にナイフを向けなくて今を楽しめばいい。辛かったら休んでいい。やりたいことやっている。視点が変われば世界が変わる。乗り越えるのは難しいが、大丈夫、乗り越える必要はない。自分を大事に。親御さんへは、今は寄り添って一緒にいることが大事。一緒に楽しいことをしようと言いたい。先生たちには、いじめの加害者も被害者も内面を見てと言いたい。話すだけで辛いから。』
- ②かつては何とかクラスをまとめようとする気持ちが強すぎたが、この実践(友だちを描く・お米作り)を通して教師自身の人権感覚を高め、日常的に授業の中に人権教育の視点を入れた。不登校傾向の子どもに対して登校できた良いではなく、来たら当たり前のように接してきた。自分で考える時間をとり、自分で選んで決めていく力をつけるようにした。
- ③29人のクラスで担任(初任)の実践に、参加者は寄り添い励ました。「死ね」とすぐ言う子どもの内面や家庭環境からアプローチした。お試し行動かもしれない。ADHD傾向を感じる。

III まとめと今後の課題

- ・いじめ問題は、大きな事件にならないためにもチームで対応すべき。一人でやるとよくない。初動対応が大切である。専門家が介入することも大事になるときがある。子どもの考えを受け止める。子どもの意見表明権を大人が自覚する。子どもの権利って何かを考えるべきである。まず子どもが自己肯定感を身につけることだ。①のAさんは家庭の中で「自分は自分であっていい」と内面の成長を遂げた。すばらしい!
- ・道徳教育は「漢方薬」じわじわとゆっくと効いてくる。発達段階に合わせた平和教育も大事だ。
- ・課題として教師が子どもの話をじっくり聞くこと、その場所を確保することが大事だが、なかなか難しい。

第 20 分科会 子どもと人権

ジェンダー平等教育分散会 *共同研究・助言者 杉田真衣先生(東京都立大学)

I 討議の柱:「ジェンダー平等」を達成する社会・学校現場を目指す

2点の実践報告を中心に意見共有を行い、学びや交流を深める。

- ①「性的同意とデートDVについて」人権教育実践 (伊那北高校 内山由香里先生)
- ②わたしがわたしの主人公であるために～上野千鶴子から学んだこと～(東京学芸大学 清水菜央さん)

II 報告と協議の内容

①「性的同意とデートDVについて」人権教育実践 (伊那北高校 内山由香里先生)

1. 実践の内容

- ・真面目で素直で従順、部活にも熱心な生徒たち。だからこそ NO!が言えるか心配な面もある。
- ・誰が教えるか?と悩んだが、男性/女性だからと考えるのは違うのでは…と考え、各担任に依頼した。

2. 生徒の反応

- ・デートDVを初めて知った生徒が7割以上。「役に立った」と感じた生徒が想定以上に多かった。
- ・感想:「同意の大切さを実感した」、「自分が加害者にも被害者にもなり得るのだと知った」等。

3. 実践を振り返って

- ・一回の実践ではなかなか定着しない現状に無力感を感じることもあるが、繰り返し伝えていきたい。

4. 質疑・意見交流

- ・全部で13クラスに授業したのはすばらしい!実際に授業をした担任の先生の感想を知りたい。
→本当に困った場面でNOが言えるよう、生々しい場面を想定してのワークがあっても良かったと。
- ・ワークショップの中身は、抽象さと生々しさの塩梅が難しい。義務の学校では、どうしているか。
→保健指導では発達段階的に具体的にイメージしやすいよう考えることが多い。
- ・物の貸し借りの場面を、同意の取り方の学びに展開した例もある。日頃の「貸して」「いいよ」が言えなければ、性という人間の尊厳に直接関わるような場面では言えないだろう。

②わたしがわたしの主人公であるために～上野千鶴子から学んだこと～(東京学芸大学 清水菜央さん)

1. 実践の内容

- ・上野さんの講演を聴く機会があり、もっと聴きたい!自校にも来てほしい!と感じ、教務主任に伝えた。
- ・実行委員を募り、全校参加の講演会と、自由参加の座談会を企画・運営した。
- ・事前・事後アンケートで意識の変化を調査したり、図書館に「上野千鶴子コーナー」を設置したりした。

2. 実践を振り返って

- ・上野さんの言葉『私たちに変えられたから、あなたも変えられるよ。』が勇気と行動の基礎になった。
- ・小学校での児童会長、中学校での生徒会役員の経験の積み重ねが、この実践につながったと感じる。

3. 質疑・意見交流

- ・受験真っ最中に活動された行動力と勇気はすごい。よくやったなあ、と改めて思う。
- ・座談会での話題はどのようなものがあつたか?
→「この本のこの文章の意味を教えて」、「差別と区別の違いは何ですか?」、「103万円の壁」等。
- ・一人の生徒の希望を、学校行事にした、そのプロセスを詳しく知りたい。
→教務主任に相談したところ、教務主任が校長先生に伝えて下さり、二つ返事でOKをもらった。運営も、実行委員の皆で行ったので、自分一人で上野さんと呼ばたのではないと思っている。

III まとめと今後の課題

学校中を巻き込んだ授業や講演会を行うことで、学校全体が「こういうことを言ってもいいんだな」という雰囲気になる。さらに、「相談していいんだよ」というメッセージにもなる。より安心して通える学校へと“学校のあり方”を変えた2点の実践報告から学び合い、意見交流ができ、充実した分散会となった。

ジェンダー平等を目指すことは、すべての人権尊重、自己肯定、他者との豊かな関係作りを目指すこと。目の前の生徒と共に学びながら、誰もが心身ともに自由に生きられる学校や社会の実現を今後も追求したい。

教研集会役員氏名

集会委員長 細尾 俊彦（高教組）
 事務局長 西澤 桃子（県教組）
 事務局次長 内堀 守（高教組）
 担当書記 下岡 英樹（高教組） 新楽 祐幸（高教組） 香山 菜穂（県教組）

企画推進委員

県教組 相場 瑞樹 西澤 桃子 篠田 淳
 香山 菜穂 宮本 大（長水）
 高教組 細尾 俊彦 内堀 守 下岡 英樹 黒澤 さと子
 新楽 祐幸 寺尾真純（教文議長） 青木 哲也（長水）
 私教連 今井 裕一
 市立高教組 原田 朱美
 信大職組 事務局
 長野大職組 矢野 亮
 県立大職組 加藤 孝士

本部実行委員

係	内容	吉田高校	長野県教育会館
総務	総括・参加者確認等・レポート対応・ニュースとチラシ作成	○内堀守・下岡英樹	細尾俊彦・黒澤さと子・新楽祐幸
	HP管理・レポート掲載・全国教研推薦レポート集約、電話対応、参加者問い合わせの対応	西澤桃子(PM)	◎西澤桃子（AM）、相場瑞樹、岩下啓、香山菜穂
庶務会計	共同研究者・参加者旅費通信費、会場校への支払い：印刷用紙、灯油、分会協力お礼	○下平祥之	◎篠田淳、村澤加奈子
受付	全体会・分科会の参加者受付・受付名簿作成	○菅沼達勇・大久保宏英	◎今井みどり、山崎真奈
	全体会・オンライン開催分科会参加者名表示変更指示	宮崎考司	
機器操作	全体会の機器操作、講師の入室確認	宮崎考司・下岡英樹・内堀守・唐澤佑作 胡桃澤宣光、笠原弘章、西澤桃子(PM)	新楽祐幸 ◎山崎祐貴、香山菜穂
司会 チャット対応	司会		◎金井真紀（司会進行） 黒澤さと子（講演会）
	講演会質疑チャット対応		◎岩下啓、今井みどり
会場設営 掲示	掲示物作成と掲示：入口・全体会場・分科会会場・本部・共同研究者控室	担当：山浦、事前準備：北信在住の人手すきの人全員	◎竹田早希、山崎祐貴
	本部・共同研究者控室設営	手すきの人全員	手すきの人全員
	全体会の会場設営、片付け	手すきの人全員	手すきの人全員
情宣・記録	文字起こし(県)、会場の記録写真、分科会の写真 ※県教研ニュースは事務局	○原将俊・山浦恵美子	◎竹田早希、堀内麻衣子
昼食・接待	共同研究者・本部実行委員昼食手配・共同研究者の接待	○内堀守・下平祥之	◎金井真紀、寺嶋美紀
宿舎・輸送	共同研究者宿舎、輸送手配 宿舎：ホテル信濃路、東急REIホテル	分科会終了時に手すきの人	◎金井真紀、中川優子
放送	参加者へのお知らせ等	○下岡英樹	近藤拓也
駐車場	駐車場案内	○唐澤佑作・齋藤奈月 高教組長水支部（8分会×1人） 吉田分会4人	◎渡辺誠・篠田淳・ 県教組長水支部2名

長野県教育研究集会 年表

年 度	県 教 組	高 教 組	私 教 連	信大教組・ 市立教組・ 県立大教職組
'51 (昭26)	○日教組 第1回研究大会(日光) にオブザーバー参加			
'52 (昭27)	○日教組 第2回研究大会(高知)に、信教に委嘱した研究をもって参加			
'53 (28)	○日教組 第3回研究大会(静岡) に分科会・テーマごとの研究委員を委嘱して参加 県 ○本部で委員の発表会を行う(第1次県教研)			
'54 (29)	○日教組 第4次全国教育研究集会を長野市で行う ○○全国教研に先立って松本市源池小で県教研を開催(第2次)	○第1回集会を 1月長野市で開催		
'55 (30)	○第3次 長野市南部中で開催	○第2次 長野市で		
'56 (31)	○第4次 諏訪市城南小(信教と共催)	○第3次 松本市で		
'57 (32)	○第5次 上田一中(信教と共催)	○第4次 上田市で		
'58 (33)	○勤評闘争で共闘をしたのを契機に共催(信教は後援)、松本市清水小・中で開催			
'59 (34)	○長野市柳町中で(信教は後援)			
'60 (35)	○第8次 信教と共催して上諏訪中・高島小で開催	○第7次 ○松本美須ヶヶ丘高校で		
'61 (36)	○第9次 上田二中、清明小で(信教と共催)	○第8次 諏訪二葉高校で		
'62 (37)	○第10次 清水小・中で(")	○第9次 上田高校で		
'63 (38)	○第11次 柳町中で(")	○第10次 長野高校で		
'64 (39)	○第12次 上諏訪中で(")	○第11次 松本県ヶヶ丘高校で		
'65 (40)	○第13次 上田第一中で(")	○第12次 諏訪清陵高校で		
'66 (41)	○第14次 清水中で(")	○第13次 上田東高校で		
'67 (42)	○長頭組発足、第15次を長野南部中で信教、長頭組と共催	○第14次 長野吉田高校で		
'68 (43)	○第16次 下諏訪中で(信教、長頭組と共催)	○第15次 塩尻高校で		
'69 (44)	○第17次 上田二中で(")	○第16次 諏訪実業高校で		
'70 (45)	○第18次 清水中で(")	○第17次 上田染谷高校で	○第1次集会を 更級教育会館で	
'71 (46)	○第19次 柳町中で(")	○第18次 長野工業高校で	○第2次 文化高校で	
'72 (47)	○第20次 上諏訪中で(")	○第19次 松本美須ヶヶ丘高校で	○第3次 塚原高校で	市立教組は高 教組教研集会 に参加 してきた
'73 (48)	○中教審答申に対する見解の相違で単独開催。第21次 上田三中で	○第20次 長野高校で	○第4次 更級教育会館で	
'74 (49)	○長い間の希望であった合同開催が実現。県教組第22次、高教組第21次、私教連第5次、長野市裾花中、長野工業高で開催。			
'75 (50)	○県教連主催で小中高大一貫した教研集会の実現。名称も「長野県教育研究集会」とし、松本市立丸ノ内中、松本県ヶヶ丘高で開催			
'76 (51)	○県教連主催 ○長野市西部中、長野高、長野吉田高で開催			
'77 (52)	○ " ○松本市女鳥羽中、松本美須ヶヶ丘高、社会文化会館で開催			
'78 (53)	○ " ○上田市市民会館、上田三中、染谷丘高校			
'79 (54)	○ " ○諏訪市文化センター、城南小、二葉高校			

'80	(55)	○	"	○須坂市民会館、長野市西部中、長野高校
'81	(56)	○	"	○松本市社会文化会館、松本市清水中、美須々ヶ丘高校
'82	(57)	○	"	○上田市民会館、上田第三中学、上田高校
'83	(58)	○	"	○諏訪市文化センター、城南小学校、諏訪清陵高校
'84	(59)	○	"	○長野県民文化会館、東部中学校、長野東高校
'85	(60)	○	"	○松本市市民会館、女鳥羽中学校、松本美須々ヶ丘高校
'86	(61)	○	"	○上田市市民会館、上田第四中学校、上田千曲高校
'87	(62)	○	"	○県教連に長野大教組が正式加盟し、県教連の構成は七団体となる。 (県教組・高教組・私教連・市立高教組・信大教組・県短大教組・長野大教組)
		○	"	○長野県民文化会館、古牧小学校、長野工業高校
'88	(63)	○	"	○諏訪市文化センター、諏訪中学校、諏訪二葉高校
'89	(平 1)	○	"	○松本社会文化会館、松本旭町中学校、松本県ヶ丘高校
'90	(2)	○	"	○上田市市民会館、上田第一中学校、上田東高校
'91	(3)	○	"	○諏訪市文化センター、上諏訪中学校、諏訪清陵高校
'92	(4)	○	"	○須坂市文化会館、長野市立北部中学校、長野吉田高校
'93	(5)	○	"	○松本社会文化会館、旭町中学校、松本美須々ヶ丘高等学校
'94	(6)	○	"	以降、2日日程で開催 ○上田北小学校、上田染谷丘高校、上田市文化センター、上田高校同窓会館 (プレ集会を開催)
'95	(7)	○	"	○諏訪中学校、諏訪実業高校、諏訪市文化センター、諏訪市公民館(")
'96	(8)	○	"	○長野工業高校、裾花中学校、勤労者福祉センター、高校教育会館、長野市民会館(")
'97	(9)	○	"	○松本市社会文化会館、旭町中学校、松本美須々ヶ丘高等学校(")
'98	(10)	○	"	○小諸文化センター、小諸商業高校、小諸東中学校、佐久創造館(")
'99	(11)	○	"	○岡谷市民総合体育館、岡谷東高等学校、岡谷東部中学校、ホテル岡谷(")
'00	(12)	○	"	○長野市若里市民文化ホール、長野東高校、三陽中学校、長野教育会館(")
'01	(13)	○	"	○長野県松本文化会館、松本深志高校、旭町中学校、松本市勤労者福祉センター(")
'02	(14)	○	"	○上田東急イン、上田千曲高校、上田市立第四中学校、上田勤労者福祉センター(")
'03	(15)	○	"	○伊那文化会館、上伊那農業高校、伊那北高校、伊那市民会館(")
'04	(16)	○	"	○長野県民文化会館中ホール、長野工業高校、長野市立裾花中学校、ホテル信濃路(")
'05	(17)	○	"	○長野県松本文化会館、旭町中学校、松本県ヶ丘高校、本郷小学校体育館(")
'06	(18)	○	"	○上田市立第一中学校、上田東高校、丸子文化会館セレスホール(")
'07	(19)	○	"	○諏訪市文化センター、諏訪中学校、諏訪清陵高校、諏訪湖ハイツ(")
'08	(20)	○	"	○更級農業高校、長野俊英高校、篠ノ井市民会館、信州大学教育学部(")
'09	(21)	○	"	○松本美須々ヶ丘高校、清水中学校、長野県松本文化会館
'10	(22)	○	"	○東御清翔高校、東部中学校、サンテラスホール
'11	(23)	○	"	○諏訪実業高校、上諏訪中学校、諏訪市文化センター
'12	(24)	○	"	○長野高校、北部中学校、清泉女学院大学・短期大学体育館
'13	(25)	○	"	○旭町中学校、松本深志高校、キッセイ文化ホール
'14	(26)	○	"	○上田市立第六中学校、長野県上田千曲高校、上田創造館
'15	(27)	○	"	○伊那市立春富中学校、箕輪進修高校
'16	(28)	○	"	○長野市立櫻ヶ岡中学校、長野工業高校、若里市民文化ホール
'17	(29)	○	"	○松本市立女鳥羽中学校、松本県ヶ丘高校、キッセイ文化ホール
'18	(30)	○	"	○上田市立第二中学校、上田高校、サントミューゼ
'19	(令 1)	○	"	○諏訪市立諏訪南中学校、長野県諏訪実業高校、諏訪市文化センター
'20	(2)	○	"	○長野県高校教育会館(全体集会・分散会を半日でオンライン開催、分科会中止／当初長野東高、三陽中学に会場依頼)
'21	(3)	○	"	○長野県教育会館(1日日程による完全オンライン開催／当初は長野東高、三陽中学に会場依頼)
'22	(4)	○	"	○長野県高校教育会館(1日日程による完全オンライン開催／当初は松本美須々ヶ丘高、女鳥羽中学校に依頼)
'23	(5)	○	"	○東御清翔高校、長野県教育会館、長野県高校教育会館 (全体会はオンライン、分科会はオンライン、参集、一部ハイブリッド開催)
'24	(6)	○	"	○上伊那農業高校、伊那中学校 (全体会はオンライン、分科会はオンライン、参集、一部ハイブリッド開催)
'25	(7)	○	"	○吉田高校、長野県教育会館 (全体会はオンライン、分科会はオンライン、参集、一部ハイブリッド開催)

【制作】 長野県教育研究集会事務局

【2025 年度担当】

長野県教職員組合 教文部

〒380-0846 長野市旭町 1 0 9 8

長野県教育会館内

Email : kyoubun@ntu-net.com